



第 5 次
高 山 村
総 合 計 画

平成 27 年度～平成 36 年度

笑 顔 で 輝 く 高 山 村



高 山 村
平成 27 年 3 月



“人口減少時代を考える”

高山村長 後藤 幸三

昨年日本全国を震撼させた2040年までに地方自治体の約半数が消滅の恐れがあるとされるショッキングなレポートが発表され、地方創生に向けての取り組みが慌ただしくスタート致しました。高山村では若者世代を中心に魅力あるバランスの取れた施策を展開し人口減少の鈍化に取り組む考えから、高山村第五次総合計画を策定いたしました。

平成26年3月、本村の取り組みについて、村民の方々の重要度、満足度調査アンケートを実施し平成27年度から10ヵ年を目標年次と致しました。計画、策定にあたってはアンケート調査で78%の回答を頂き、その結果を踏まえて、(株)測研に協力を頂く中で、地域振興課を中心に全課長の協力を頂き、その結果につき村民の方々から意見公募を頂き、今後本村の指針となすべき第五次総合計画を策定いたしました。

アンケートにご協力いただきました多くの村民の方々と共に策定した総合計画ですので、今後最大限に活用して参りたいと考えております。自主財源が少なくまた交付税等が縮減する中で村民皆さまのご協力を頂き、小さくとも輝いていける高山村づくりが出来ます様ご祈念申し上げ、ご挨拶と致します。

平成27年3月



“計画は実現させてこそ村づくり”

第5次高山村総合計画審議会会長
高山村議会議長

平形 富二夫

平成17年度より10年間にわたって取り組んできた「第4次高山村総合計画」が平成26年度で終了しました。

この間に急速な少子高齢化、本格的な人口減少社会が到来し、社会構造の変化、グローバル化によって、村民の暮らしは10年前に比べて大きく変化しました。

このような社会情勢を踏まえて、高山村総合計画審議会に於いて、21名の委員さんの意見を聞き、又村民皆様の意見公募を取り入れて、平成36年度までの10年間にわたって高山村の指針となる「第5次高山村総合計画」が策定されました。

この計画は、3年～5年で検証評価、見直しを実施し、達成率等村民皆様に公表するとの説明を受けております。

また、総合計画を実現化しなければ意味がありません。少子高齢化が進む中ですが、村民皆様が自分の出来ることから村づくりに参加していただき、小さくても輝く高山村にしませんか。

高山村議会議員10名も、村民の皆様、行政と力を合わせ、目標達成に向けて積極的に取り組むことを、お約束して挨拶とさせていただきます。

平成27年3月

第5次高山村総合計画 目次

● I. 総論

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけと役割	2
第3節 計画の構成と期間	4

● II. 基本構想

第1章 村の将来像	6
第2章 目標人口	7
第3章 土地利用構想	8
第4章 施策の大綱	
第1節 はたらきふれあうむらづくり	9
第2節 学び育てるむらづくり	13
第3節 思いやりあふれるむらづくり	17
第4節 自然とともに暮らすむらづくり	22
第5節 安全・安心なむらづくり	25
第6節 村民参加のむらづくり	28
第5章 施策体系図	31

● Ⅲ. 基本計画

第1章 基本計画	32
第1節 はたらきふれあうむらづくり	
施策1-1 観光の振興	34
施策1-2 農林業の振興	36
施策1-3 商工業の振興	38
第2節 学び育てるむらづくり	
施策2-1 教育の充実	40
施策2-2 文化・スポーツの推進	42
施策2-3 人権教育の推進	44
第3節 思いやりあふれるむらづくり	
施策3-1 医療の充実	46
施策3-2 児童福祉の充実	48
施策3-3 高齢者福祉の充実	50
施策3-4 障害者福祉の充実	52
施策3-5 社会保障の充実	54
第4節 自然とともに暮らすむらづくり	
施策4-1 社会基盤施設の充実	56
施策4-2 環境の保全	58
第5節 安全・安心なむらづくり	
施策5-1 防災力の強化	60
施策5-2 防犯力の強化	62
第6節 村民参加のむらづくり	
施策6-1 村民参加の推進	64
施策6-2 行政サービスの充実	66

● IV. 資料編

1	総合計画審議会条例	68
2	策定経過	70
3	策定体制	71
4	委員名簿	72
5	高山村総合計画について（諮問）	76
6	高山村総合計画について（答申）	77
7	村の現状	78
8	将来人口推計	108
9	上位・関連計画	112
10	村民意見収集	124
11	むらづくりの課題	135

I. 総論

★ 第1章 計画の概要 ★

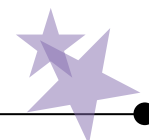
第1節 計画策定の背景

第2節 計画の位置づけと役割

第3節 計画の構成と期間

I. 総論

第1章 計画の概要



第1節 計画策定の背景

人口減、少子高齢化による社会構造の変化に加えて、グローバル化によって、私たちの暮らしは、10年前に比べて大きく変化し、多様化しつつあります。

人についてみると、子ども達が減少し活力が低下しつつあります。

また、低コストでより遠くに到達できるようになったため、通勤通学や観光の流動に変化が生じています。

モノについてみると、外出しないで買い物ができるようになるなど、ICTを背景に物流システムに変化が生じました。

このような社会経済状況の変化の中、若者は、変化に対応しながらしなやかに生きていかなければなりません。

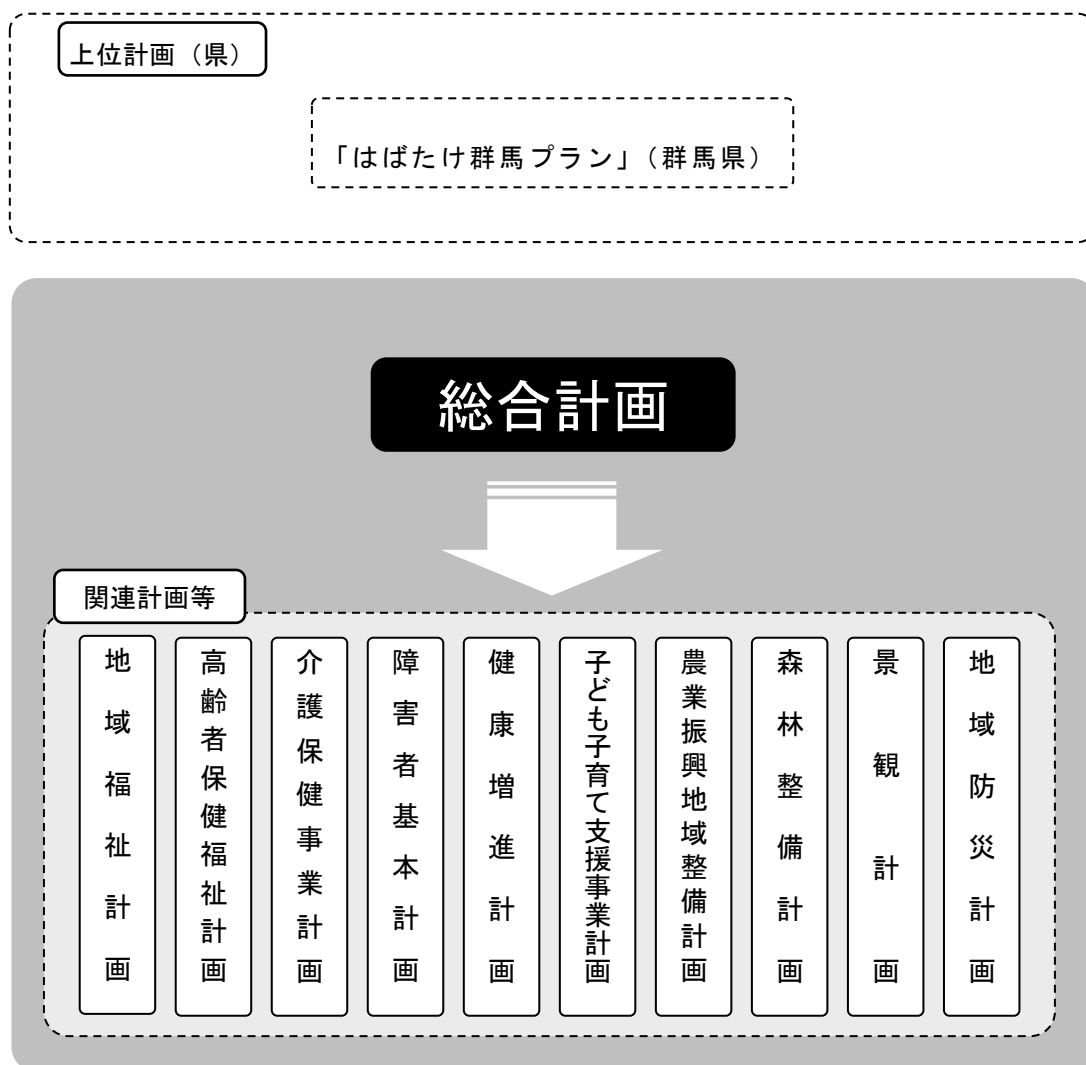
また、お年寄りは、健康でいきいきと暮らせるよう、健康・生きがいづくりを進めていかなければなりません。

今回、「第5次高山村総合計画」を策定し、より良いむらづくりを進めるための指針とします。

第2節 計画の位置づけと役割

(1) 総合計画の位置づけ

総合計画は、村の最上位計画です。



(2) 総合計画の役割

総合計画は、以下のような役割があります。

計画的なむらづくり

事業の評価と見直し

村民参加の推進

■計画的なむらづくり

むらづくりは、村民の営み、村外の方々の様々な活動及び行政における事業等によって、形成されています。

しかし、これらの活動や事業が、分野ごとに実施されたり、時間的なスケジュールが重複すると、効果が薄れることが懸念されます。

総合計画は、このような活動や事業を総合的、計画的、体系的に位置づけて、むらづくりを進めます。

■事業の評価と見直し

計画に位置付けられた活動や事業は、「やりっぱなし」ではいけません。

そのためには、事業の評価と見直しを実施する必要があります。事業評価とは、計画に位置付けられた事業について、実施状況、効果、課題を整理するものです。事業の見直しとは、課題をもとに村民にとってより実効的な事業に改善するものです。

総合計画は、これらの取組を促し、将来の村政運営の指針づくりに寄与します。

■村民参加の推進

むらづくりを進めるためには、福祉、防災など様々な分野において、村民や事業者自らの参加が必要です。

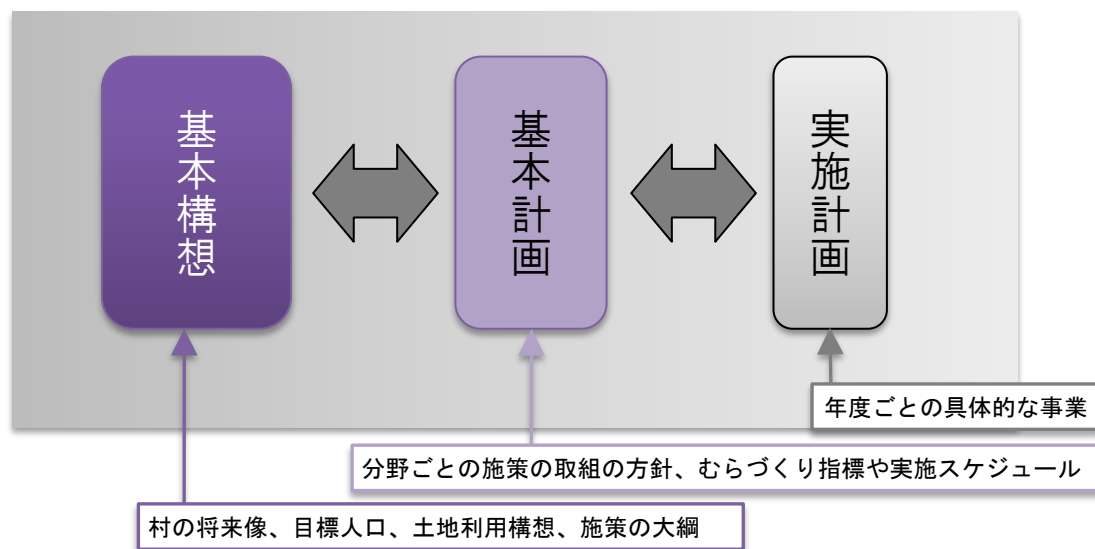
また、その参加の仕組みと運営について、行政の企画力や調整力が必要です。そして、各主体が協働で活動や事業を進める必要があります。

総合計画は、各主体の関係をあらためて示し、活力あるむらづくりを推進します。

第3節 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

総合計画は、3つの計画で構成されています。この計画書に示す内容は、基本構想と基本計画です。



◆基本構想とは

村を取り巻く社会経済動向、村民ニーズを踏まえ、村の課題を明らかにし、村の将来像を描きます。

さらに将来像を実現するための施策の大綱を位置付けます。

◆基本計画とは

基本構想に掲げられた村の将来像、施策の大綱を具現化するための計画です。

施策の大綱にしめされた実現化方策をより具体的な事業として示します。

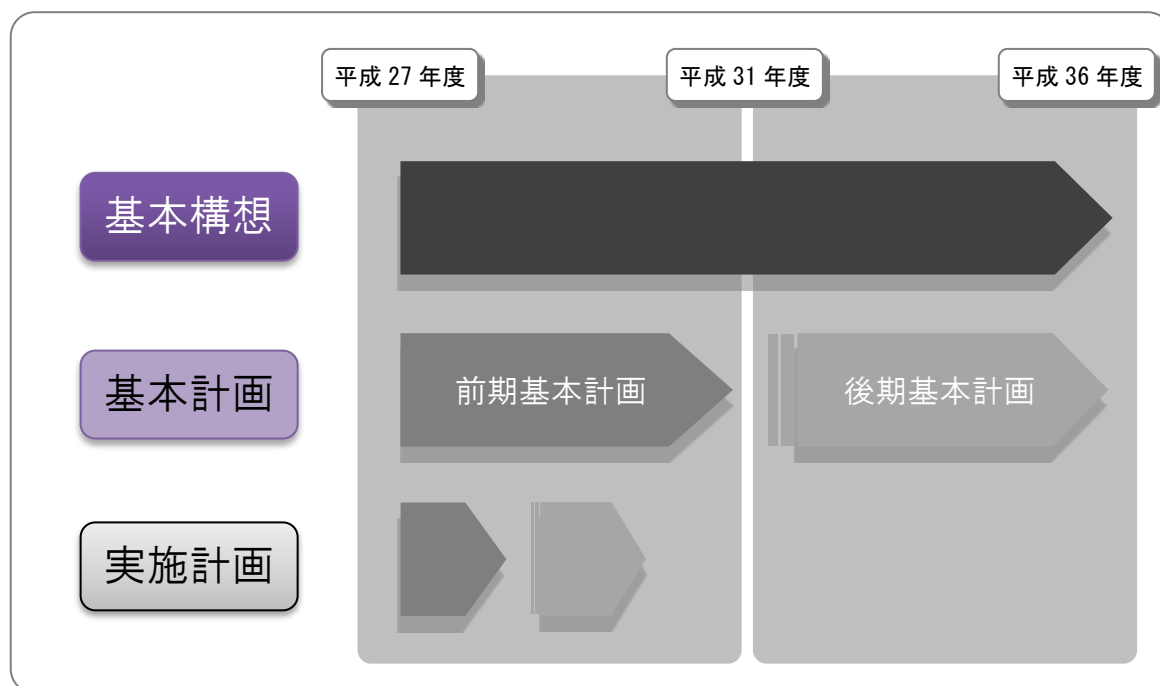
◆実施計画とは

基本計画に示された事業を整理します。

整理された事業は、タイムスケジュール、事業の優先順位等が検討され、予算編成の指針または基礎資料になります。（この計画書には含まれません）

(2) 計画の期間

計画の構成にあわせて、計画期間を定めています。



◆基本構想の策定期間

基本構想の計画期間は10年間です。策定期間は、平成27年度から目標年次となる平成36年度です。

◆基本計画の見直し

基本計画の計画期間は5年間です。基本構想の中間年となる平成31年度に必要な応じて見直しを行います。

◆実施計画の見直し

実施計画の計画期間は3年間です。計画された事業の評価を行い、予算編成のタイミングにあわせて毎年見直しを行います。

Ⅱ. 基本構想

第1章 村の将来像

第2章 目標人口

第3章 土地利用構想

第4章 施策の大綱

第1節 はたらきふれあうむらづくり

第2節 学び育てるむらづくり

第3節 思いやりあふれるむらづくり

第4節 自然とともに暮らすむらづくり

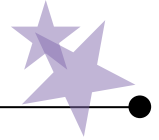
第5節 安全・安心なむらづくり

第6節 村民参加のむらづくり

第5章 施策体系図

Ⅱ. 基本構想

第1章 村の将来像



《キャッチフレーズ》

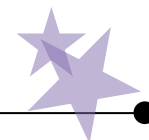
笑顔で輝く高山村

はしゃぐ子ども達の無垢な笑顔、年輪が刻まれたやさしい笑顔など、私たちの村は、多くの笑顔が積み重なり形成されてきました。

私たちを取り巻く社会変化に対して、力強く、柔軟にむらづくりを進めるためには、人と人とのつながりが重要で、これを円滑に進めるためには笑顔がかかせません。

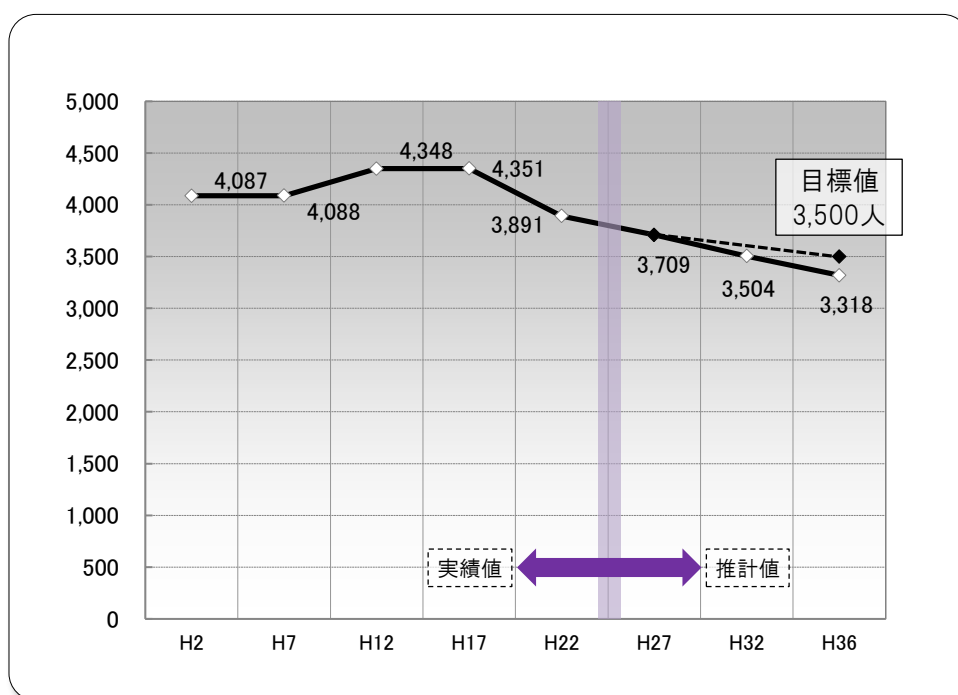
そして、これからもきれいな星空とともに輝く村をつくっていきましょう。

第2章 目標人口



将来人口推計によると、村の人口は約3,300(人)と予測されます。

よって、総合計画の目標年次 [平成36年] における目標人口は、本計画の施策を加味して、3,500(人)とします。

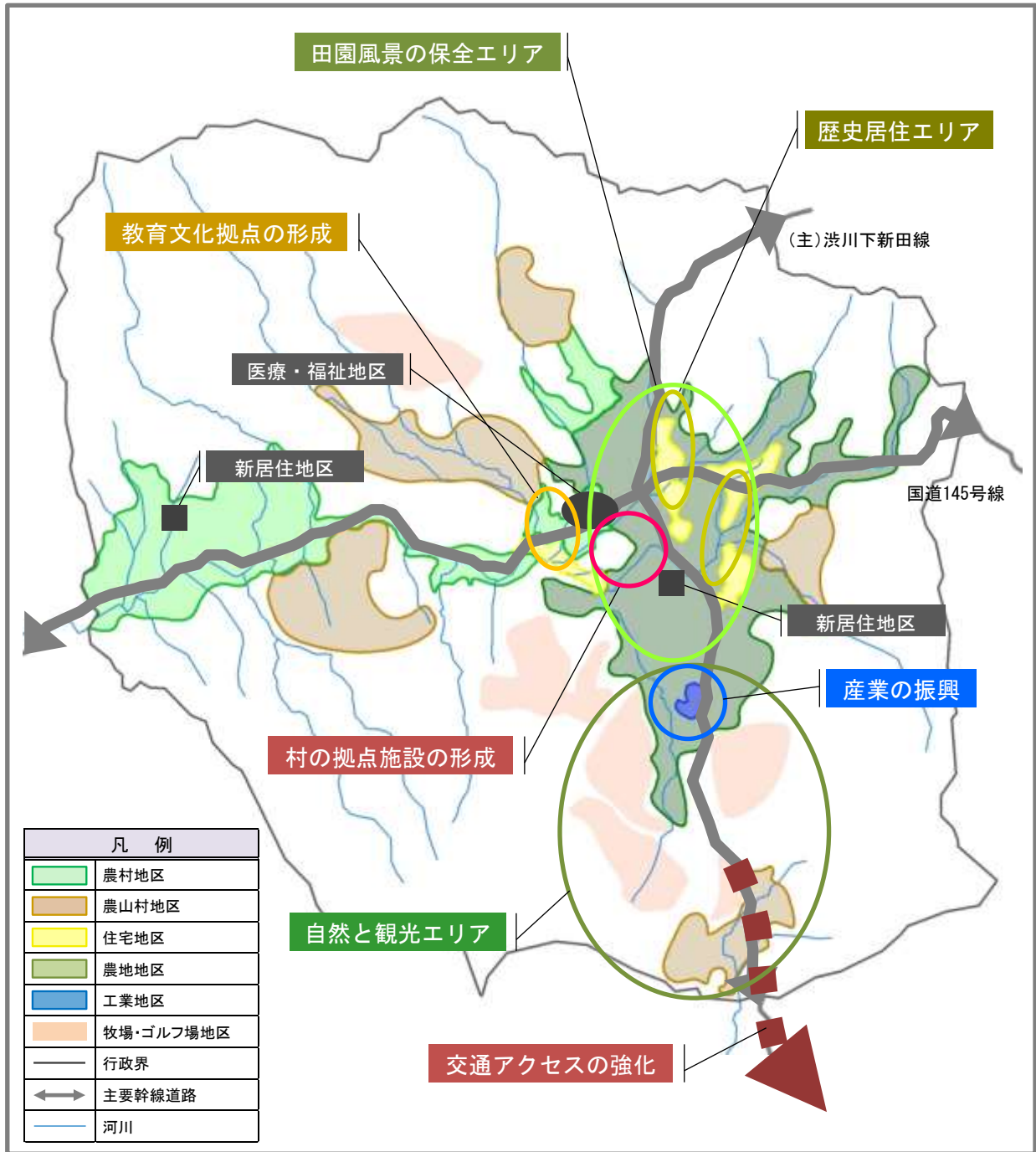
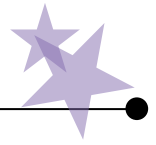


単位：[人]

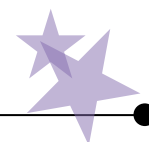
	国勢調査による実績値					推計値		
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成36年
備考						基本構想 開始年次		基本構想 目標年次
人口 (推計値)	4,087	4,088	4,348	4,351	3,891	3,709	3,504	3,318
人口 (目標値)	—					3,700	3,600	3,500
参考値 (国立社会保障・人口問題研究所による推計値)						3,911	3,687	3,459※

※平成2年から平成22年までは国勢調査に基づく実績値。
平成22年以降は、国勢調査に基づき、コーホート要因法による推計値。
参考値における平成36年の値は、平成37年の推計値。

第3章 土地利用構想



第4章 施策の大綱



第1節 はたらきふれあうむらづくり

■時代の潮流と施策の方向性

観光は、日本経済を立て直すための柱と位置づけられ、地域においても交流人口を拡大し活力の維持を目指しています。さらに「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会」の開催を好機として捉えて、観光立国を推進することになっています。

また、若者や子どもの定住を目指し、農林業生産と加工・販売の一体化や産業の創出など6次産業化が推進されています。

村では、道の駅「中山盆地」を拠点とし、周辺の産業と観光資源を結びつけることで、村民への日常生活の利便性の向上と村外の方々への楽しみを提供していきます。



■施策展開

(1) 観光

観光立国にむけて、魅力ある観光地域づくりとして、観光地域のブランド化や複数地域間の広域連携等があげられています。

村における広域連携軸は、東西方向に日本ロマンチック街道が、南北方向に旧三国街道が存在し、街道特有の風景、景観が観光客にとって魅力的な空間になっています。

さらに村の地形条件が盆地形状であることから、広域連携軸周辺には、農山村景観、眺望景観、星空といった魅力的な景観が形成されています。

村では、道の駅「中山盆地」を観光、防災等を含めた村の中心拠点として整備し、村民相互、都市居住者及び観光客を含めた交流の場の形成に努めます。

◆実現化方策

- ・道の駅「中山盆地」施設整備
- ・宿泊施設整備
- ・各種イベント・体験プログラム等による交流事業
- ・人材育成と村民参加
- ・広告・PR事業
- ・様々な産業との連携
- ・花いっぱい運動の推進

(2) 農林業

我が国を取り巻く状況をみると、自由貿易に関する構想や協定などの交渉が行われるなど、国際的な変化への対応が求められています。したがって、我が国は、強い農林業や美しく活力ある農山村を構築しながら、農林産物の付加価値の向上から需要拡大等を進める必要があります。

村では、活力ある農山村を構築するために農山村景観に配慮した農林業の基盤整備はもとより、加工品の販売促進、農業法人の組織化にむけた支援を図ります。

さらに、需要拡大を図るために6次産業を意識した特産品のブランド化の支援、新たな販売ルート構築にむけた支援を行うとともに、イベントや体験プログラムを通じた人の交流及び道の駅「中山盆地」との連携を図ります。

◆実現化方策

- ・ 集落営農及び農業法人等の組織の育成
- ・ 農業の担い手、農業後継者、新規就農者への支援
- ・ 特産品のブランド化 [6次産業、米、野菜、花き]
- ・ 地域の実情にあった基盤整備
- ・ 環境に配慮した農業の推進
- ・ 森林の適正な管理
- ・ 地域材利用拡大の啓発

(3) 商工業

現在、我が国は、経済立て直しの途上にあります。産業面における東アジア諸国の影響は避けることが困難ですが、村の一員である事業者が強く元気であることは、村の活性化につながります。

雇用面においても産業は重要です。特に将来を担う若者については、非正規雇用者も多く生活が不安定になっていることが課題になっています。

村では、産業振興を推進するため、村内企業の支援と、村外企業の誘致を図ります。

また、村における人口減対策の一環として雇用を確保し、定住促進を図ります。

◆実現化方策

- ・行政と商工会との連携事業の支援
- ・商品のブランド化
- ・企業の誘致や斡旋

第2節 学び育てるむらづくり

■時代の潮流と施策の方向性

我が国を取り巻く状況をみると、社会変化が多様で激しいため、個人の自立や様々な人、団体との協働が求められています。

したがって、我が国は、学校、家庭、地域をステージとして、学力、体力、豊かな人間性等を育てていかなければなりません。

村では、学校等の教育環境の充実はもちろんのこと、グローバル化に対応した人材の育成や、時代の要請に沿った教育を充実するなど、村の宝である子どもに力を注いでいきます。

また、村の文化を継承するための様々な活動及び人権尊重の教育や啓発活動などにも引き続き取り組んでいきます。



■施策展開

(1) 教育

国際的視点に立ち、自らの考えを発信できるような人材を育成するため、語学力の向上を支援します。

また、ICTを使った授業を行うなど、時代の要請にも応えていきます。

さらに、通学路の安全対策、各種教育の充実を図ります。

◆実現化方策

- 教育環境の整備
- ICTを使った授業
- 海外交流事業の推進
- 就学・就園に関する各種経済的支援
- 通学路の安全確保
- 子どもの居場所づくり
- 各種教育〔青少年、食育、健康等〕の充実

(2) 文化・スポーツ

私たちは、文化財の保全はもちろんのこと、人々の活動そのものである生業、お祭り、スポーツ大会等も含めて、地域の活動を後世に引き継がなければなりません。

そのためには、生涯学習等において様々な学習機会を創出し、村民の参加を促して知識を高めるなど、時間をかけて村民の文化度の向上に努めます。

また、スポーツを通じ、教育、健康増進、世代間交流を図ります。

◆実現化方策

- ・各種教室・講座・生涯スポーツの推進
- ・各種教室 [ICT、環境、防災、文化、子育て等] の充実
- ・社会教育施設の維持管理
- ・地区公民館活動の推進
- ・文化活動、文化財の保護
- ・人材及び組織の育成

(3) 人権尊重

国際社会において、人権は基本的課題です。

身近なところをみると、いじめや虐待だけでなく、携帯電話やスマートフォンを利用して犯罪に巻き込まれるケースもみられます。これらのケースは、本質的に人権を侵しているともいわれています。

私たちは、人権侵害の加害者にも被害者にもならないために、資質や能力を育てる教育を実践しなければなりません。

◆実現化方策

- 人権教育の推進
- 人権啓発活動の推進

第3節 思いやりあふれるむらづくり

■時代の潮流と施策の方向性

我が国は、少子高齢化による人口構成の変化に応じて、社会保障給付費が急増しています。

また、医師不足をうけ、高度医療からリハビリテーションまでを単独の医療機関が行うことは困難になっています。これからは、地域や在宅を基本とした医療、介護、予防を実現する地域包括ケアシステムの構築が必要です。

村では、診療所や福祉施設における環境の向上や、新たな施設整備を図るとともに、村の宝である子ども・子育て支援を充実して活力を維持し、さらに村民自らの声掛けや健康増進を図ることで、社会保障に関わる支出の抑制を図ります。



■施策展開

(1) 医療

医療連携体制は、県計画に基づき機能分担と業務連携が構築されています。

機能分担とは、専門的な治療を行う機能、救急医療機能、介護・福祉サービス機能等のことです。

村におけるかかりつけの医師による診療等は、村内の診療所（1箇所）にて対応しています。一般的な入院やリハビリテーションなどの専門性が高い保健医療、高度・特殊医療は、疾病や事業の種類により周辺市町村の施設にて対応しています。

今後、地域における質の高い医療を確保し、村民が安心できる体制を構築します。

◆実現化方策

- ・ 地域医療連携の強化
- ・ 日本赤十字社への協力と支援
- ・ 各種予防事業

(2) 児童福祉

学校教育や保育、子育て支援の量の拡充や質の向上が進められます。具体的には、平成27年度から幼稚園と保育所の良いところを1つにした認定こども園のほか、子育て支援として、地域子育て支援拠点、一時預かりや放課後児童クラブ等の事業が計画されます。

村では、人口減対策や活力維持を考慮して、新たな制度も活用しながら子育て環境の充実を図ります。

◆実現化方策

- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園の適正な運営
- ・ 子育て支援事業の充実
- ・ 子育て支援センターの充実
- ・ 各種手当・給付の継続
- ・ 健康教育の継続
- ・ 相談・訪問事業の継続

(3) 高齢者福祉

介護保険制度が導入され十数年、介護は家庭ではなく社会で担うものとなりました。今後は、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる地域包括ケアシステムの構築が求められています。

そのために村は、村の実情に合わせて、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される仕組みをハード、ソフト両面からつくります。

◆実現化方策

- ・ 各種予防事業
- ・ 健康増進事業
- ・ 各種介護サービスの充実
- ・ 各種地域支援事業
- ・ 福祉バスの運行
- ・ 各種手当・給付の継続
- ・ 各種施設、団体への支援
- ・ 高齢者施設整備の促進
- ・ 在宅介護を目指すための医療施設との連携
- ・ 地域包括センターの機能強化
- ・ 地域医療連携の強化
- ・ 要援護者対策事業

(4) 障害者福祉

障害の有無にかかわらず、誰もが互いに尊重し共生する社会を目指し、障害者の自立と社会参加にむけた支援が推進されています。

村では、自立するために必要な各種手当や給付を継続するとともに、さらに住まい、働く場所、移動手段等の相談及び斡旋を行います。

◆実現化方策

- ・ 障害福祉サービスの充実
- ・ 地域生活支援事業の充実
- ・ 障害福祉施設の検討及び整備
- ・ 各種手当・給付の継続
- ・ 相談窓口の充実

(5) 社会保障

私たちが、病気や失業の際にも困らないで生活を安定させるため、社会的な保障やサービスなどが制度化されています。

村では、年金、保険等に関する事務処理を適正に行い、持続可能な制度の維持及び信頼を確保します。

◆実現化方策

- ・ 保険事業等の適正な運営
- ・ 母子父子家庭の支援
- ・ 低所得者への支援
- ・ 各種手当・給付の継続

第4節 自然とともに暮らすむらづくり

■時代の潮流と施策の方向性

高度経済成長期に築造された橋や道路などのインフラは、50年以上を経過して老朽化しているため、新たに維持管理のコストが必要になってきました。

村では、盆地状の地形や星空など豊かな自然環境を村の財産と位置づけ、既に景観条例、光環境条例を制定しています。

また、村での暮らしに着目すると、村民の通勤通学や買い物等の動向は、周辺都市に依存していることから、交通アクセス機能の確保等も必要です。

村では、村の財産を守りつつ村民が暮らしやすい環境をつくっていきます。



■施策展開

(1) 社会基盤施設

村から都市部への交通アクセスを強化します。

また、老朽化した道路や橋等の社会基盤施設は、私たちの安全を脅かす可能性が生じています。これらの施設は、予防保全的な修繕や耐久性の向上によって長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

また、村の星空、農山村風景は、都市にはない魅力があり、村民だけでなく村外の方々にも魅力を与えてくれます。これまで進めてきた植栽、清掃といったソフト面も含めて、引き続き景観形成を進めます。

このような社会基盤のもと、若者の定住促進、交通機能の確保、災害応急対策、子どもの安全確保などを進めていきます。

◆実現化方策

- ・ 橋梁長寿命化対策事業
- ・ 定住化促進事業
- ・ 緊急輸送道路整備事業
- ・ 土地利用の調査及び管理
- ・ 景観形成事業
- ・ 宅地造成事業
- ・ 乗合バスの運行支援
- ・ 交通安全施設整備事業
- ・ 道路長寿命化対策事業

(2) 環境

持続可能な社会を実現するためには、様々な分野を統合的にとらえる必要があります。

それは、自然環境を保全し、生物多様性の保全といった自然共生社会であったり、物質循環、再生資源などを考慮した循環型社会、地球温暖化に関する取組を行う低炭素社会です。

生活関連施設として重要な上下水関連施設は、自然環境に影響を与えないよう維持される必要があります。

さらに、自然エネルギーを活用することで、村民のライフスタイルに一石を投じ、経済面も含めてエネルギーに関する村民負担のあり方を検討する必要があります。

◆実現化方策

- 自然環境の保全
- 上下水関連施設の整備
- 新エネルギー対策
- 住宅用太陽光発電システムの推進

第5節 安全・安心なむらづくり

■時代の潮流と施策の方向性

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC 第5次評価報告書（2013））の評価報告によれば、地球温暖化による気候変動はもはや疑いないとされ、気温上昇、集中豪雨といった変化が確認されています。

また、東日本大震災（平成23年3月11日）、首都直下型地震の予測、大雪による雪害などによって、防災への関心が高まっています。

村では、「災害はいつ起こるかわからない」という認識のもと、災害予防、減災対策に取り組めます。



■施策展開

(1) 防災

行政において、生命及び財産を災害から守ることは重要な施策ですが、少子高齢化の影響によって、集落の衰退やマンパワー不足等がみられ、十分な対応が困難な状況にあります。

このような中では、災害は不可避との立場で被害を最小化する「減災」の考え方を取入れ、災害を予防する活動を積極的に行います。

さらに、災害応急活動を円滑に進めるための施設整備、情報伝達、避難計画等の充実に努めます。

■実現化方策

- ・ 消防活動の支援
- ・ 防災拠点における防災施設及び設備の充実
- ・ 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の充実
- ・ 防災行政無線の充実
- ・ 自主防災組織の組織化
- ・ 要配慮者への支援
- ・ 防災訓練
- ・ 防災学習
- ・ 防災知識の普及

(2) 防犯

社会や経済の変化に伴い、犯罪状況にも変化が生じ、携帯電話やインターネットを利用した振り込め詐欺やサイバー犯罪が発生しています。

また、これまでと同様に窃盗、ひったくり、不審者などは、村民を不安にさせます。

これらの犯罪の標的は、社会的に弱い立場にある子どもや高齢者になることがあるため、社会全体で守ることが必要です。

したがって、村では、様々な団体と連携して啓蒙活動を図り、安全・安心のむらづくりを進めていきます。

■実現化方策

- ・防犯啓蒙活動 [不審者、振り込め詐欺等]
- ・見回りの強化
- ・防犯灯の整備
- ・通学路の安全確保

第6節 村民参加のむらづくり

■時代の潮流と施策の方向性

地方分権改革において、事務・権限の委譲等が進んでおり、地域自らが自主的な取組を行いつつあります。このような自主的な取組を進めるためには、村民がより積極的なむらづくりに参加し、行政と連携する必要があります。

一方、財政についてみると、国と地方の長期債務残高は、2014年で、約1,000兆円を超えています。

また、少子高齢化によって、社会保障関係費の支出が増加しています。

このような中、村は、資源である人の力を効果的に活用し、支出の抑制と収入増または賢いお金の使い方を考えていきます。



■施策展開

(1) 村民参加

むらづくりは、村民と行政が連携して取組ことによって、効果が期待されます。

そのためには、行政は、取組を積極的に村民に開示して理解していただくことが必要です。

一方で、村民は、自治会活動やボランティア活動に対して、“自分のこと”として参画することが必要です。

◆実現化方策

- 村の行事への参加
- 自治会活動への参加
- 村民懇談会の実施
- パブリックコメントの実施
- 住民参加型の協働事業（原材料支給）

(2) 行財政

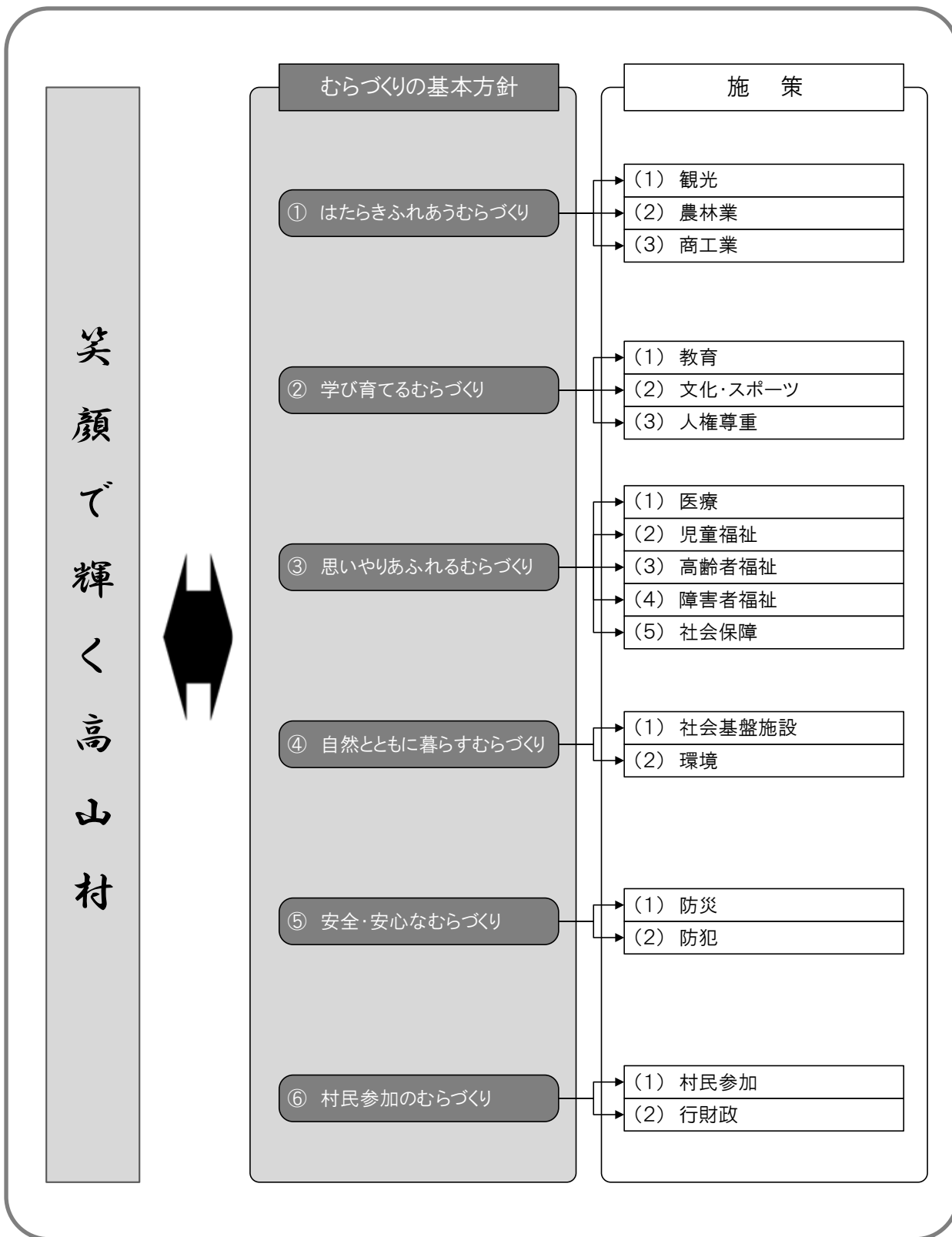
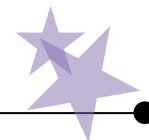
地方財政において、社会保障費が増大傾向にあるため、例えば、社会資本整備は投資効果の高い事業の重点化を図るなど、財政を安定的に運営することが望まれています。

将来の村の財政は、財源の減少が予想されます。今後、財政健全化にむけた運営を行っていかねばなりません。

◆実現化方策

- ・ 村民サービスの向上
- ・ 業務の合理化・効率化
- ・ 財政健全化の推進
- ・ 広域行政の推進
- ・ 広報の充実
- ・ 情報公開の継続
- ・ 男女共同参画の普及と啓発

第5章 施策体系図



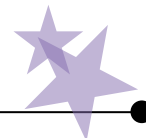
Ⅲ. 基本計画

★ 第1章 基本計画

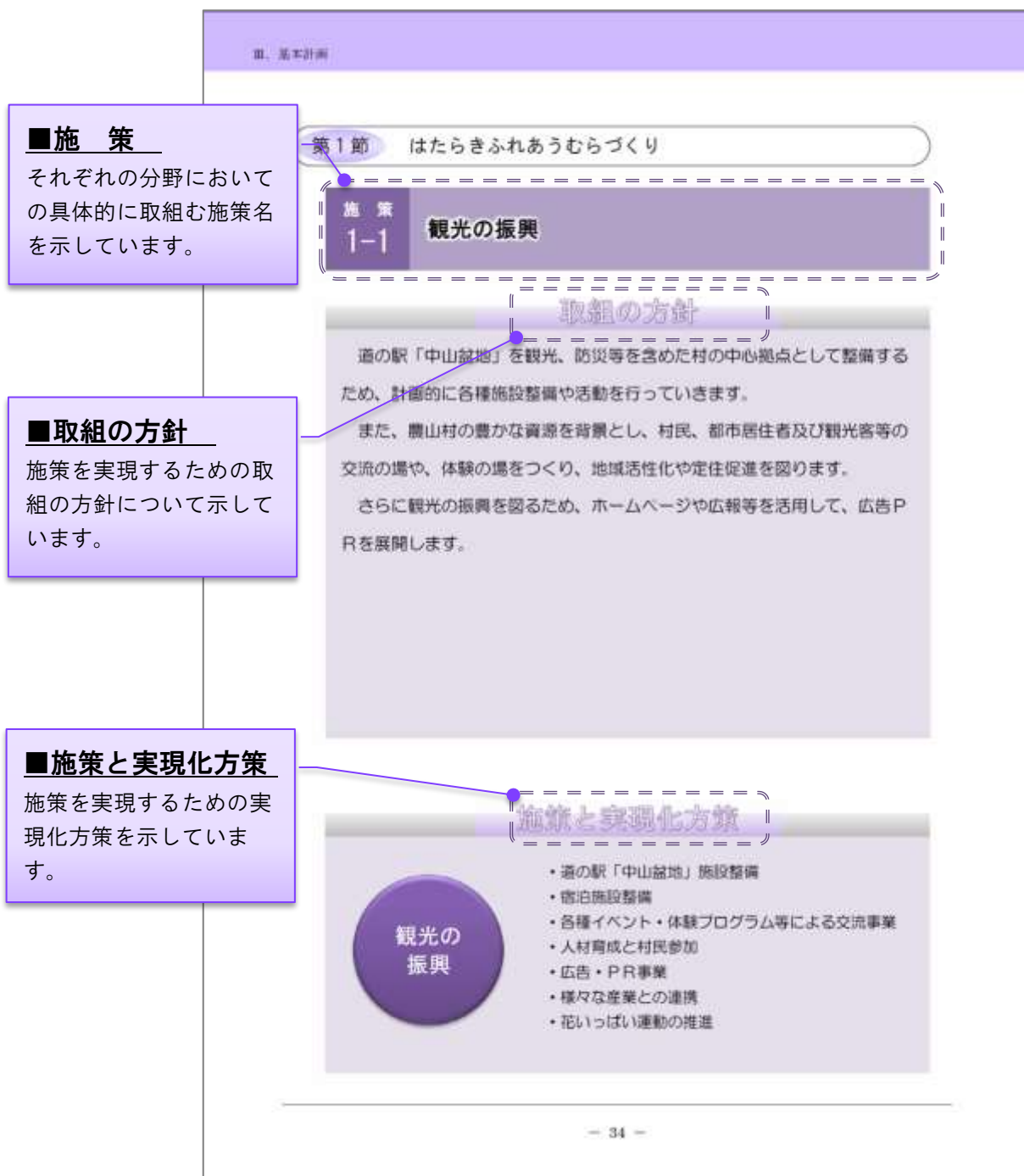
- 第1節 はたらきふれあうむらづくり
- 第2節 学び育てるむらづくり
- 第3節 思いやりあふれるむらづくり
- 第4節 自然とともに暮らすむらづくり
- 第5節 安全・安心なむらづくり
- 第6節 村民参加のむらづくり

Ⅲ. 基本計画

第1章 基本計画



■ 基本計画のみかた



第5次

「むらづくり指標」

■むらづくり指標

施策の達成度や成果をよりわかりやすく、より客観的に測ることができる指標を選択し、指標の現状値と目標値を示しています。

	現状値	目標値
観光客数	369千人	500千人
ホームページのアクセス数	58千アクセス	62千アクセス
各種イベント・体験プログラム等の開催数	10回	20回

「事業と実施スケジュール」

■事業と実施スケジュール

施策を達成するための事業ごとにスケジュールを示しています。ここで記載する事業は複数の課の事業が示されることもあります。

事業名	H27	H28	H29	H30	H31
① 観光施設の充実	●				
② 道の駅整備計画及び施設整備	●				
③ 宿泊施設等の検討及び整備	●				
④ 観光PRの促進	●				
⑤ 広報紙発行	●				
⑥ 地域おこし支援隊エコツーリズムの推進	●				●
⑦ 緑のふるさと協力隊	●				●
⑧ ガイドボランティア活動	●				●
⑨ 高山村ホームページ	●				●
⑩ 人材の育成	●				●
⑪ 地域おこしインターンの会	●				●
⑫ 若葉のふるさと協力隊	●				●
⑬ 村のがっこう はたけ組	●				●
⑭ 花壇の管理	●				●
⑮ ふるさと祭り	●				●
⑯ 田三國街道中山宿復活祭	●				●
⑰					

第1節 はたらきふれあうむらづくり

施策
1-1

観光の振興

取組の方針

道の駅「中山盆地」を観光、防災等を含めた村の中心拠点として整備するため、計画的に各種施設整備や活動を行っていきます。

また、農山村の豊かな資源を背景とし、村民、都市居住者及び観光客等の交流の場や、体験の場をつくり、地域活性化や定住促進を図ります。

さらに観光の振興を図るため、ホームページや広報等を活用して、広告PRを展開します。

施策と実現化方策

観光の
振興

- 道の駅「中山盆地」施設整備
- 宿泊施設整備
- 各種イベント・体験プログラム等による交流事業
- 人材育成と村民参加
- 広告・PR事業
- 様々な産業との連携
- 花いっぱい運動の推進

むらづくり指標

	現 状 値	目 標 値
観光客数	369千人/年	500千人/年
ホームページのアクセス数	58千アクセス/年	62千アクセス/年
各種イベント・体験プログラム等の開催数	10回/年	20回/年

事業と実施スケジュール

事業名		H27	H28	H29	H30	H31
①	観光施設の充実	●				●
②	道の駅整備計画及び施設整備	●				●
③	宿泊施設等の検討及び整備	●				●
④	観光PRの促進	●				●
⑤	広報紙発行	●				●
⑥	地域おこし支援隊エコツアーリズムの推進	●				●
⑦	緑のふるさと協力隊	●				●
⑧	ガイドボランティア活動	●				●
⑨	高山村ホームページ	●				●
⑩	人材の育成	●				●
⑪	地域おこしインターンの会	●				●
⑫	若葉のふるさと協力隊	●				●
⑬	村のがっこう はたけ組	●				●
⑭	花壇の管理	●				●
⑮	ふるさと祭り	●				●
⑯	旧三国街道中山宿復活祭	●				●
⑰						

施策
1-2

農林業の振興

取組の方針

農業においては、地域の実情にあった農業基盤整備や施設の維持管理を行います。

また、農業の組織化に向けた支援や地域の中心となる経営体の育成・確保、環境に配慮した農業生産活動の推進、農産物のブランド化への支援を行います。

また、担い手への農地集積により、集団化した農地の保全を図ります。

林業においては、森林が有する多面的機能を発揮させるため、木を植え、育て、伐採し木材を利用する循環システムの確立に向け、間伐などの森林整備と木材利用拡大に取り組んでいきます。

また、森林整備や木材搬出経費を削減するため、作業道などの路網整備を推進します。

施策と実現化方策

農林業の
振興

- 集落営農及び農業法人等の組織の育成
- 農業の担い手、農業後継者、新規就農者への支援
- 特産品のブランド化 [6次産業、米、野菜、花き]
- 地域の実情にあった基盤整備
- 環境に配慮した農業の推進
- 森林の適正な管理
- 地域材利用拡大の啓発

むらづくり指標

	現 状 値	目 標 値
地域の中心となる農業の経営体	17経営体	25経営体
間伐等森林整備面積	30ha	150ha

事業と実施スケジュール

事業名		H27	H28	H29	H30	H31
①	集落営農及び農業法人の組織化に向けた支援	●	●	●	●	●
②	農業の担い手への農地集積等に対する支援	●	●	●	●	●
③	新規就農者の育成・確保	●	●	●	●	●
④	特産品づくりへの支援	●	●	●	●	●
⑤	適正な農業基盤の整備と継続した維持管理	●	●	●	●	●
⑥	環境保全型農業の推進	●	●	●	●	●
⑦	農畜産業の振興	●	●	●	●	●
⑧	公共牧場の適切な管理及び運営	●	●	●	●	●
⑨	農業用水施設の適切な管理と効率的な利用	●	●	●	●	●
⑩	有害鳥獣対策	●	●	●	●	●
⑪	村有林の維持管理	●	●	●	●	●
⑫	間伐など森林整備	●	●	●	●	●
⑬	林道維持管理事業	●	●	●	●	●
⑭	林業の担い手の育成	●	●	●	●	●
⑮	木材（県産材）利用の推進	●	●	●	●	●
⑯	作業路網の整備	●	●	●	●	●
⑰						

施策
1-3

商工業の振興

取組の方針

村民が豊かに暮らすためには、産業を振興することが重要です。

そのためには、農林業関係者との連携を図りながら、村独自のブランド商品の開発等を行うことや、それらを観光客等に販売するため、道の駅「中山盆地」等を活動の場とする展開も必要です。

また、雇用確保や定住促進を図るため、村内企業の支援を継続的に行うとともに、村外企業の誘致を図ります。

施策と実現化方策

商工業の
振興

- 行政と商工会との連携事業の支援
- 商品のブランド化
- 企業の誘致や斡旋

むらづくり指標

	現 状 値	目 標 値
企業誘致数	0件	3件
新商品開発数	5品目	10品目

事業と実施スケジュール

事業名		H27	H28	H29	H30	H31
①	たかやまブランド商品開発	●				●
②	経営安定化への支援	●				●
③	商工会運営補助	●				●
④	企業誘致活動	●				●
⑤	里山等環境整備事業	●				●
⑥	就業の支援	●				●
⑦						
⑧						
⑨						
⑩						
⑪						
⑫						
⑬						
⑭						
⑮						
⑯						
⑰						

第2節 学び育てるむらづくり

施策 2-1

教育の充実

取組の方針

これまで村は、教育の重要性を認識し、先進的な取組を行ってきました。今後もこの方針に沿って事業を推進します。

具体的には、国際的な交流を継続的に実施して、国際的な感性の醸成、語学力の向上を図ります。

また、同様な視点でICTを活用した授業に取組、基礎力・思考力・実践力等の21世紀型能力を培います。

更に、子どもの安全確保や、各種教育の充実を図ります。

施策と実現化方策

教育の 充実

- 教育環境の整備
- ICTを使った授業
- 海外交流事業の推進
- 就学・就園に関する各種経済的支援
- 通学路の安全確保
- 子どもの居場所づくり
- 各種教育〔青少年、食育、健康等〕の充実

むらづくり指標

	現 状 値	目 標 値
ICTを活用した授業数（小学校）	週19時間	週22時間
ICTを活用した授業数（中学校）	週 6時間	週12時間

事業と実施スケジュール

事業名		H27	H28	H29	H30	H31
①	タブレットPC導入事業	●				●
②	一貫教育の推進	●				●
③	外国青年招致事業JETプログラム	●				●
④	中学生海外派遣事業	●				●
⑤	高校生等就学費補助金	●				●
⑥	小・中学校入学祝金支給事業	●				●
⑦	いぶき会館図書室	●				●
⑧	放課後子ども教室	●				●
⑨	一時託児開設	●				●
⑩	休日子ども教室	●				●
⑪	家庭教育学級	●				●
⑫	婦人会（婦人学級）	●				●
⑬	若妻会（若妻学級）	●				●
⑭	青少年育成推進	●				●
⑮						
⑯						
⑰						

施策
2-2

文化・スポーツの推進

取組の方針

自然を愛し健康で明るい生きがいのある生活と、文化の香り高い郷土の実現を図ります。

具体的には、伝統芸能を絡めた各種教室・講座の実施や、ICT、自然環境、防災等の多種多様な分野における生涯学習の推進をします。

また、生涯スポーツを通じて、村民の体力向上、健康増進、世代間交流を進めます。

一方、村の貴重な財産である史跡や文化財の保存とその活用を進めます。

施策と実現化方策

文化・
スポーツ
の推進

- 各種教室・講座・生涯スポーツの推進
- 各種教室 [ICT、環境、防災、文化、子育て等] の充実
- 社会教育施設の維持管理
- 地区公民館活動の推進
- 文化活動、文化財の保護
- 人材及び組織の育成

むらづくり指標

	現 状 値	目 標 値
生涯学習の充実の満足度	21位	10位

事業と実施スケジュール

事業名		H27	H28	H29	H30	H31
①	小学校伝統芸能教室	●				●
②	生涯学習推進大会	●				●
③	屋内運動場の整備	●				●
④	たかやまカルタ大会	●				●
⑤	上毛カルタ大会	●				●
⑥	成人式	●				●
⑦	生涯スポーツ（村民運動会等）	●				●
⑧	地域総合型スポーツクラブ	●				●
⑨	スポーツ少年団	●				●
⑩	伝統芸能継承団体の支援	●				●
⑪	文化祭	●				●
⑫	尻高人形定期公演	●				●
⑬	文化財の管理	●				●
⑭	天文教室	●				●
⑮	パソコン教室	●				●
⑯						
⑰						

施策
2-3

人権教育の推進

取組の方針

明るく住みよいむらづくりを推進するため、人権尊重について村民一人ひとりが自らの問題として取り組めるよう、日常の暮らしに根ざした啓発活動を進めます。

施策と実現化方策

人権教育
の推進

- 人権教育の推進
- 人権啓発活動の推進

むらづくり指標

	現 状 値	目 標 値
人権教育・研修会の開催回数	10回/年	10回/年
啓発活動の実施回数	3回/年	5回/年

事業と実施スケジュール

事業名		H27	H28	H29	H30	H31
①	人権教育・人権標語	●	●	●	●	●
②	人権教育推進委員会	●	●	●	●	●
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
⑩						
⑪						
⑫						
⑬						
⑭						
⑮						
⑯						
⑰						

第3節 思いやりあふれるむらづくり

施策

3-1

医療の充実

取組の方針

村民が、疾病を予防し健康的な生活を送るため、各種健診、相談等の健康増進事業を継続的に実施します。

また、村内におけるかかりつけの医師による診療等は、1箇所の診療所で行われているため、継続的に医療活動が確保されるよう連携を高めます。

さらに、より専門性が高い医療は、周辺市町村の医療機関との連携を図ります。

施策と実現化方策

医療の
充実

- 地域医療連携の強化
- 日本赤十字社への協力と支援
- 各種予防事業

むらづくり指標

	現 状 値	目 標 値
特定健康診査の受診率の向上	43.6%	60.0%
生活習慣病（糖尿病）の抑制（受診率）	3.9%	3.0%

事業と実施スケジュール

事業名		H27	H28	H29	H30	H31
①	医療機関との連携	●				●
②	日本赤十字社活動の推進	●				●
③	福祉バス・路線バスの運行	●				●
④	各種予防事業	●				●
⑤	健康づくり事業の普及啓発	●				●
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
⑩						
⑪						
⑫						
⑬						
⑭						
⑮						
⑯						
⑰						

施策
3-2

児童福祉の充実


取組の方針

子育て支援は、子どもを産み育てる長い期間を通じた環境を考えて整える必要があります。

村では、不妊治療費の助成をはじめ、乳幼児の健康、発育・発達に関する支援、そして、育児を行う親の支援などを継続します。

また、児童が健やかに成長する環境づくりを行うため、元気に活動する場と、その安全の確保を図ります。

施策と実現化方策



児童福祉 の充実

- 幼稚園、保育所、認定こども園の適正な運営
- 子育て支援事業の充実
- 子育て支援センターの充実
- 各種手当・給付の継続
- 健康教育の継続
- 相談・訪問事業の継続

むらづくり指標

	現 状 値	目 標 値
子育て支援センターの利用者数（1日平均）	4人	10人
子育て支援センターの開催回数（週）	3回	6回
学童保育事業の充実（利用者数／1日平均）	20人	40人

事業と実施スケジュール

事業名		H27	H28	H29	H30	H31
①	出産祝金の支給	●				●
②	保育所・児童館施設の充実	●				●
③	保育所運営の充実・利用促進	●				●
④	子育て支援センター運営の充実	●				●
⑤	子ども・子育て支援事業計画の策定	●				●
⑥	青少年育成推進	●				●
⑦	福祉バス・路線バスの運行	●				●
⑧	食育の推進	●				●
⑨	乳児家庭訪問事業	●				●
⑩	不妊治療費の助成	●				●
⑪	児童福祉、教育機関及び関係団体の連携	●				●
⑫						
⑬						
⑭						
⑮						
⑯						
⑰						

施策
3-3

高齢者福祉の充実

取組の方針

高齢者が、健康的な生活を送るため、各種健診、相談等を継続的に実施します。

また、高齢者において、とりわけ問題となっているひとり暮らし高齢者の見守りや買い物等の支援の充実を行います。

これらの内容を含め、地域包括ケアの実現にむけて、高齢者とその家族、福祉サービス提供者、行政、各種団体が連携します。

施策と実現化方策

高齢者
福祉
の充実

- 各種予防事業
- 健康増進事業
- 各種介護サービスの充実
- 各種地域支援事業
- 福祉バスの運行
- 各種手当・給付の継続
- 各種施設、団体への支援
- 高齢者施設整備の促進
- 在宅介護を目指すための医療施設との連携
- 地域包括センターの機能強化
- 地域医療連携の強化
- 要援護者対策事業

むらづくり指標

	現 状 値	目 標 値
地域サロンの開催（ヶ所）	3ヶ所	13ヶ所
生活支援事業の実施（事業数）	11事業/年	15事業/年

事業と実施スケジュール

事業名		H27	H28	H29	H30	H31
①	介護保険事業の充実	●				●
②	地域支援事業の実施	●				●
③	地域包括支援センターの充実	●				●
④	各種予防事業	●				●
⑤	高齢者見守り対策	●				●
⑥	買い物弱者対策	●				●
⑦	介護慰労金の支給	●				●
⑧	老人クラブへ補助金の交付	●				●
⑨	吾妻養護老人ホーム運営負担金	●				●
⑩	福祉バス・路線バスの運行	●				●
⑪	高齢者施設整備の促進	●				●
⑫						
⑬						
⑭						
⑮						
⑯						
⑰						

施策
3-4

障害者福祉の充実

取組の方針

障害者が、住みなれた場所で自立して暮らすため、必要な各種手当や給付を継続します。

また、住まい、働く場所、移動手段等について、気軽に相談できる環境やきめ細かな情報提供などの相談体制の充実を図ります。

特に就労については、企業に対する雇用促進のはたらきかけや就労訓練の斡旋等を含めた相談体制の充実を図ります。

施策と実現化方策

障害者
福祉
の充実

- 障害福祉サービスの充実
- 地域生活支援事業の充実
- 障害福祉施設の検討及び整備
- 各種手当・給付の継続
- 相談窓口の充実

むらづくり指標

	現 状 値	目 標 値
サービス利用者数	26人/年	24人/年
就労支援の利用者数	3人/年	1人/年
障害福祉施設数	0施設	1施設

事業と実施スケジュール

事業名		H27	H28	H29	H30	H31
①	障害者自立支援給付事業の実施	●				●
②	地域生活支援事業の実施	●				●
③	障害者施設の検討及び整備	●				●
④	障害者に対する各種支援事業の実施	●				●
⑤	福祉バス・路線バスの運行	●				●
⑥	支援センター等の窓口拡充	●				●
⑦	就労支援の充実	●				●
⑧	社会参加の促進	●				●
⑨						
⑩						
⑪						
⑫						
⑬						
⑭						
⑮						
⑯						
⑰						

施策
3-5

社会保障の充実


取組の方針

少子高齢化及び低所得者の増加にともない、年金や保険等の制度に対する不安が高まっています。

よって、村では、年金、各種保険事業の相談に応じるとともに、それらの適正な運営を図ります。

また、生活困窮者対策は、村、社会福祉協議会、関係機関等が連携し、サポートしていきます。

施策と実現化方策



社会保障 の充実

- 保険事業等の適正な運営
- 母子父子家庭の支援
- 低所得者への支援
- 各種手当・給付の継続

むらづくり指標

	現 状 値	目 標 値
国保被保険者一人当たり医療費（年額）	326千円	359千円
介護保険受給者一人当たりサービス給付費（年額）	157千円	173千円
後期高齢者医療一人当たり医療費（年額）	715千円	787千円

事業と実施スケジュール

事業名		H27	H28	H29	H30	H31
①	国民健康保険事業	●	●	●	●	●
②	介護保険事業	●	●	●	●	●
③	後期高齢者医療事業	●	●	●	●	●
④	福祉医療事業	●	●	●	●	●
⑤	生活困窮者対策	●	●	●	●	●
⑥	就労支援の充実	●	●	●	●	●
⑦	国民年金制度の周知	●	●	●	●	●
⑧						
⑨						
⑩						
⑪						
⑫						
⑬						
⑭						
⑮						
⑯						
⑰						

第4節 自然とともに暮らすむらづくり

施策 4-1

社会基盤施設の充実

取組の方針

村の社会基盤整備において重要なことは、人口減や少子高齢化対策としての若者の定住促進等や、都市との交流を高めるための交通機能の強化、子どもの安全確保を図るため、交通安全施設の充実等が考えられます。

また、これまで整備してきた社会基盤施設は老朽化してきたため、安全性やコスト等を考慮した長寿命化対策を行っていきます。

なお、それらの施設整備や維持管理にあたっては、星空や農山村風景を意識し、景観形成方針に沿ったデザインにします。

施策と実現化方策

社会基盤 施設の 充実

- 橋梁長寿命化対策事業
- 定住化促進事業
- 緊急輸送道路整備事業
- 土地利用の調査及び管理
- 景観形成事業
- 宅地造成事業
- 乗合バスの運行支援
- 交通安全施設整備事業
- 道路長寿命化対策事業

むらづくり指標

	現 状 値	目 標 値
橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修	2橋	17橋
宅地造成面積（未売・新規造成面積）	2,400㎡	10,000㎡
地籍調査（再調査）	59ha	279ha

事業と実施スケジュール

事業名		H27	H28	H29	H30	H31
①	橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修	●				●
②	災害に備えた防災施設の整備・充実	●				●
③	地籍調査（再調査）事業	●				●
④	統合型 GIS システム	●				●
⑤	過年度国土調査修正	●				●
⑥	景観形成事業	●				●
⑦	宅地造成事業	●				●
⑧	市町村乗合バス運行費補助事業	●				●
⑨	交通安全施設の充実	●				●
⑩	定住促進事業 [村営住宅、宅地造成等]	●				●
⑪	道路長寿命化対策事業 [新規整備、補修等]	●				●
⑫	地域エネルギー供給拠点整備 (SS)	●				●
⑬	光ファイバーの維持・管理	●				●
⑭	共同霊園整備事業	●				●
⑮						
⑯						
⑰						

施策
4-2

環境の保全

取組の方針

村の貴重な資源である自然環境を保全するための活動を推進します。

具体的には、ゴミの発生・排出を抑制するとともに、最終処分場等の検討も含めてゴミの問題に総合的に取組んでいきます。

また、村のきれいな水を確保するとともに、生活排水等を適正に処理し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ります。

さらに再生可能エネルギーを活用し、地球温暖化ガスを抑制します。

施策と実現化方策

環境の
保全

- 自然環境の保全
- 上下水関連施設の整備
- 新エネルギー対策
- 住宅用太陽光発電システムの推進

むらづくり指標

	現 状 値	目 標 値
汚水処理人口普及率	93%	100%
汚水処理接続率（農業集落排水）	68.8%	90%
メガソーラ開発関連企業誘致数	0件	3件

事業と実施スケジュール

事業名		H27	H28	H29	H30	H31
①	もったいない推進運動	●	●	●	●	●
②	マイ・バック運動	●	●	●	●	●
③	家庭用生ごみコンポスト容器購入費補助金	●	●	●	●	●
④	家庭用ごみ処理機補助金	●	●	●	●	●
⑤	水道施設の維持管理	●	●	●	●	●
⑥	水道使用料金の見直し	●	●	●	●	●
⑦	集落排水対策の推進	●	●	●	●	●
⑧	合併処理浄化槽設置補助事業	●	●	●	●	●
⑨	新エネルギー開発関連事業（ビジョン）	●	●	●	●	●
⑩	太陽光発電システム設置費補助金	●	●	●	●	●
⑪	温泉の維持管理	●	●	●	●	●
⑫	最終処分場整備計画			●	●	●
⑬	犬猫不妊去勢手術助成事業	●	●	●	●	●
⑭						
⑮						
⑯						
⑰						

第5節 安全・安心なむらづくり

施策 5-1

防災力の強化

取組の方針

災害発生時における災害応急活動を円滑に進めるため、必要となる消防力を強化します。

また、地域防災計画を策定し、災害予防、災害応急対策、災害復旧等を定め、村民の生命、身体及び財産を守ります。

具体的には、災害応急対策において、道の駅「中山盆地」を防災拠点として整備します。

また、災害予防に位置づけられている事項、各種防災施設の整備、資機材の準備、災害時応援協定の締結、要配慮者の把握、防災訓練、防災知識の普及等を進めます。

施策と実現化方策

防災力の強化

- ・ 消防活動の支援
- ・ 防災拠点における防災施設及び設備の充実
- ・ 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の充実
- ・ 防災行政無線の充実
- ・ 自主防災組織の組織化
- ・ 要配慮者への支援
- ・ 防災訓練
- ・ 防災学習
- ・ 防災知識の普及

むらづくり指標

	現 状 値	目 標 値
防災訓練や防災学習実施回数	3回/年	3回/年
災害時応援協定締結数	2団体	5団体
要配慮者名簿の整備率	—	100%

事業と実施スケジュール

事業名		H27	H28	H29	H30	H31
①	消防施設の整備・充実	●				●
②	消防団員の確保	●				●
③	地域防災計画	●				●
④	防災施設の整備・充実 [道の駅拠点化等]	●				●
⑤	災害時応急生活物資の確保	●				●
⑥	防災行政無線のデジタル化	●				●
⑦	災害時応援協定の締結	●				●
⑧	要配慮者名簿の作成・管理	●				●
⑨	防災訓練の実施	●				●
⑩	防災学習の実施	●				●
⑪	防災知識の普及	●				●
⑫						
⑬						
⑭						
⑮						
⑯						
⑰						

施策
5-2

防犯力の強化


取組の方針

村民が安心して生活を送るため、防犯体制の確立にむけて警察や関係機関と連携します。

具体的には、防犯灯や防犯カメラ等の整備によって、通学路の安全確保を進めます。

また、ソフト面において、犯罪情報等の共有、自主組織によるパトロール活動、交通安全活動、青少年の育成等を推進します。

施策と実現化方策



防犯力の
強化

- 防犯啓蒙活動 [不審者、振り込め詐欺等]
- 見回りの強化
- 防犯灯の整備
- 通学路の安全確保

むらづくり指標

	現 状 値	目 標 値
防犯カメラ設置数	—	5基

事業と実施スケジュール

事業名		H27	H28	H29	H30	H31
①	防犯体制の確立	●				●
②	交通指導員の配備	●				●
③	交通安全施設の充実	●				●
④	交通安全思想の啓発	●				●
⑤	青少年育成推進	●				●
⑥	防犯灯の整備	●				●
⑦	防犯カメラの設置	●				●
⑧						
⑨						
⑩						
⑪						
⑫						
⑬						
⑭						
⑮						
⑯						
⑰						

第6節 村民参加のむらづくり

施策

6-1

村民参加の推進

取組の方針

村の将来像を実現するためには、村民の力が不可欠です。

そのために村は、村民に対して参加の機会を創出するとともに、参加を促す効果的な情報の伝達を行います。

村民は、自治会、PTA、スポーツ活動やボランティア活動等に参画し、むらづくりに寄与していきましょう。

施策と実現化方策

村民参加
の推進

- 村の行事への参加
- 自治会活動への参加
- 村民懇談会の実施
- パブリックコメントの実施
- 住民参加型の協働事業（原材料支給）

むらづくり指標

	現 状 値	目 標 値
文化協会の会員数	461人	500人
体育協会の会員数	875人	900人

事業と実施スケジュール

事業名		H27	H28	H29	H30	H31
①	地区公民館活動	●				●
②	文化協会	●				●
③	P T A連絡協議会	●				●
④	読書活動相談員	●				●
⑤	スポーツ推進委員会	●				●
⑥	体育協会	●				●
⑦	広報紙発行	●				●
⑧	いぶき会館便り	●				●
⑨	高山村ホームページ	●				●
⑩	村民活動の促進	●				●
⑪						
⑫						
⑬						
⑭						
⑮						
⑯						
⑰						

施策
6-2

行政サービスの充実

取組の方針

村民サービスを維持するためには、財政健全化にむけた様々な取組を行っていく必要があります。

具体的には、人口減少や少子高齢化を加味した財源の確保はもちろんのこと、公会計の仕組みの導入や、業務の効率化等に取り組んでいきます。

また、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を継続し、女性の能力を發揮できる体制づくりや、女性団体への支援を積極的に推進します。

施策と実現化方策

行政
サービスの
充実

- 村民サービスの向上
- 業務の合理化・効率化
- 財政健全化の推進
- 広域行政の推進
- 広報の充実
- 情報公開の継続
- 男女共同参画の普及と啓発

むらづくり指標

	現 状 値	目 標 値
財政力指数	0.31	0.35
実質公債費比率	2.9	3.0
職員の研修数	5回/年	8回/年

事業と実施スケジュール

事業名		H27	H28	H29	H30	H31
①	地域創世人口減少対策会議	●				●
②	自主財源の確保	●				●
③	財源の確保	●				●
④	起債の抑制	●		●		
⑤	公会計の整備	●		●		
⑥	公共施設等総合管理計画の整備	●	●			
⑦	業務の効率化	●				●
⑧	固定資産税賦課	●				●
⑨	共同電算システム	●				●
⑩	職員研修	●				●
⑪	広報紙発行	●				●
⑫	高山村ホームページ	●				●
⑬	女性の能力開発と活用促進	●				●
⑭	女性団体への支援・育成	●				●
⑮						
⑯						
⑰						

IV. 資料編

- 1 総合計画審議会条例
- 2 策定経過
- 3 策定体制
- 4 委員名簿
- 5 高山村総合計画について（諮問）
- 6 高山村総合計画について（答申）
- 7 村の現状
- 8 将来人口推計
- 9 上位・関連計画
- 10 村民意見収集
- 11 むらづくりの課題

IV. 資料編

1 総合計画審議会条例

○高山村総合計画審議会条例

平成 26 年 9 月 3 日

条例第 8 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき高山村総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、村長の諮問に応じ、高山村総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が任命する。

- (1) 村議会議員
- (2) 学識経験を有するもの
- (3) その他村長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を 1 名置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、地域振興課において処理する。

(報酬)

第8条 委員には別に定めるところにより報酬を支給する。

(補則)

第9条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、村長が定める。

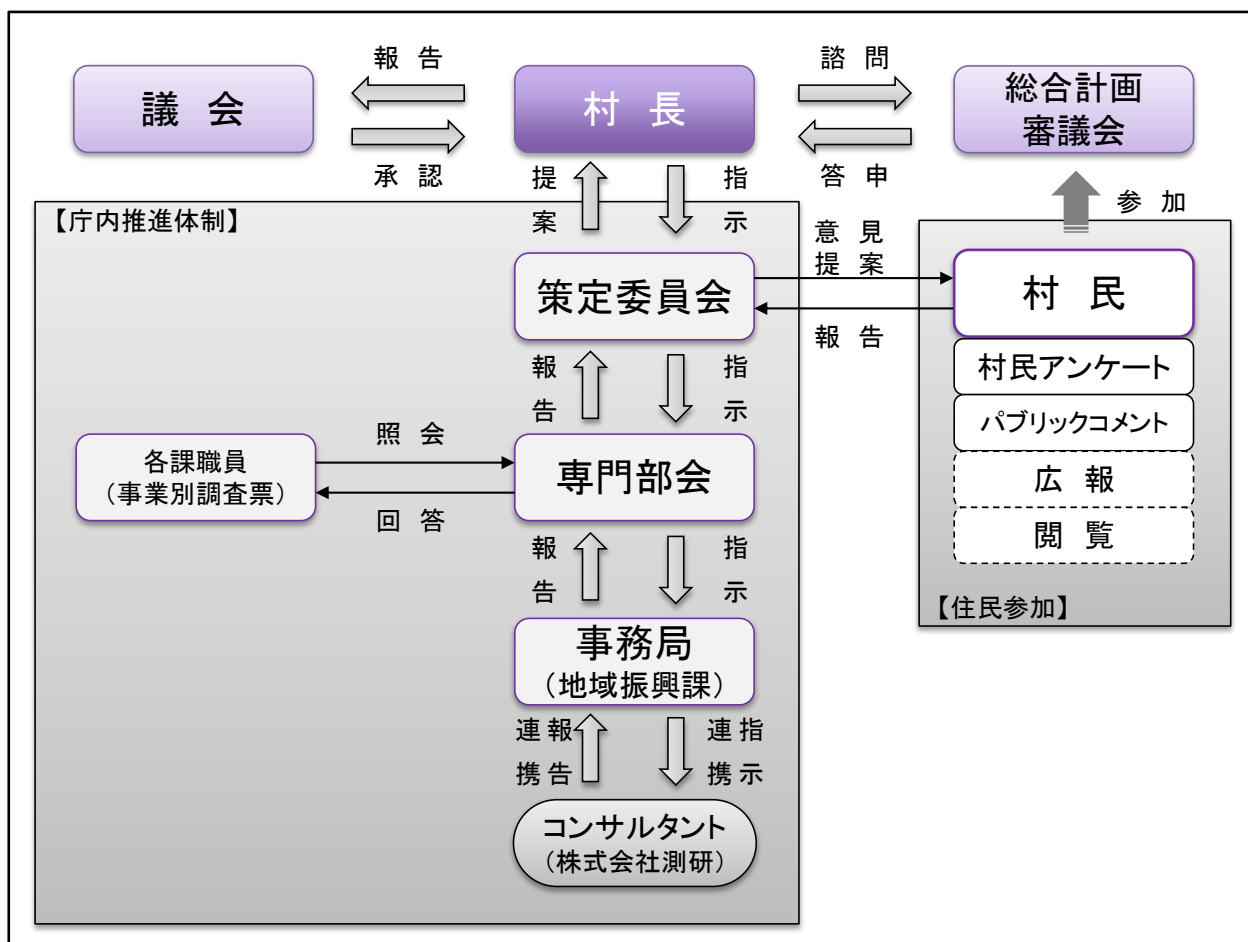
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 策定経過

実施時期	事項	主な内容
平成26年3月10日～ 平成26年3月31日	高山村重要度・満足度 調査アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・配布票数：1,330票 ・回収数：1,037票 [回収率：78.0%]
平成26年6月17日	第1回 策定専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画について ・重要度・満足度調査アンケート報告 ・今後のスケジュールについて
平成26年6月26日	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画について ・重要度・満足度調査アンケート報告 ・今後のスケジュールについて
平成26年7月7日	計画策定に関する 村長ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・主要施策について
平成26年9月12日	第2回 策定専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想（素案）について ・事業実施状況と進行管理について
平成26年9月24日～ 平成26年9月26日	第3回 策定専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・事業別調査票について
平成26年10月31日	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想（素案）について ・事業実施状況と進行管理について
平成26年11月17日 平成26年11月21日	部署別ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・事業別調査結果を受けた基本計画における事業について
平成26年12月3日	高山村議会報告	<ul style="list-style-type: none"> ・策定経過の報告
平成26年12月4日	第4回 策定専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想（素案）について ・基本計画（素案）について
平成26年12月18日	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画（素案）について
平成27年2月1日～ 平成27年2月16日	パブリックコメントの 実施	
平成27年2月4日	第1回 総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画（案）について ・諮問
平成27年3月6日	第2回 総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画（案）の承認について ・審議、答申

3 策定体制



4 委員名簿

■ 総合計画審議委員

役 職		氏 名	摘 要
会 長	高 山 村 議 会 議 長	平形 富二夫	高 山 村 議 会 議 員
副会長	高 山 村 社 会 福 祉 協 議 会 長	林 良 太 郎	住 民 代 表 及 び 学 識 経 験 者
委 員	高 山 村 議 会 副 議 長	林 昌 枝	高 山 村 議 会 議 員
〃	高 山 村 議 会 議 員	池 田 孝	
〃	〃	平 形 武 雄	
〃	〃	平 形 眞 喜 夫	
〃	〃	砂 川 勝	
〃	〃	奈 良 哲 男	
〃	〃	都 筑 康 弘	
〃	〃	有 馬 嘉 太 郎	
〃	〃	山 田 光 次	
〃	高 山 村 商 工 会 長	奈 良 哲 男	
〃	高 山 村 農 業 委 員 会 長	小 室 良 一	
〃	高 山 村 教 育 委 員 長	大 谷 政 代	
〃	高 山 村 区 長 会 長	阿 部 仙 太 郎	
〃	高 山 村 婦 人 会 長	星 野 邦 江	
〃	高 山 村 消 防 団 長	大 木 牧 男	
〃	高 山 村 民 生 児 童 委 員 協 議 会 長	伊 能 秀 臣	
〃	高 山 村 体 育 協 会 長	飯 塚 興 志 次	
〃	高 山 村 文 化 協 会 長	笠 原 貢	
〃	高 山 村 管 内 代 表 校 長	田 村 典 彦	
〃	高 山 村 P T A 連 絡 協 議 会 長	後 藤 桂 二	

■ 総合計画策定委員

No.	役 職	氏 名	摘 要
1	教 育 長	高 橋 直 幸	
2	総 務 課 長	平 形 郁 雄	
3	地 域 振 興 課 長	野 上 創 造	
4	住 民 課 長	割 田 眞	
5	税 務 課 長	林 隆 文	
6	農 政 課 長	飯 塚 優 一 郎	
7	教 育 課 長	佐 藤 章 彦	
8	出 納 室 長	星 野 茂 樹	
9	地 籍 調 査 室 長	飯 塚 欣 也	
10	議 会 事 務 局 長	割 田 信 一	

■ 総合計画策定専門部会委員

No.	所属	役職	氏名	摘要
1	総務課	補佐	後藤好	
2	〃	〃	大淵俊幸	
3	〃	係長	平形好崇	
4	税務課	係長	香川正和	
5	住民課	参事	木村朋子	
6	〃	補佐	星野千香子	
7	〃	〃	小野恵美	
8	〃	〃	高橋千づる	
9	〃	〃	本間尚也	
10	〃	〃	武田昌明	
11	〃	〃	山岸栄	
12	〃	係長	藤井なおみ	
13	農政課	補佐	鈴木啓三	
14	〃	〃	松井信之	
15	〃	係長	小池正浩	
16	〃	〃	平形和彦	
17	〃	〃	塚越政義	
18	地籍調査室	係長	武田和也	
19	出納室	補佐	山口珠枝	
20	教育課	参事	阿部俊江	
21	〃	補佐	大淵初美	
22	〃	係長	平形英俊	
23	〃	〃	星野哲也	
24	〃	〃	山岸孝宏	
25	〃	〃	大淵光規	
26	〃	〃	田村留美子	

■ 策定担当事務局

No.	所 属	役 職	氏 名	摘 要
1	地 域 振 興 課	課 長	野 上 創 造	
2	〃	補 佐	金 井 等	
3	〃	〃	都 筑 喜久雄	
4	〃	係 長	座 木 光 代	
5	〃	主 事 補	武 淵 ちひろ	
6	株 式 会 社 測 研	情 報 企 画 課 長	小 池 広 明	コンサルタント
7	〃	情 報 企 画 課 係 長	柳 澤 徹	〃

5 高山村総合計画について（諮問）

(写)

高地発第 3090001 号
平成 27 年 2 月 4 日

高山村総合計画審議会 会長 様

高山村長 後藤 幸三

第 5 次高山村総合計画（案）について（諮問）

第 5 次高山村総合計画の策定にあたり、高山村総合計画審議会条例（平成 26 年条例第 8 号）第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めたく諮問いたします。

6 高山村総合計画について（答申）

(写)

平成27年 3月 6日

高山村長 後藤 幸三 様

高山村総合計画審議会
会長 平形 富二夫



第5次高山村総合計画について（答申）

平成27年2月4日高地発第 3090001 号で諮問のありました第5次高山村総合計画について、慎重に審議を重ねた結果、適正かつ妥当であると認めたので答申します。

なお、この答申に基づく第5次高山村総合計画の実施にあたっては、下記の事項について十分留意されるよう要望します。

記

- 1 計画の推進にあたっては、村民の声を良く聞き、村民の要請に見合う事業の展開に努めること。
- 2 国、県、周辺市町村及び民間団体の協力が得られるよう、関連する諸計画との整合性を図り、お互いの連携のもとに村全体の一体的な発展に努めること。
- 3 本計画の進捗状況を確認し、評価・改善を行うこと。
- 4 基本計画に基づく事業の実施のため、積極的な財源確保を図るとともに重点的に効率的な事業推進に努めること。

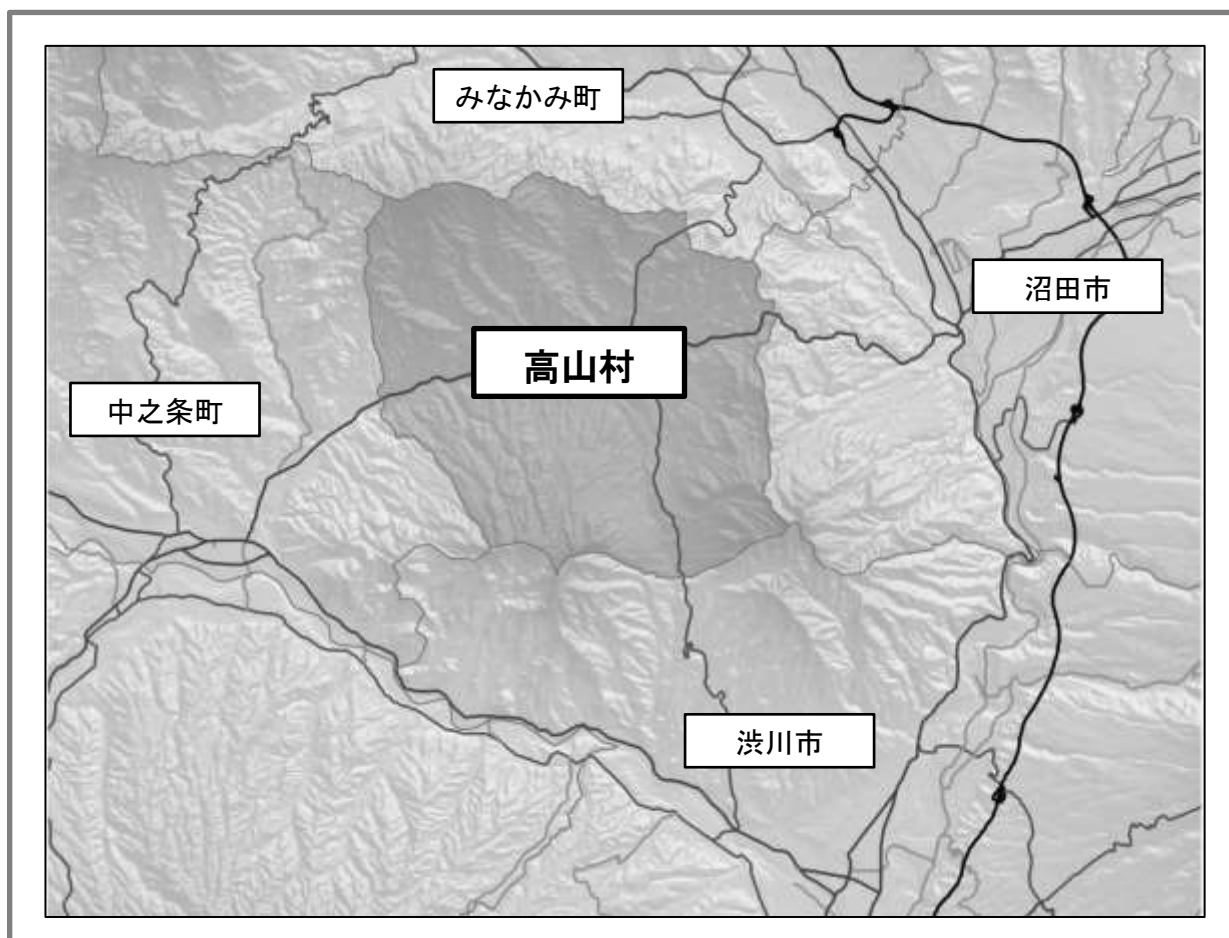
7 村の現状

1 立地条件

村は群馬県の北西部に位置し、吾妻郡内の東に位置しています。東は沼田市、南は渋川市、西は中之条町、北はみなかみ町に、隣接しています。県庁所在地の前橋までは、35(km)、東京都心までは、170(km)の距離にあります。

村の主要道路は、東西方向に国道145号線（日本ロマンチック街道）、南北方向に主要地方道渋川下新田線（旧三国街道）があります。

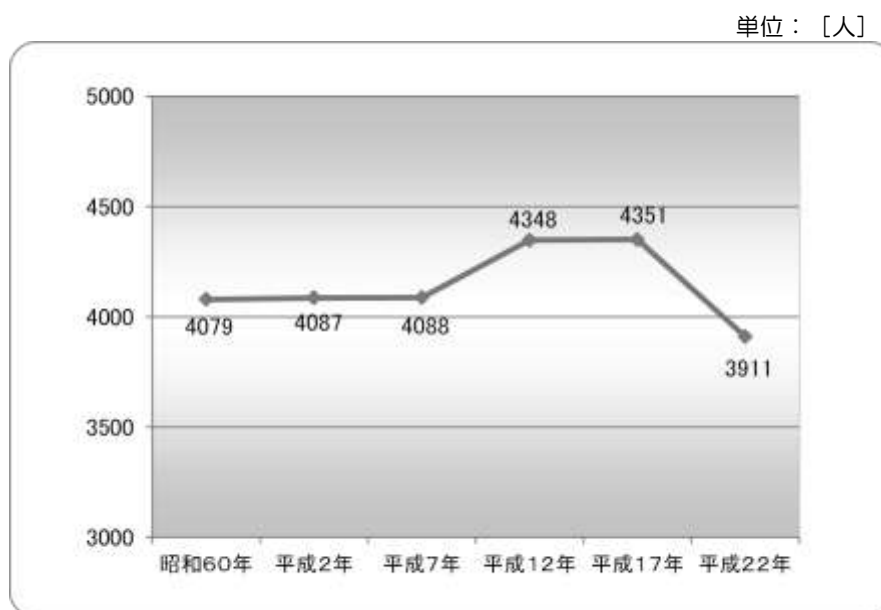
また、南北に1,000(m)級の山々が連なり、村の中央を西の方へ名久田川が流れており、村内は、地形が異なる二つの地区、盆地状の中山地区と、傾斜地で中之条盆地の一部である尻高地区に分かれています。そのため、耕作地も標高420(m)から700(m)まで幅広く分布しています。



2 人口と世帯

(1) 人口の推移

人口の推移を見ると、平成17年まで増加傾向であったが、平成22年には、減少しています。



資料：「国勢調査」（総務省）

(2) 人口の分布

平成22年の人口を大字別に見ると、中山地区が尻高地区より人口及び世帯ともに多くなっています。

	大字中山			大字尻高			計	
	人口 (人)	世帯 (世帯)	人口密度 (人/ha)	人口 (人)	世帯 (世帯)	人口密度 (人/ha)	人口 (人)	世帯 (世帯)
平成12年	3,199	790	0.77	1,149	336	0.51	4,348	1,126
平成17年	3,198	823	0.77	1,153	337	0.51	4,351	1,160
平成22年	2,841	839	0.68	1,070	340	0.47	3,911	1,179

資料：「国勢調査」（総務省）

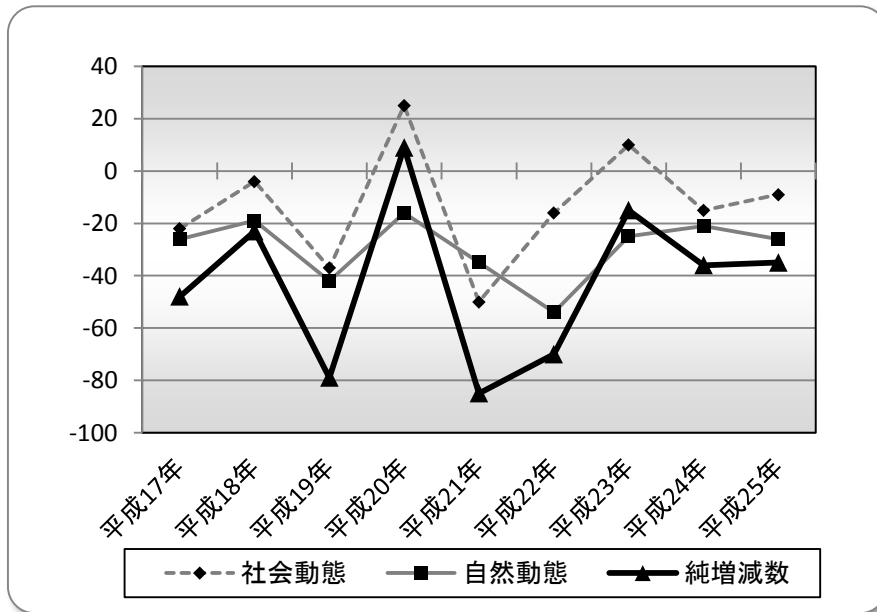
(3) 人口動態

純増減数は、平成20年度を除き－（マイナス）になっています。

内訳を見ると、自然動態より社会動態の数値が高く、純増減数に与える影響が多いことが、伺えます。

社会動態を見ると、平成20年度、平成23年度を除き、転出が多くなっています。

自然動態を見ると、死亡数が出生数を常に上回っていることから、自然動態は－（マイナス）になっています。



単位：[人]

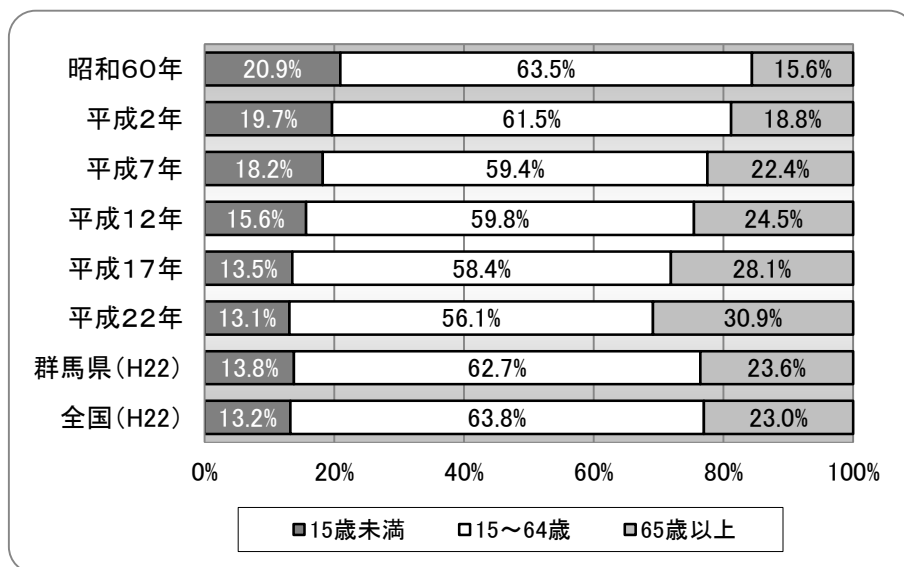
	社会動態				自然動態				純増減数
	転入	転出	その他	増減数	出生	死亡	その他	増減数	
平成17年	104	126	0	-22	23	48	1	-26	-48
平成18年	99	103	0	-4	29	48	0	-19	-23
平成19年	75	114	2	-37	23	65	0	-42	-79
平成20年	119	94	0	25	23	39	0	-16	9
平成21年	71	121	0	-50	28	63	0	-35	-85
平成22年	97	114	1	-16	19	73	0	-54	-70
平成23年	114	104	0	10	26	51	0	-25	-15
平成24年	85	119	19	-15	25	46	0	-21	-36
平成25年	88	97	0	-9	26	52	0	-26	-35

資料：「国勢調査」（総務省）

(4) 年齢階層別人口構成比の推移

年齢階層別に見ると、65歳以上人口が増加傾向にあり、昭和60年に比べて約2倍となっています。

平成22年における村の65歳以上人口は、全国及び群馬県に比べても高い割合となっており、高齢化の傾向が伺えます。



単位：[人]

	15歳未満		15～64歳		65歳以上		総人口
昭和60年	853	(20.9%)	2,590	(63.5%)	636	(15.6%)	4,079
平成 2年	804	(19.7%)	2,515	(61.5%)	768	(18.8%)	4,087
平成 7年	744	(18.2%)	2,427	(59.4%)	917	(22.4%)	4,088
平成12年	680	(15.6%)	2,602	(59.8%)	1,066	(24.5%)	4,348
平成17年	588	(13.5%)	2,540	(58.4%)	1,223	(28.1%)	4,351
平成22年	511	(13.1%)	2,193	(56.1%)	1,207	(30.9%)	3,911
群馬県(H22)	275,225	(13.8%)	1,251,608	(62.7%)	470,520	(23.6%)	1,997,353
全国(H22)	16,803,444	(13.2%)	81,031,800	(63.8%)	29,245,685	(23.0%)	127,080,929

資料：「国勢調査」（総務省）

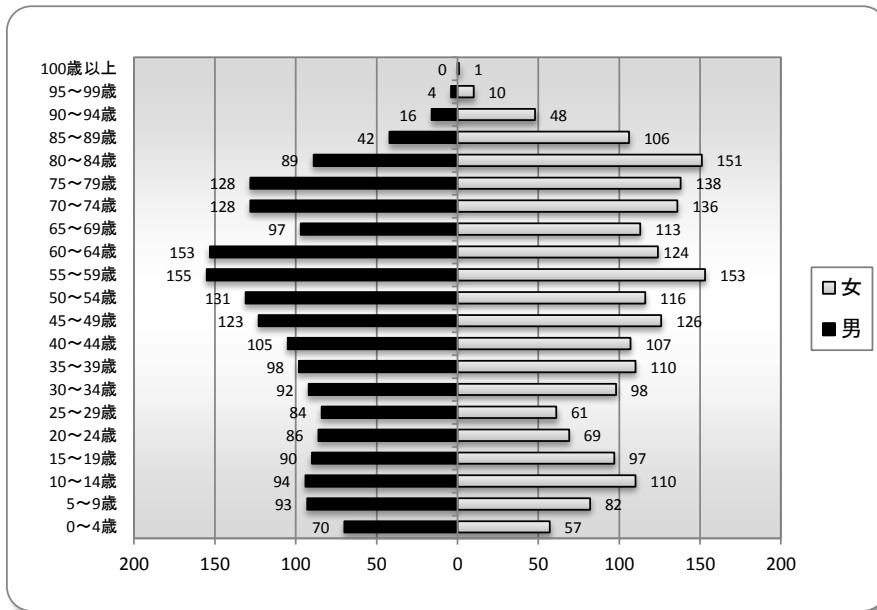
(5) 男女別年齢5歳階級別人口

村における平成22年の男女別年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）をみると、55～59歳、60～64歳が多くなっています。

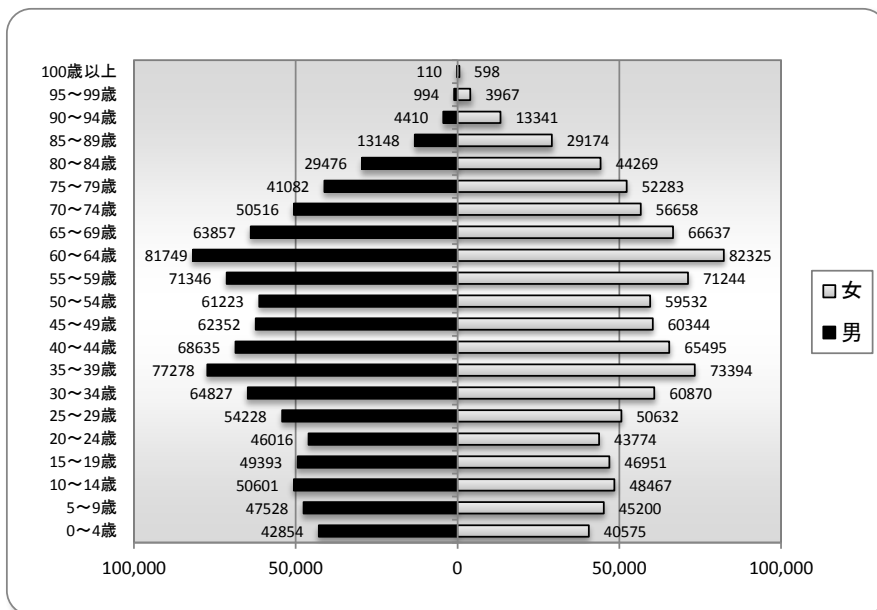
一方、0～4歳、20歳代が少なくなっています。

群馬県と比較すると、村は、70歳代が多くなっています。

■ 高山村



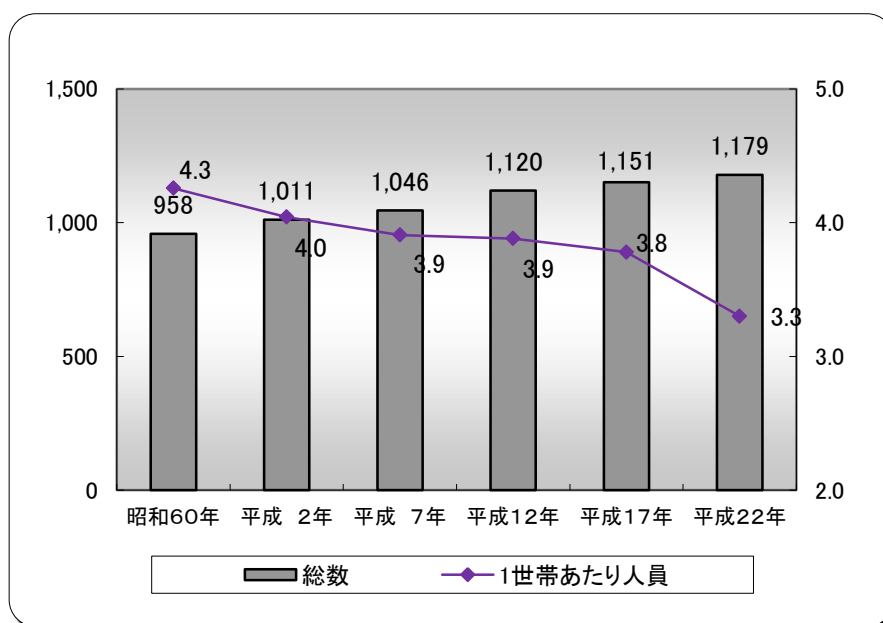
■ 群馬県



資料：「国勢調査」（平成22年、総務省）

(6) 世帯の推移

世帯の推移を見ると、平成22年現在まで増加傾向にありますが、1世帯あたり人員は減少傾向にあります。



	総数 (世帯)	1世帯あたり人員 (人/世帯)
昭和60年	958	4.3
平成2年	1,011	4.0
平成7年	1,046	3.9
平成12年	1,120	3.9
平成17年	1,151	3.8
平成22年	1,179	3.3

資料：「国勢調査」(総務省)

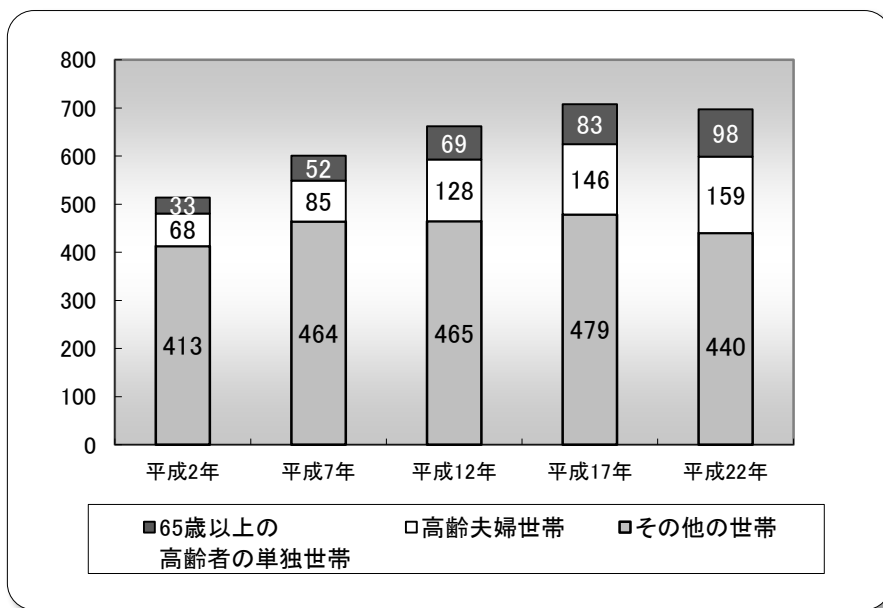
(7) 高齢者のいる世帯

高齢者（65歳以上）のいる世帯は、増加傾向にあります。

内訳を見ると、65歳以上の高齢者の単独世帯は総世帯数の約14パーセントで、平成2年から2倍以上に増加しています。

また、高齢夫婦世帯も増加傾向にあり、平成17年から約20パーセントを超えています。

したがって、今後も高齢者の単独世帯が増加することが懸念されます。



単位：[人]

	総世帯数	65歳以上の親族のいる世帯			
		65歳以上の高齢者の単独世帯	高齢夫婦世帯	その他の世帯	
平成2年	1,012	514 (50.8%)	33 (6.4%)	68 (13.2%)	413 (80.4%)
平成7年	1,048	601 (57.3%)	52 (8.7%)	85 (14.1%)	464 (77.2%)
平成12年	1,126	662 (58.8%)	69 (10.4%)	128 (19.3%)	465 (70.2%)
平成17年	1,160	708 (61.0%)	83 (11.7%)	146 (20.6%)	479 (67.7%)
平成22年	1,179	697 (59.1%)	98 (14.1%)	159 (22.8%)	440 (63.1%)

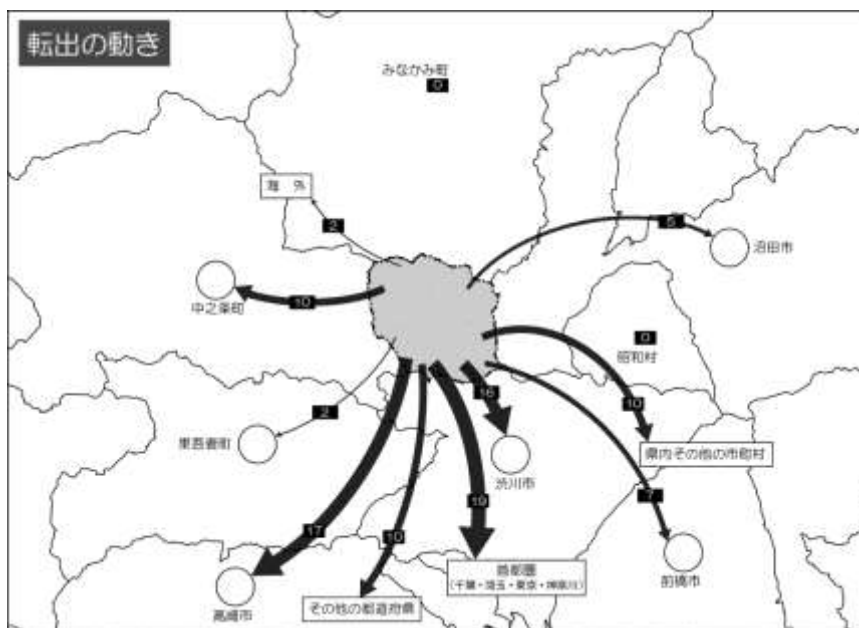
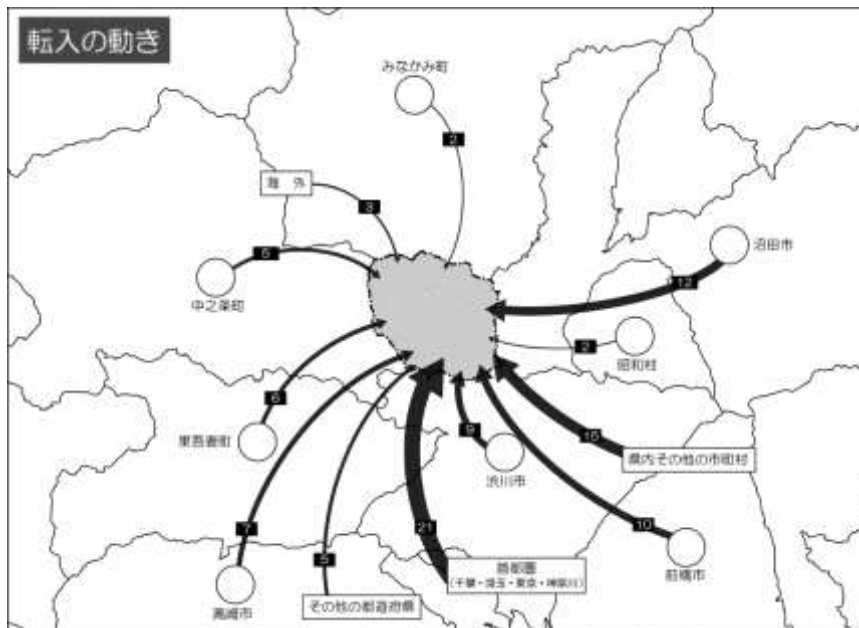
資料：「国勢調査」（総務省）

(8) 転入と転出の動き

平成25年における社会動態をみると、流出が流入を上回っているほか、首都圏との関係が伺えます。

転入は、首都圏からが21人と最も多く、次に県内その他の市町村が15人と多くなっています。

転出は、首都圏が19人と最も多く、次に高崎市が17人と多くなっています。



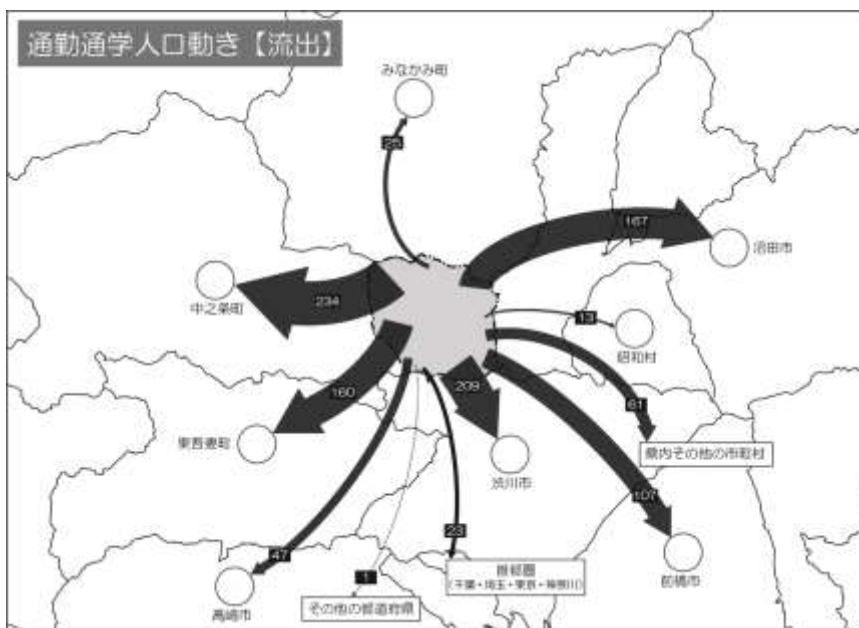
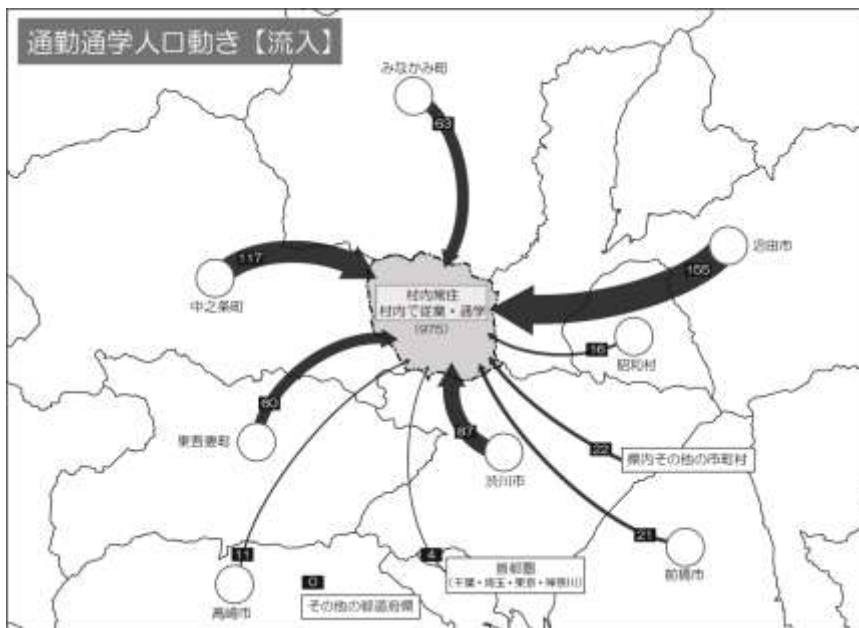
資料：「住民基本台帳」（平成25年、高山村）

(9) 通勤通学流動

平成22年における通勤通学人口をみると、流出が流入を上回っており、他都市に依存していることが伺えます。

村外から通勤・通学している人は、556人となっています。内訳をみると、沼田市155人、中之条町117人、渋川市87人となっています。

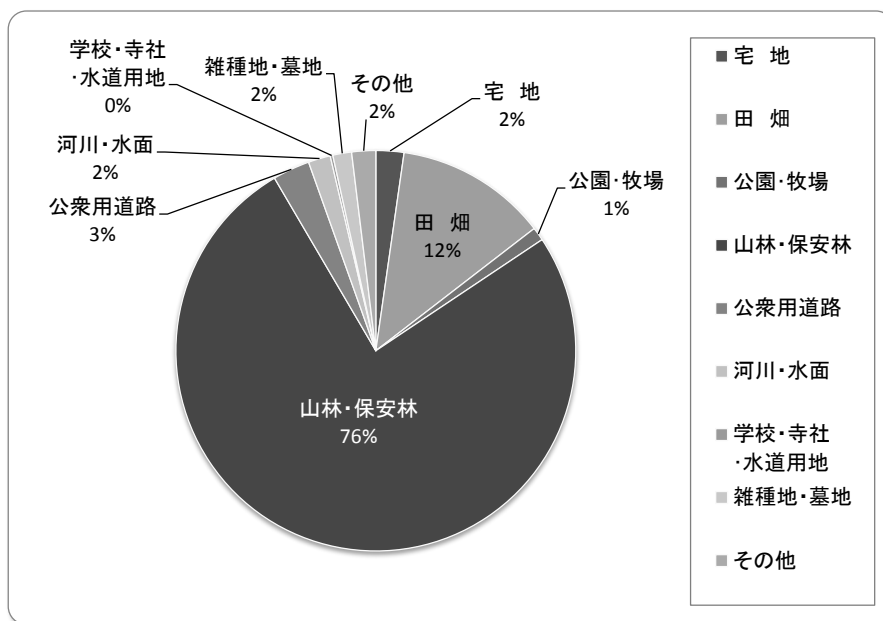
また、村外へ通勤・通学している人は、1,131人となっています。内訳をみると、中之条町234人、渋川市209人、沼田市167人、東吾妻町160人となっています。



資料：「国勢調査」(平成22年、総務省)

3 土地利用

土地利用現況をみると、「山林・保安林」が約75パーセントと最も多く、次に「田・畑」が約12パーセントと多くなっています。



単位：[ha]

用途 大字	宅地	田畑	公園・牧場	山林・保安林	公衆用道路	河川・水面	学校・寺社・水道用地	雑種地・墓地	その他	合計
中山	95.3 (2.4%)	509.3 (12.9%)	64.6 (1.6%)	2,903.1 (73.7%)	123.7 (3.1%)	68.3 (1.7%)	11.8 (0.3%)	83.4 (2.1%)	77.7 (2.0%)	3,937.0 (100.0%)
尻高	39.4 (2.0%)	221.9 (11.0%)	0.0 (0.0%)	1,613.7 (80.1%)	54.9 (2.7%)	38.3 (1.9%)	1.1 (0.1%)	6.6 (0.3%)	37.7 (1.9%)	2,013.6 (100.0%)
合計	134.7 (2.3%)	731.2 (12.3%)	64.6 (1.1%)	4,516.8 (75.9%)	178.6 (3.0%)	106.6 (1.8%)	12.9 (0.2%)	90.0 (1.5%)	115.4 (1.9%)	5,950.6 (100.0%)

資料：「固定資産課税台帳」（平成21年、高山村）

単位：[ha]

田	畑	宅地	山林	原野・その他	合計
185	539	153	2,544	2,995	6,416

資料：「固定資産課税台帳」（平成21年、高山村）

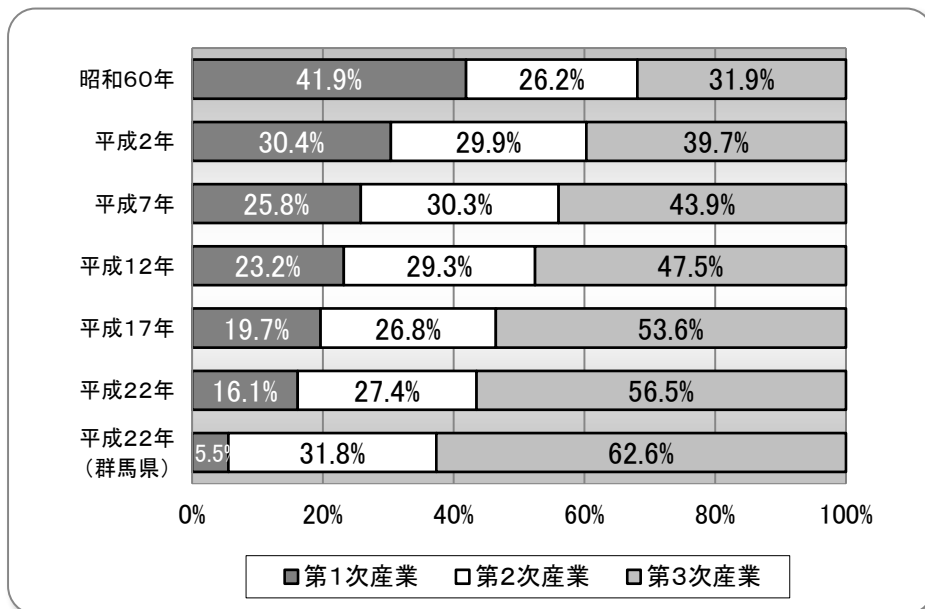
4 産業

(1) 産業別就業者数の推移

第1次産業は減少傾向にあり、平成22年には昭和60年の半数以下に減少しています。

一方、第3次産業は増加傾向にあります。

また、構成比を群馬県と比較すると、村は、第1次産業の割合が多く、第2次産業及び第3次産業の割合が少なくなっています。したがって、村と農林業の関連が高いことが伺えます。



単位：[人]

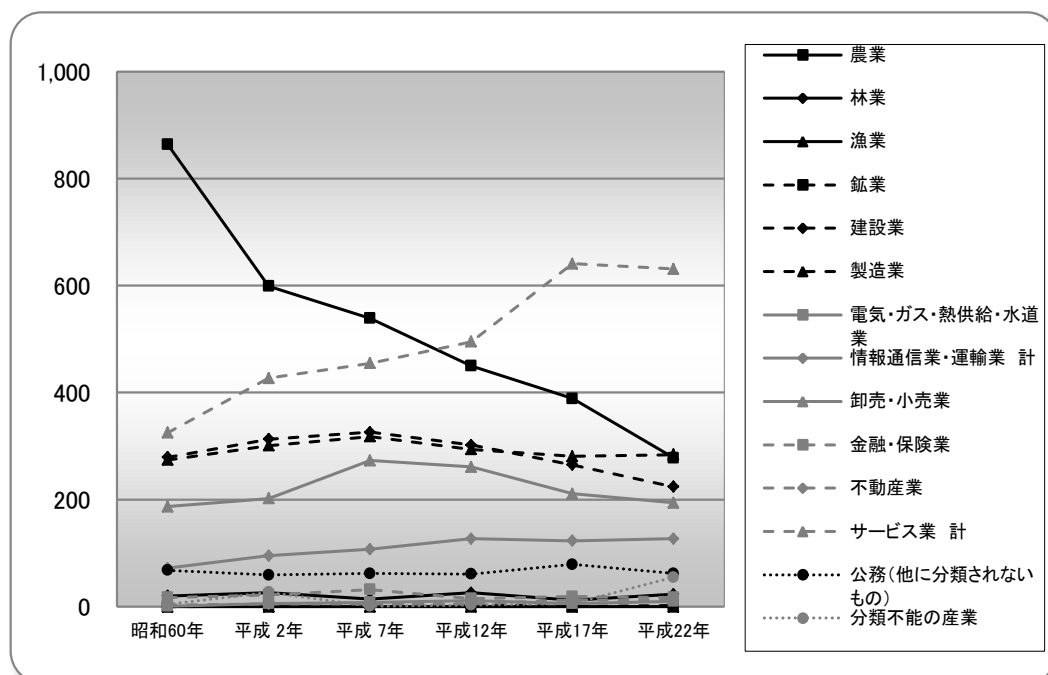
	第1次産業		第2次産業		第3次産業		合計
昭和60年	884	(41.9%)	553	(26.2%)	673	(31.9%)	2,110
平成2年	625	(30.4%)	615	(29.9%)	816	(39.7%)	2,056
平成7年	553	(25.8%)	649	(30.3%)	942	(43.9%)	2,144
平成12年	476	(23.2%)	600	(29.3%)	975	(47.5%)	2,051
平成17年	401	(19.7%)	546	(26.8%)	1,092	(53.6%)	2,039
平成22年	301	(16.1%)	510	(27.4%)	1,053	(56.5%)	1,864
平成22年(群馬県)	51,801	(5.5%)	297,640	(31.8%)	585,636	(62.6%)	935,077

資料：「国勢調査」（平成22年、総務省）

(2) 産業別就業者数の推移

産業別就業者数を経年的にみると、農業が大幅に減少しており、サービス業を除くその他の産業も横ばいまたは減少しています。

一方、サービス業は増加傾向にあります。



単位：[人]

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
農業	864	599	539	450	389	278
林業	20	26	14	26	12	23
漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	1	5	4	0	2
建設業	279	313	326	302	265	224
製造業	274	301	318	294	281	284
電気・ガス・熱供給・水道業	1	6	8	11	6	10
情報通信業・運輸業 計	72	95	107	127	123	127
卸売・小売業	187	202	273	261	211	194
金融・保険業	17	22	32	15	19	17
不動産業	3	5	5	5	13	12
サービス業 計	325	427	455	495	641	631
公務(他に分類されないもの)	68	59	62	61	79	62
分類不能の産業	4	27	1	3	6	55

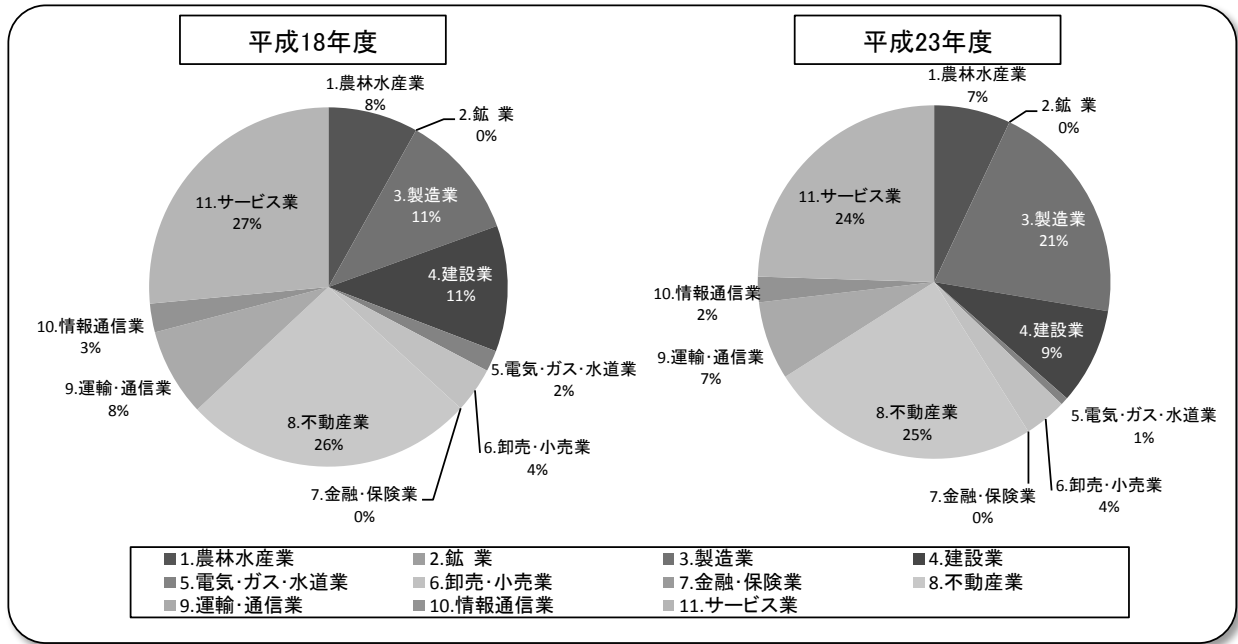
資料：「国勢調査」（平成22年、総務省）

(3) 産業別総生産額の推移

総生産額をみると、平成21年度から増加傾向にあります。

産業別にみると、不動産業がもっとも多く、次にサービス業が多くなっています。

村の基幹産業である農林水産業は平成22年度に増加しましたが、平成23年度では減少しています。



単位：[百万円、()内は%]

	市町村 内総生 産計	産業総 生産計	1) 農林水産業			2) 鉱業	3) 製造業	4) 建設業	5) 電気・ガ ス・水道 業	6) 卸売・小 売業	7) 金融・保 険業	8) 不動産 業	9) 運輸・通 信業	10) 情報通 信業	11) サービス 業
			①農業	②林業	③水産業										
平成18年度	10,559	8,046	654	619	35	0	913	912	153	329	0	2,113	634	208	2,130
(構成比)	(100.0)	(76.2)	(6.2)	(5.9)	(0.3)	(0.0)	(8.6)	(8.6)	(1.4)	(3.1)	(0.0)	(20.0)	(6.0)	(2.0)	(20.2)
平成19年度	10,846	8,214	623	587	35	0	1,108	880	114	312	0	2,145	679	202	2,153
(構成比)	(100.0)	(75.7)	(5.7)	(5.4)	(0.3)	(0.0)	(10.2)	(8.1)	(1.1)	(2.9)	(0.0)	(19.8)	(6.3)	(1.9)	(19.8)
平成20年度	10,390	7,947	597	569	29	0	999	845	107	309	0	2,141	631	200	2,117
(構成比)	(100.0)	(76.5)	(5.7)	(5.5)	(0.3)	(0.0)	(9.6)	(8.1)	(1.0)	(3.0)	(0.0)	(20.6)	(6.1)	(1.9)	(20.4)
平成21年度	10,361	7,701	591	572	19	0	715	851	138	316	0	2,168	620	201	2,101
(構成比)	(100.0)	(74.3)	(5.7)	(5.5)	(0.2)	(0.0)	(6.9)	(8.2)	(1.3)	(3.1)	(0.0)	(20.9)	(6.0)	(1.9)	(20.3)
平成22年度	10,909	8,009	618	590	28	0	1,032	795	145	331	0	2,169	636	201	2,081
(構成比)	(100.0)	(73.4)	(5.7)	(5.4)	(0.3)	(0.0)	(9.5)	(7.3)	(1.3)	(3.0)	(0.0)	(19.9)	(5.8)	(1.8)	(19.1)
平成23年度	11,305	8,646	607	582	26	0	1,782	760	61	337	0	2,158	619	202	2,119
(構成比)	(100.0)	(76.5)	(5.4)	(5.1)	(0.2)	(0.0)	(15.8)	(6.7)	(0.5)	(3.0)	(0.0)	(19.1)	(5.5)	(1.8)	(18.7)

資料：「市町村別総生産分配所得」（群馬県）

(4) 農家数の推移

世帯全体をみると、平成2年から減少傾向にあります。

販売農家も同様に減少傾向にあり、平成2年から約半数まで減少しています。

一方、自給的農家は増加傾向にあります。

■販売農家、自給的農家の推移

	農家世帯		
	農家世帯 (世帯)	販売農家 (世帯)	自給的農家 (世帯)
平成 2年	636	469	167
平成 7年	591	416	175
平成12年	557	353	204
平成17年	538	296	242
平成22年	500	247	253

資料：「2000年世界農林業センサス」（平成12年、農林水産省）

「2005年農林業センサス」（平成17年、農林水産省）

「2010年世界農林業センサス」（平成22年、農林水産省）

■農家数（専業、兼業農家）の推移

	販売農家世帯			
	販売農家世帯 (世帯)	専業農家 (世帯)	第1種兼業 農家 (世帯)	第2種兼業 農家 (世帯)
平成12年	353	53	51	249
平成17年	296	59	58	179
平成22年	247	51	41	155

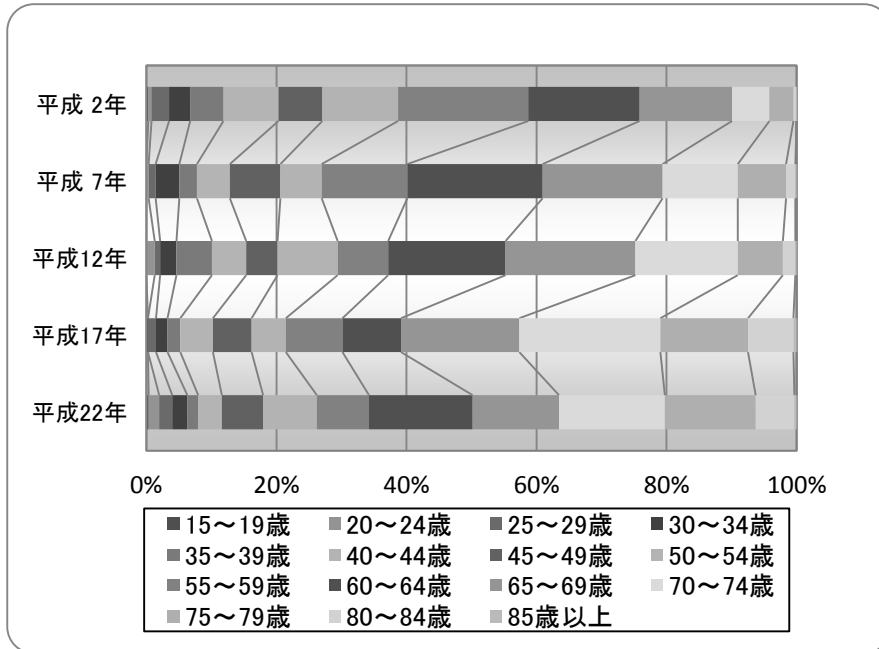
資料：「2000年世界農林業センサス」（平成12年、農林水産省）

「2005年農林業センサス」（平成17年、農林水産省）

「2010年世界農林業センサス」（平成22年、農林水産省）

(5) 年齢別農林漁業就業人口の推移

年齢別の農林漁業就業者数の推移をみると、65歳以上の老年人口の割合が平成17年に60パーセントを超えましたが、平成22年には約50パーセントになっています。



資料：「国勢調査」（平成22年、総務省）

(6) 農産物出荷先別経営体数

村の出荷別経営体数250のうち、販売体は171件となっています。

出荷先別にみると、農協が最も多く、次に消費者に直接販売が多くなっています。

単位：[件]

販売の なかった 経営体数	販売の あった実 経営体数	農産物の出荷先別								計
		農協	農協以外 の集出荷 団体	卸売市場	小売業者	食品製造 業・外食 産業	消費者に 直接販売	インター ネットによ る販売	その他	
79	171	107	34	3	16	3	58	0	18	250

資料：「2010年世界農林業センサス」（平成22年、農林水産省）

(7) 販売目的の作物別作付農家数

村の販売目的の農家数は稲が最も多く、次に野菜類が多くなっています。

単位：[農家数：戸 ・ 面積：ha]

作付 実農家 数	稲				作付 実農家 数	麦類				作付 実農家 数	雑穀			
	水稲		陸稲			小麦		大麦・裸麦			そば		その他の雑穀	
	作付 農家数	作付 面積	作付 農家数	作付 面積		作付 農家数	作付 面積	作付 農家数	作付 面積		作付 農家数	作付 面積	作付 農家数	作付 面積
135	135	45	—	—	3	3	2	—	—	10	8	3	3	0

作付 実農家 数	いも類				作付 実農家 数	豆類						工芸農作物	
	ばれいしょ		かんしょ			大豆		あずき		その他の豆類		作付 (栽培) 農家数	作付 (栽培) 面積
	作付 農家数	作付 面積	作付 農家数	作付 面積		作付 農家数	作付 面積	作付 農家数	作付 面積	作付 農家数	作付 面積		
28	19	0	10	4	24	10	1	7	0	12	5	53	58

作付 (栽培) 実農家 数	野菜類				作付 (栽培) 実農家 数	花き類・花木				作付 (栽培) 実農家 数	その他の作物			
	露地		施設			露地		施設			露地		施設	
	作付 (栽培) 農家数	作付 (栽培) 面積	作付 (栽培) 農家数	作付 (栽培) 面積		作付 (栽培) 農家数	作付 (栽培) 面積	作付 (栽培) 農家数	作付 (栽培) 面積		作付 (栽培) 農家数	作付 (栽培) 面積	作付 (栽培) 農家数	作付 (栽培) 面積
103	99	28	13	1	14	9	1	7	X	12	12	1	—	—

資料：「2010年世界農林業センサス」（平成22年、農林水産省）

(8) 耕地の拡張及びかい廃

耕地の拡張をみると、平成3年以降拡張は無く、平成27年までの見通しも無い状況です。

一方、かい廃をみると、平成18年頃から約100haに増加しています。

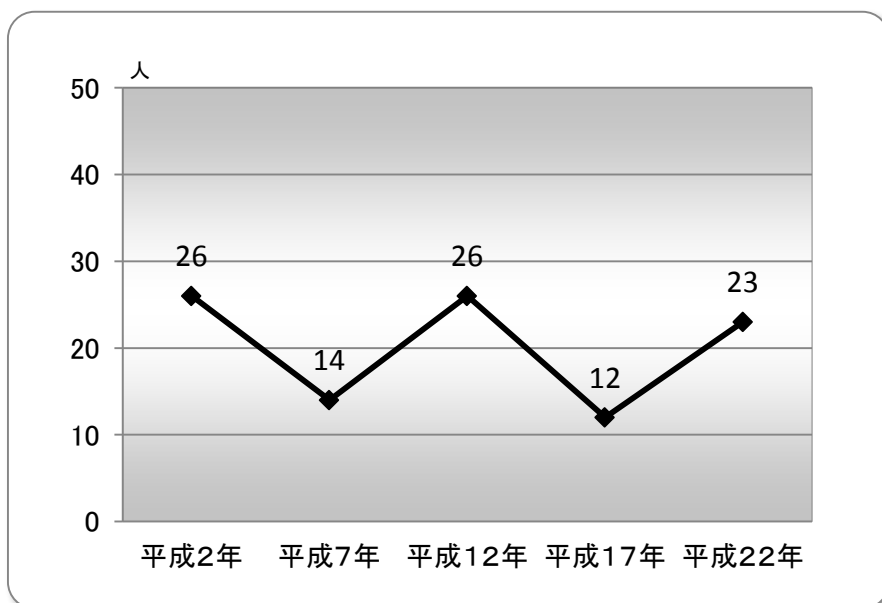
単位：[ha]

	拡張	かい廃	自然災害						人為かい廃	
			自然災害		人為かい廃		非農林業用途への転用	農林道等植林	耕作放棄	その他
			自然災害	人為かい廃	自然災害	人為かい廃				
平成3～7年	0.0	10.0	—	10.0	5.2	2.4	—	2.4		
平成8～12年	0.0	14.2	—	14.2	4.3	8.8	—	1.1		
平成13～17年	0.0	9.6	—	9.6	3.3	4.4	—	1.9		
平成18～22年	0.0	87.6	—	87.6	3.0	6.6	—	1.0		
平成23～27年[推計値]	0.0	125.6	—	125.6	2.5	6.6	115.0	1.5		

資料：「高山農業振興地域整備計画」（平成23年、高山村）

(9) 林業就業者の推移

就業者数は、平成7年及び平成17年で減少していますが、平成22年は23人となっています



資料：「国勢調査」（総務省）

(10) 保有形態別森林面積

総面積をみると、私有林が約3,685haと多くなっています。

また、森林資源の現況についてみると、人工林が約3,100ha、天然林が約1,700haとなっています。

単位：[ha]

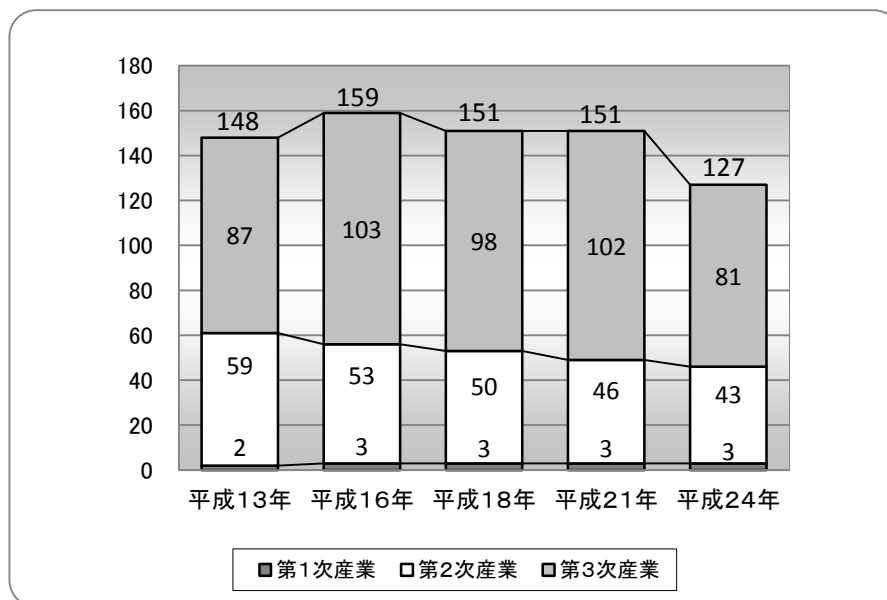
	立木地		天然林	計	その他 (竹林、 未立木地等)	総面積
	人工林	人工林率				
国有林	121	(87.1%)	10	131	8	139
公有林	924	(86.9%)	125	1,049	14	1,063
私有林	2,049	(55.6%)	1,600	3,649	36	3,685
計	3,094	(63.3%)	1,735	4,829	58	4,887

資料：「高山村森林整備計画」（平成20年、高山村）

(11) 事業所数

産業別事業所数は、平成13年から平成21年までほぼ横ばいでしたが、平成24年には24事業所減り、127事業所となっています。

内訳をみると、第2次産業及び第3次産業が減少しています。



単位：[所]

	平成13年	平成16年	平成18年	平成21年	平成24年
農林漁業	2	3	3	3	3
鉱業	0	0	0	0	0
建設業	43	41	39	37	34
製造業	16	12	11	9	9
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0
情報通信業	0	0	0	0	0
運輸業、郵便業	5	4	5	5	4
卸売、小売業	36	42	37	35	26
金融業、保険業	0	0	0	0	1
不動産業、物品賃貸業	1	1	1	1	1
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	1	1	1
宿泊業、飲食サービス業	13	16	13	15	9
生活関連サービス、娯楽業	—	—	17	17	13
教育、学習支援業	5	6	6	6	5
医療、福祉	4	7	7	9	8
複合サービス業	1	1	2	2	1
サービス業(他に分類されないもの)	22	26	9	11	12
合計	148	159	151	151	127

資料：「経済センサス」（平成24年、経済産業省）

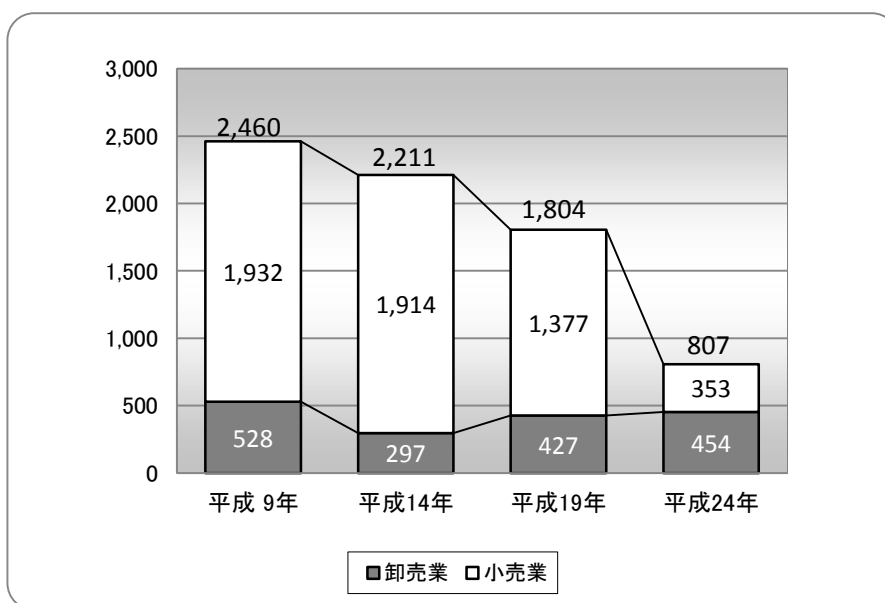
(12) 商品販売額、工業製品出荷額

賞品販売額をみると、平成9年から減少傾向にあります。平成24年には大幅に減少し、807百万円になっています。

また、工業製品出荷額をみると平成20年から減少傾向にありましたが、平成23年に増加し、平成24年に大幅に減少しています。

■商品販売額の推移

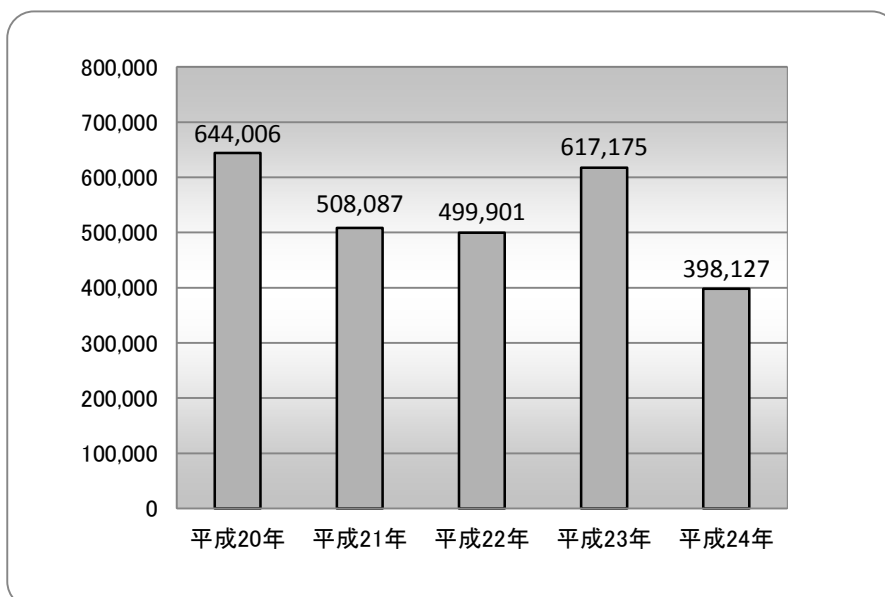
単位：[百万円]



資料：「経済センサス」(平成24年、経済産業省)
「商業統計調査」(平成19年、経済産業省)

■工業製品出荷額の推移

単位：[百万円]



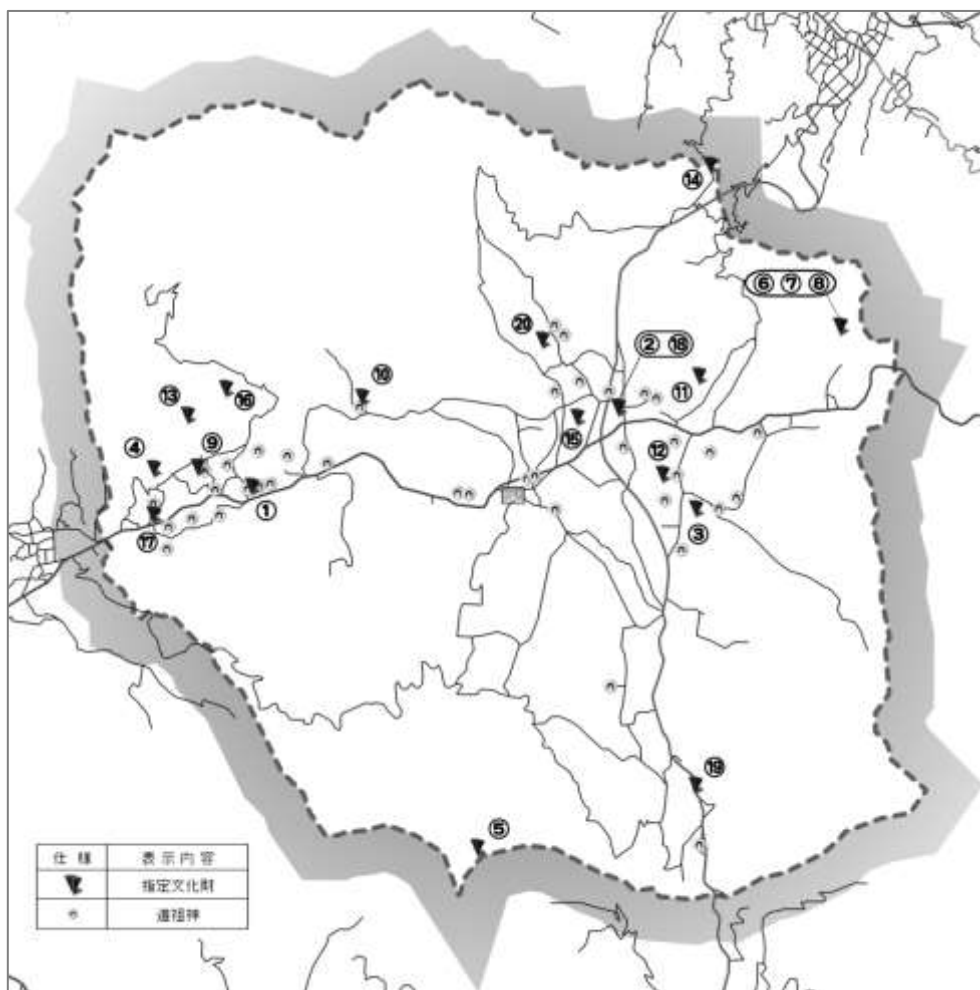
資料：「鉱業統計調査」(平成24年、経済産業省)

5 文化

(1) 村の文化財

史跡等の文化財は、以下のように分布しています。

これらの文化財は、村の歴史的資源として整備・保全する必要があります。



○国選択無形民俗文化財

番号	指定年月日	指定物件
①	S53.01.31	尻高人形

○国登録有形文化財

番号	指定年月日	指定物件
②	H10.09.02	平形家住宅門屋 (旧中山郵便局)

○県指定史跡（遺跡地）

番号	指定年月日	指定物件
③	S48.08.21	中山敷石住居跡

○県指定天然記念物（植物）

番号	指定年月日	指定物件
④	S29.03.30	泉龍寺の高野槇
⑤	S30.01.14	高山のゴヨウツツジ
⑥	S59.07.03	三島神社杉並木

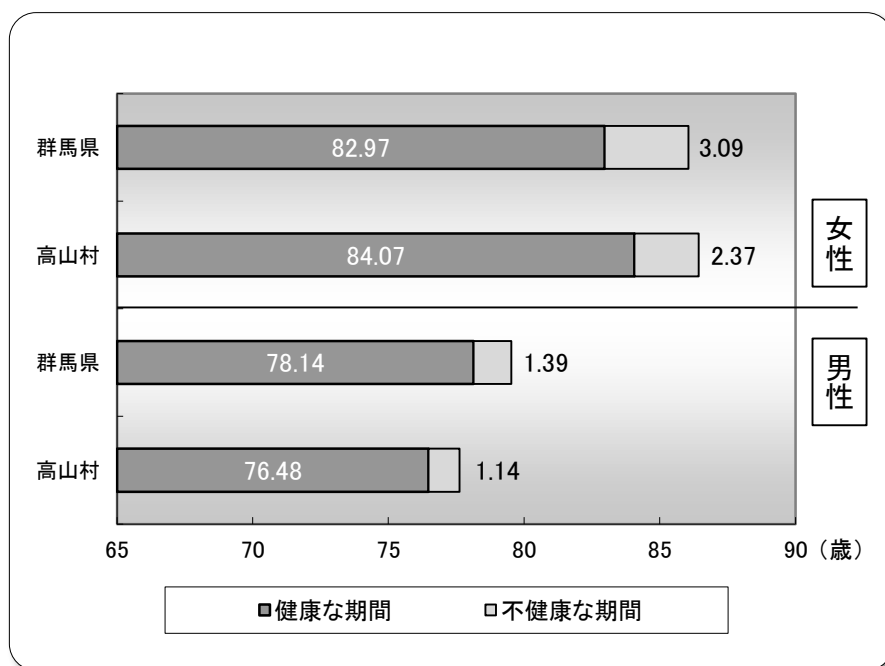
○村指定文化財

番号	指定年月日	指定物件
⑦	S40.06.01	三島神社本殿
⑧	S40.06.01	三島神社太々神楽
⑨	S40.06.01	尻高神社太々神楽
⑩	S40.06.01	役原獅子
⑪	S52.10.01	観音山摩崖仏(百観音)
⑫	S52.10.01	中山神社大杉
⑬	S55.02.21	北之谷稻荷神社
⑭	S56.04.22	塩原太助馬つなぎの松
⑮	H01.11.30	中山城跡
⑯	H01.11.30	尻高城跡
⑰	H01.11.30	名久多教会
⑱	H01.11.30	新田本陣の大けやき
⑲	H01.11.30	なぎなた坂の歌碑
⑳	H08.06.27	五領不動尊

6 保健・福祉

(1) 健康寿命（健康な期間）

男性の平均寿命は群馬県と比べると1.92歳短く、健康寿命も1.66歳短くなっています。女性の平均寿命は群馬県と比べると0.38歳長く、健康寿命も1.1歳長くなっています。



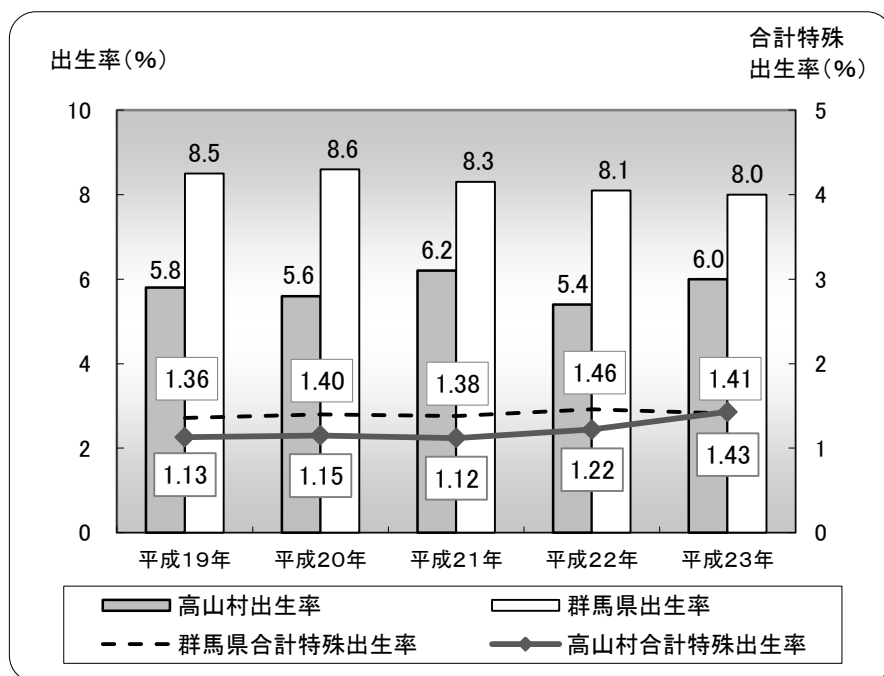
単位：[年]

		平均寿命	健康な期間	不健康な期間
男性	高山村	77.61	76.48	1.14
	群馬県	79.53	78.14	1.39
女性	高山村	86.44	84.07	2.37
	群馬県	86.06	82.97	3.09

資料：「たかやま元気プラン（第3次高山村保健計画）」（平成26年、高山村）

(2) 出生率の推移

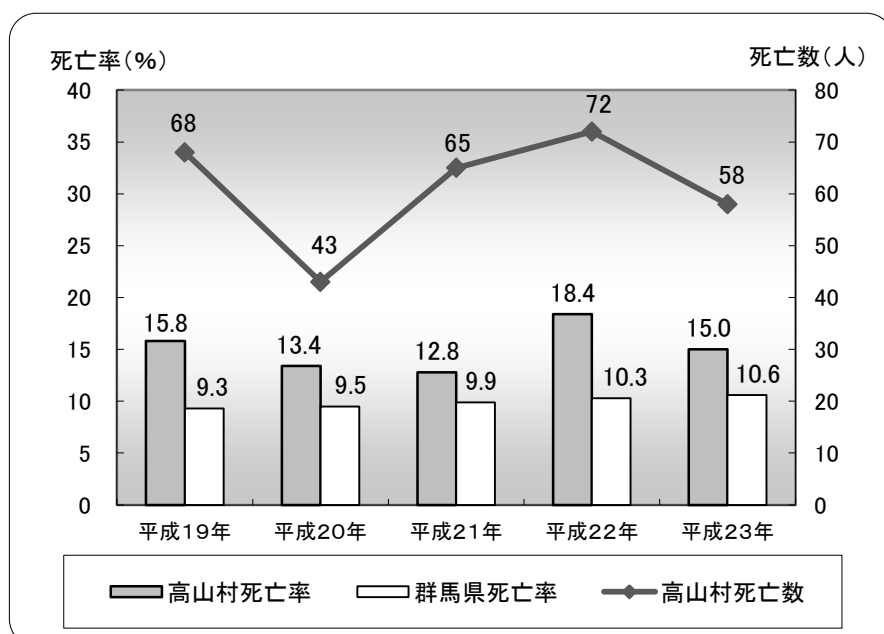
村の出生率は群馬県と比べると低くなっていますが、平成23年の合計特殊出生率をみるとほぼ同じ値になっています。



資料：「たかやま元気プラン（第3次高山村保健計画）」（平成26年、高山村）

(3) 死亡率の推移

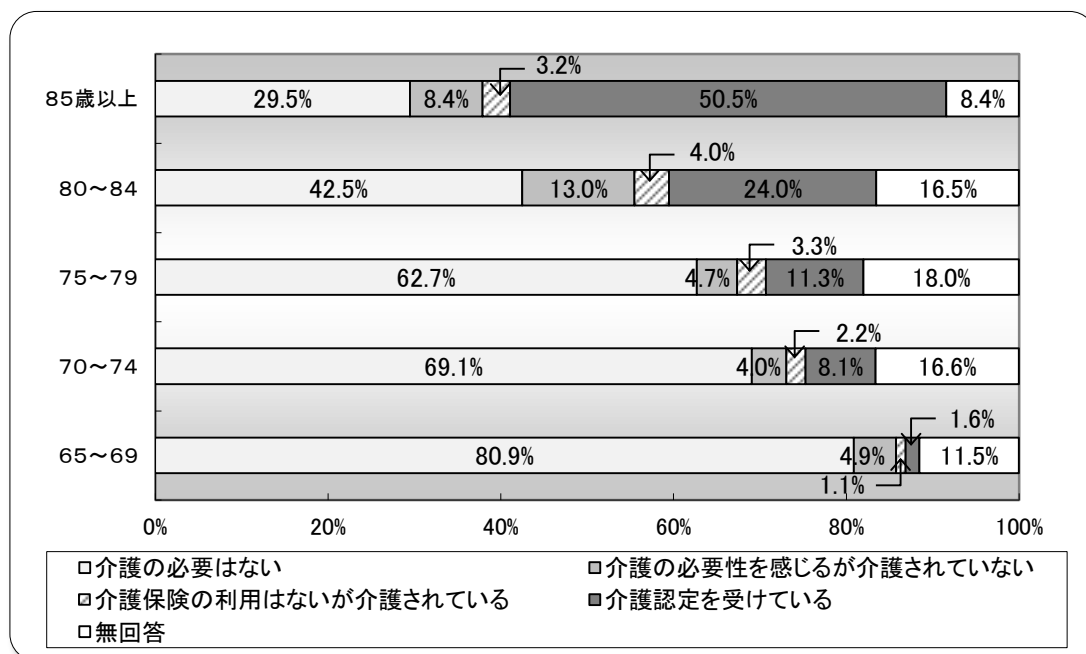
村の死亡率は群馬県と比べると高い割合になっています。



資料：「たかやま元気プラン（第3次高山村保健計画）」（平成26年、高山村）

(4) 高齢者の介護保険動向

平成23年の高齢者の状況は、高齢になるにしたがって「介護の必要はない方」が減少し、「介護認定を受けている方」の割合が増えています。



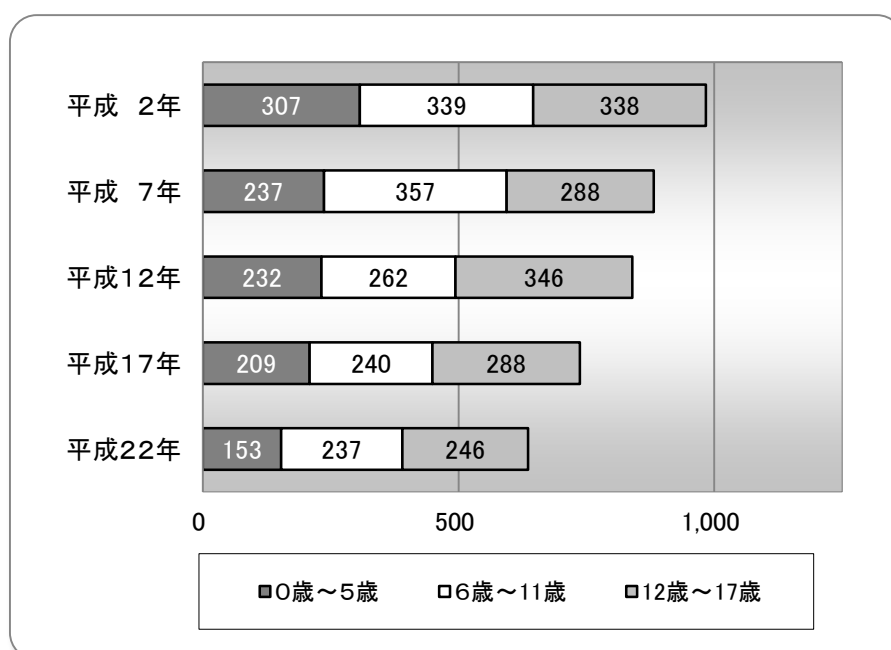
資料：「たかやま元気プラン（第3次高山村保健計画）」（平成26年、高山村）

7 教育

(1) 年齢3区分別児童人口の推移

年齢3区分別の児童人口は、経年的に減少しており、平成22年の児童人口は636人となっています。

内訳をみると、各区分において、減少しており、0歳～5歳が、平成2年から約半数に減少しています。



単位：[人]

	0歳～5歳	6歳～11歳	12歳～17歳	合計
平成 2年	307	339	338	984
平成 7年	237	357	288	882
平成12年	232	262	346	840
平成17年	209	240	288	737
平成22年	153	237	246	636

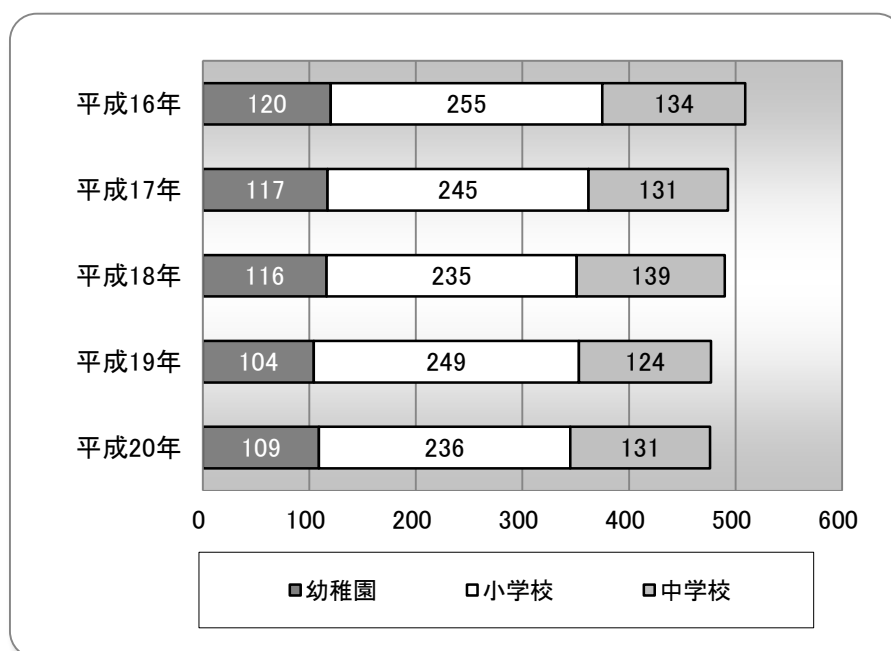
資料：「国勢調査」（総務省）

(2) 園児・児童・生徒数の推移

幼稚園・小学校・中学校の園児・児童・生徒数は、児童人口と同様に経年的に減少しています。

内訳をみると、幼稚園の園児及び中学校の生徒はともに微減となっており、幼稚園及び中学校と比べると小学校の生徒数は減少しています。

また、構成比に大きな変化は見られません。



単位：[人]

	幼稚園		小学校		中学校		合計
平成16年	120	24%	255	50%	134	26%	509
平成17年	117	24%	245	50%	131	27%	493
平成18年	116	24%	235	48%	139	28%	490
平成19年	104	22%	249	52%	124	26%	477
平成20年	109	23%	236	50%	131	28%	476

資料：「群馬県統計年鑑」（群馬県）

8 主な災害

年次	災害等	被害状況等
1498年（明応七年）	明応の大地震	医王山法楽寺の堂塔が崩れ落ちた大岩石のため倒壊。泉照寺も亦敷地の崩壊により大破。
（天和元年）	権現荒	大暴風雨九十ヶ所の崩壊となり七日七夜にわたり、近隣の山谷崩壊し家屋の倒壊無数。
1742年（寛保二任甲年）	寛保の大荒れ	この年、榛名山、出水し死者おびただしく山崩れ、高四十三石六升四合余荒地となる。
1742年（寛保）の頃	梅沢（埋沢）旧部落の全滅	三並山（小野子山）の土砂が大雨で一度に押し出し、この部落の耕地を埋め尽くす。
（明治三十九年）	大洪水	中山一帯河川の橋梁が全部流失。田畑の浸水、家屋の流失浸水多数。死者なし。
（大正十二年）	関東大震災	家具建具の損害せしもの多数あり。和田中の土蔵数十棟は壁大亀裂を生じ壁の落ちたるあり。本宿、新田五領、尻高等は、石塔、塔炉（灯籠）その他の長く直立せしものは被害多数。
（昭和十年）	風水害	死亡 2、重傷 1、中軽傷 5。家屋の流出 5、家屋の倒壊 半壊2。田畑の流出（埋没） 25町3反。山林の荒廃 40町。床上の浸水 51。宅地の損害 15。
（昭和三十六年）	伊勢湾台風（台風十五号）	西小学校及び東小、トタン屋根の大半及び窓ガラスを破壊。民家住宅 全壊25戸、半壊42戸。民家住宅以外の建物全壊186、半壊89。立木の被害（風倒木） 民有林約1万5千石、官公造林約8万5千石。
（昭和四十年）	大雹害	被害の最も大きかったのは、役原・五領・新田・本宿等。中学校西側窓ガラス破壊。農作物の大小麦、桑、稲の苗、蔬菜、葉たばこ等は殆んど全滅。造林木の被害と併せて損害価格は1億円と推定。
2007年（平成十九年）	台風九号	
2009年（平成二十一年）	台風十八号	
2011年（平成二十三年）	台風六号	
2011年（平成二十三年）	大雨	
2011年（平成二十三年）	台風十二号	
2011年（平成二十三年）	台風十五号	
2012年（平成二十四年）	低気圧	
2012年（平成二十四年）	台風四号	
2012年（平成二十四年）	台風十七号	
2013年（平成二十五年）	台風十八号	台風第18号に関する群馬県気象情報、群馬県竜巻注意報土砂災害警戒情報。
2013年（平成二十五年）	台風二十六号	
2014年（平成二十六年） 2月7日～9日	大雪	
2014年（平成二十六年） 2月14日～16日	大雪	農業被害多数。災害警戒本部設置。

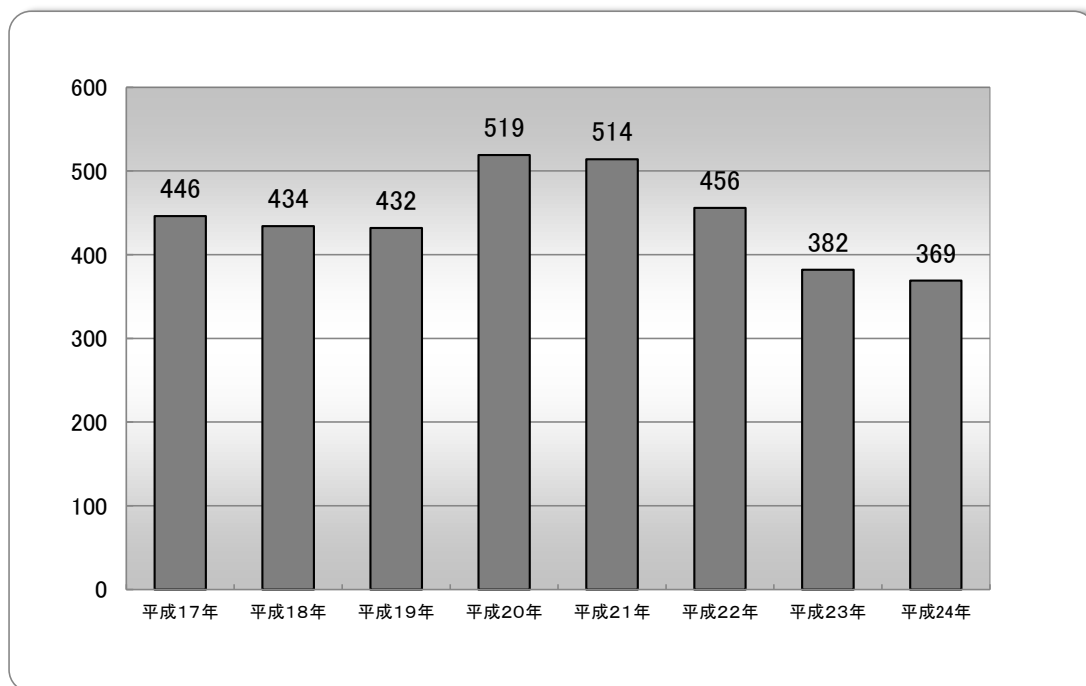
9 観光

(1) 観光入込客数の推移

村の観光入込客数は平成20年度をピークに減少しています。

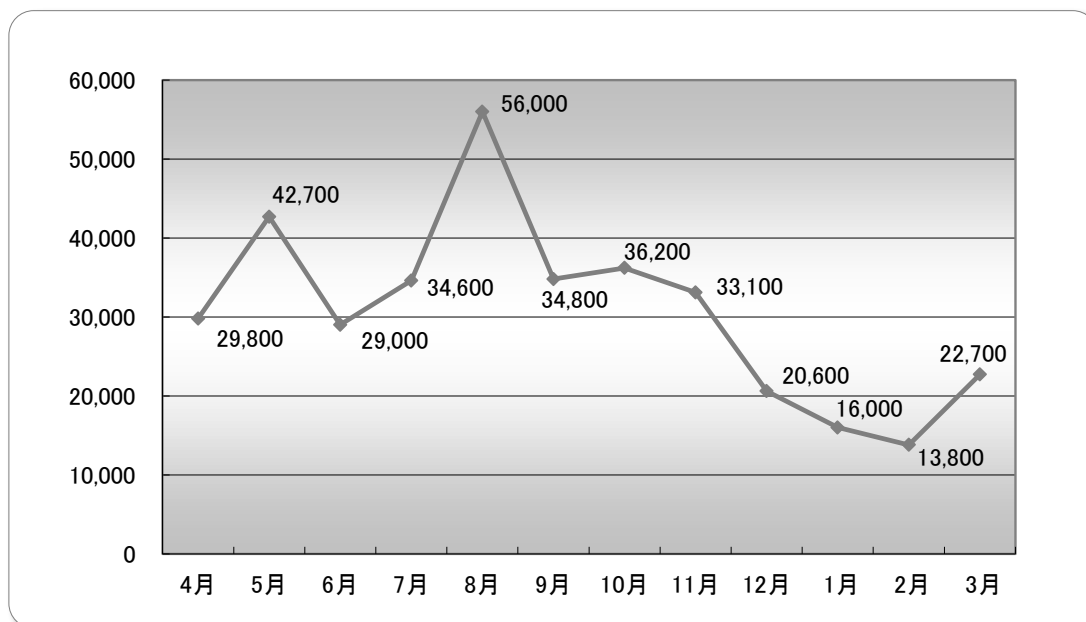
また、月別の観光入込数は8月が一番多く、冬になると減少しています。

単位：[千人]



◇月別の観光入込数推計

単位：[千人]



資料：「群馬県観光客数・消費額調査」(平成25年3月、群馬県)

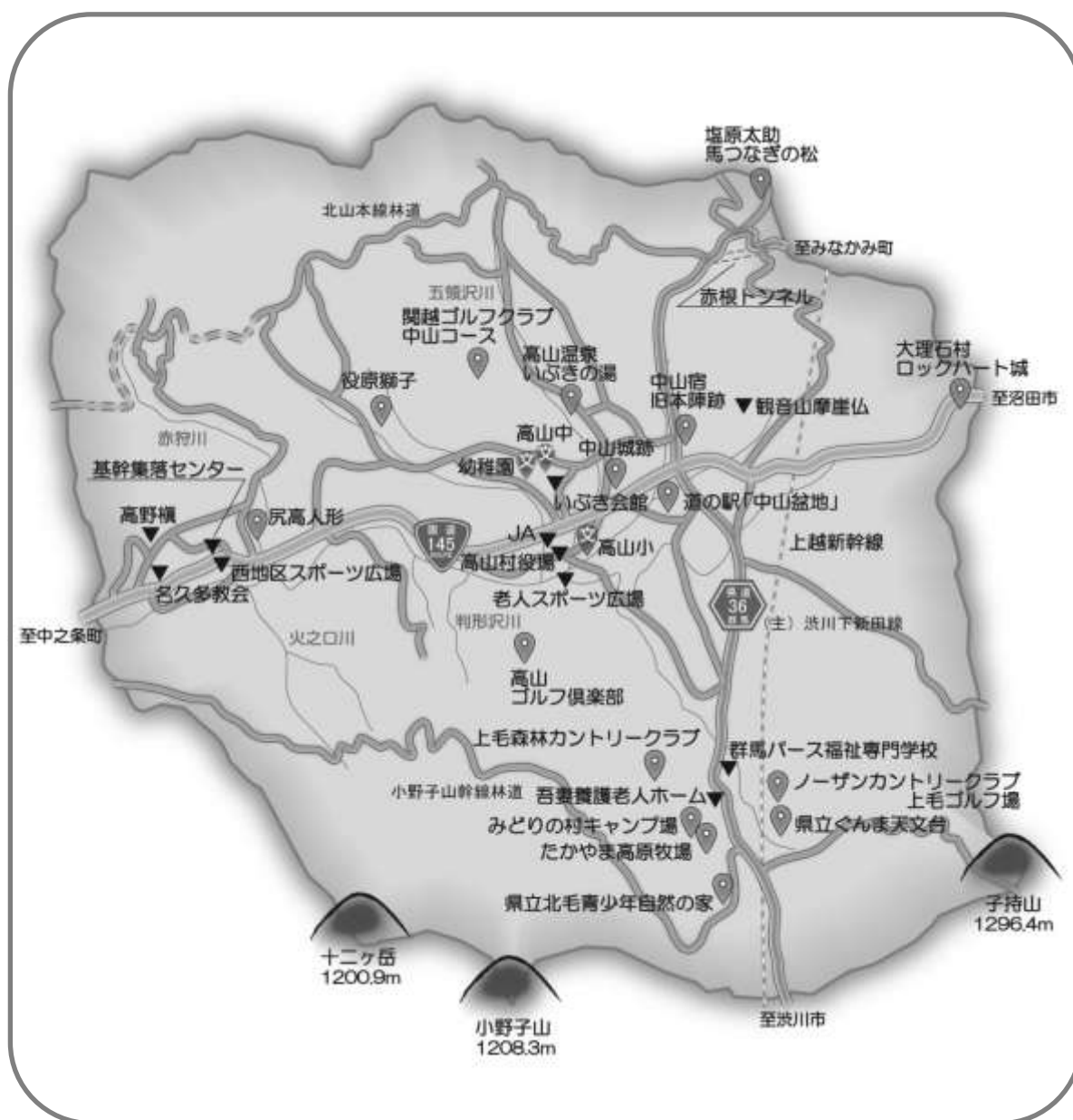
10 主要施設

(1) 村の主要施設

役場・学校等の公共施設は、村の中心部に位置しています。

観光施設は、ゴルフ場が4ヶ所あり、自然を活用した施設が多く存在します。

文化財施設は、各地に存在します。



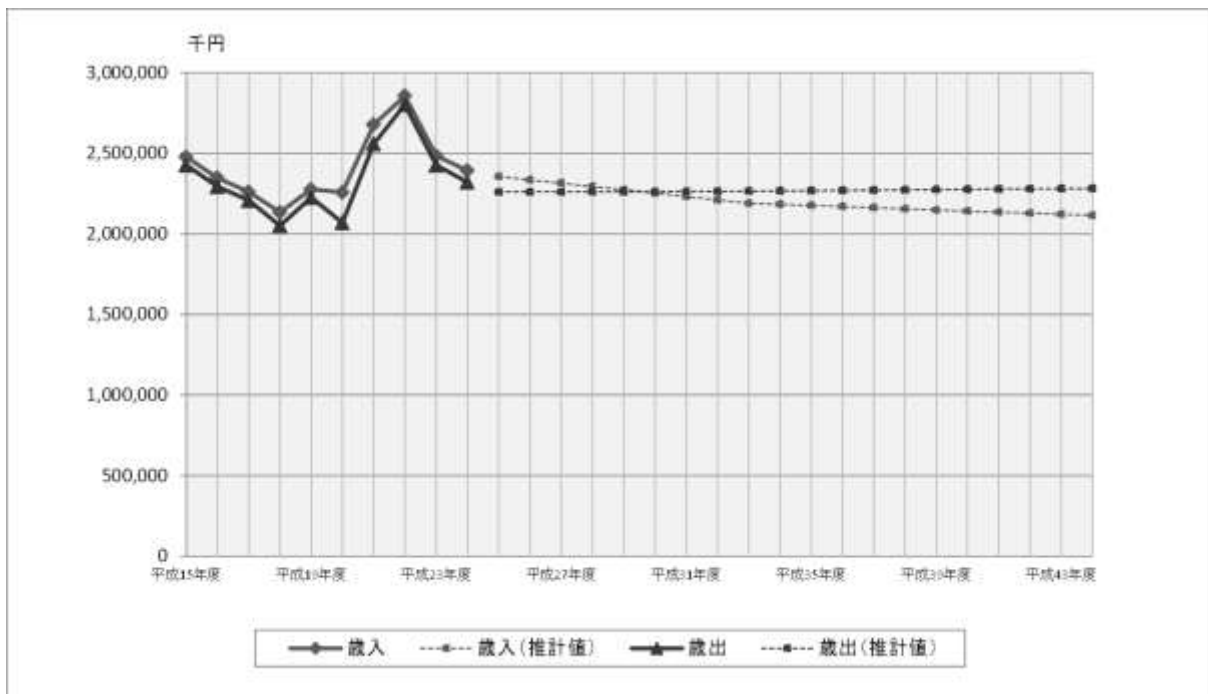
11 財政

(1) 財政シミュレーション

ある一定の条件の考え方に基づき、財政シミュレーションを行っています。なお、シミュレーションは、危険側（支出金が減少）で考えています。

結果、歳入が歳出を下回り、収支がマイナスになると思われます。よって、計画に基づく事業は、歳出のバランスを勘案しながら判断することになります。

■財政シミュレーション結果（簡易）



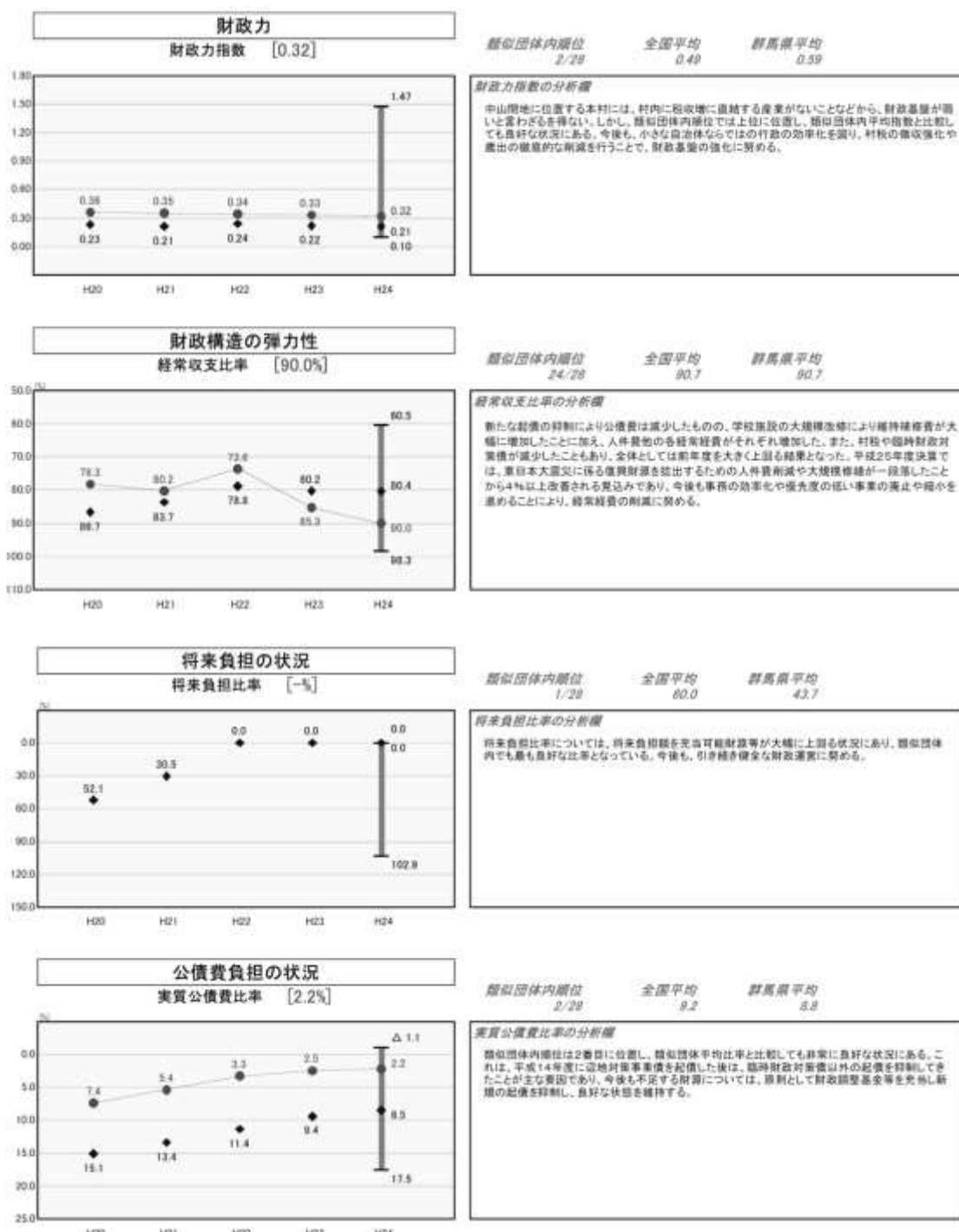
資料：「市町村決算カード」（総務省HP http://www.soumu.go.jp/iken/jokyo_chousa_shiryo.html)

注意) この内容は、様々な設定に基づき行ったシミュレーションです。結果は、制度の変更、社会経済情勢の変化によって大きく変動することがあります。特に歳入は、国や県の支出金が減少するという危険側（財政にとって安全側）の考え方に基づいています。現実的に急激に財政が悪化するということを示し、行政や村民の方々に対して不安等を煽るものではありません。

(2) 財政の比較

平成24年度における財政状況について、以下の結果から評価すると、村は、類似団体に比べて比較的良好と言えます。

ただし、税収増に直結する産業がなく財政基盤が弱いことが指摘されるため、事業の効率化や優先度の低い事業の廃止や縮小を行い、経常経費を削減する必要があります。



資料：「財政状況資料集」（平成24年度、群馬県HP <http://www.pref.gunma.jp/07/a4900260.html>）

8 将来人口推計

1 人口推計の方法について

(1) コーホート要因法

コーホート要因法は、年齢階層別人口の変動を、「自然増減」（出生と死亡）及び「社会移動」（転出入）といった人口変動の要因それぞれについて将来値を仮定し、将来の人口を推計する方法です。すでに生存している人口については生残率や社会移動率を設定するとともに、新たに生まれる人口については出生率（もしくは、子ども女性比）や出生性比を設定することで、将来人口を推計します。

なお、推計を行う期間は、平成27年から平成36年（目標年）としました。

(2) 基準人口・各種仮定値の設定

① 基準人口

平成22年国勢調査人口を基準とする。

② 生残率

生残率は、出生してから、ある年齢まで生存する率である。

今回推計では、平成22年市区町村別生命表（厚生労働省）をもとに、平均寿命から男女年齢別生残率を算出する。

③ 出生率

出生率は、15歳～49歳の女性から子どもが出生する率である。

今回推計では、住民基本台帳から平成19年から平成21年における15歳～49歳の女性人口に対する出生数の比率の平均を算出し、平成22年人口動態保健所・市区町村別統計の合計特殊出生率を参考に、平成27年以降の出生数を算出する。

④ 出生性比

出生性比（出生する子どもの男女比）については、社人研推計における設定と同様、女子100に対して男子105.4とする。

⑤ 純移動率

純移動率は、ある年齢階級の人が、村内に転入、あるいは村外へ転出する率である。

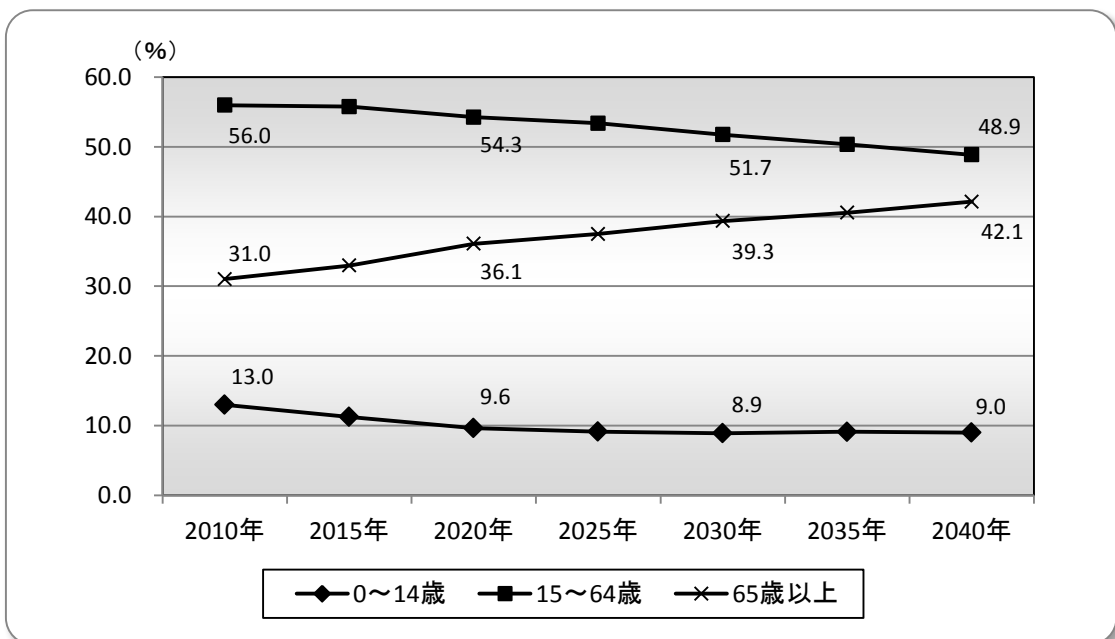
今回推計では、住民基本台帳から平成18年から平成21年における各歳別の純移動率を算出、平均し、それをもとに、平成22年以降の純移動率とする。

2 人口推計の結果

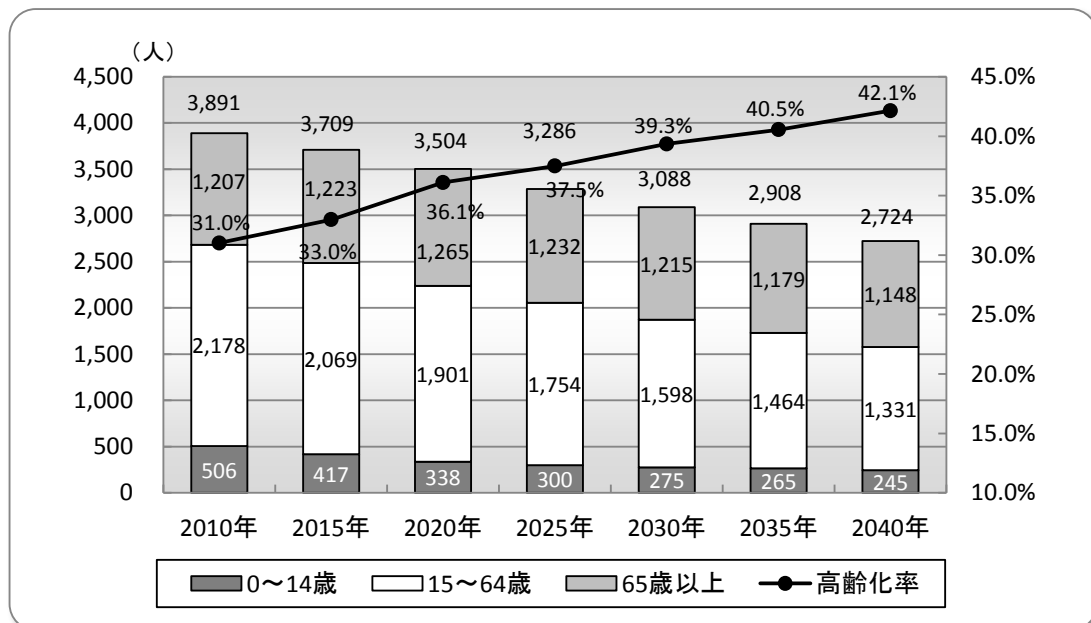
(1) 年齢3区分別人口比率の推移

村の年齢3区分別人口比率は、0～14歳、15～64歳ともに減少傾向にあり、65歳以上は増加傾向にあります。

また、0～14歳の人口は2040年になると2010年の約半数の245人になると推計されます。



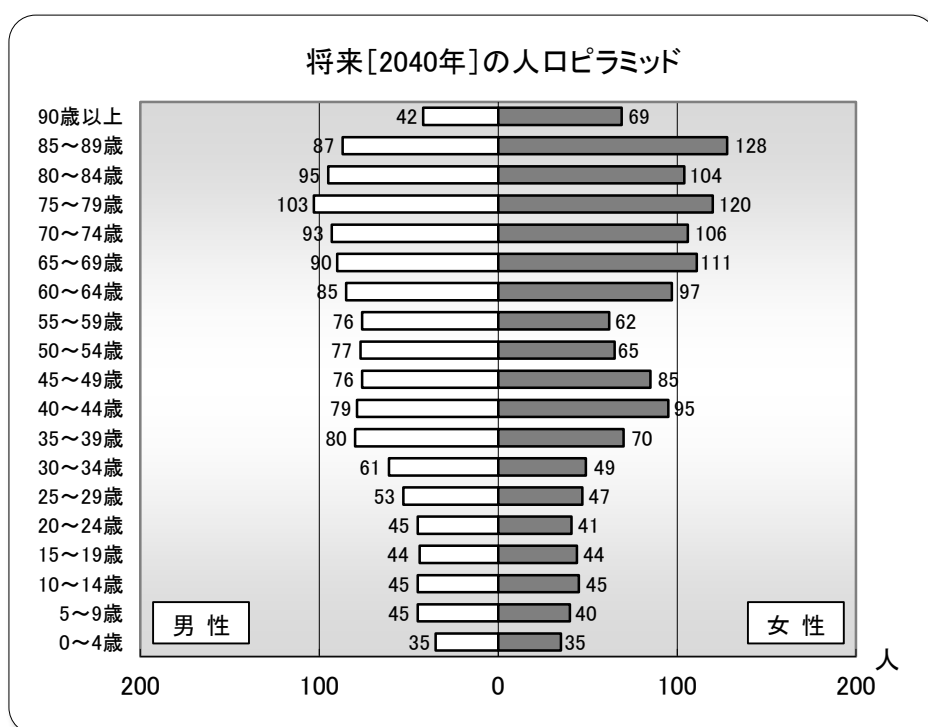
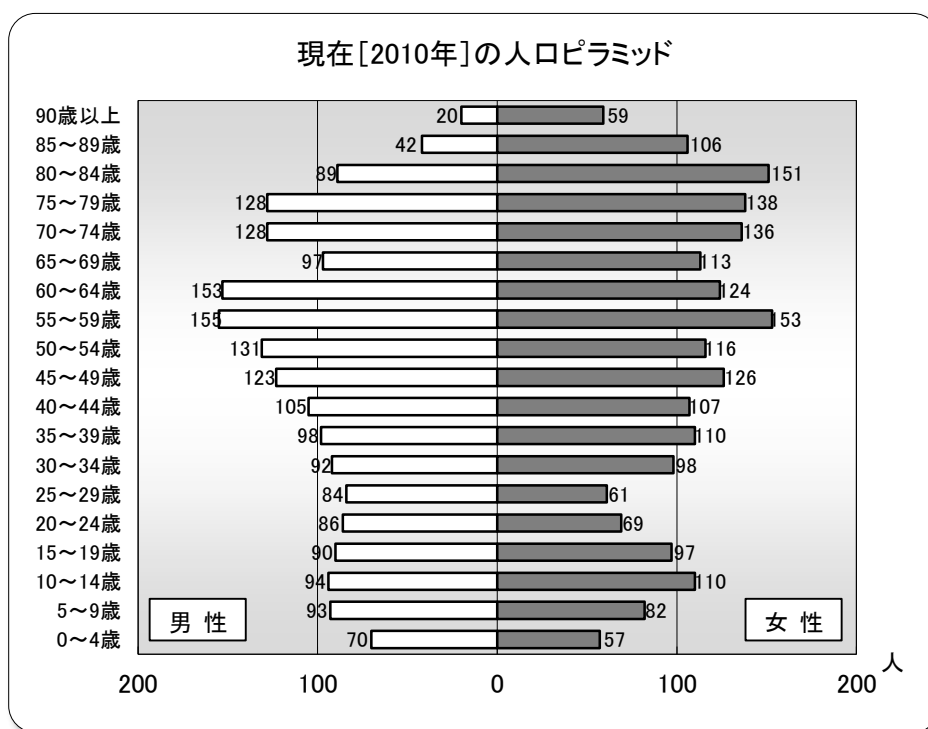
◇年齢3区分別人口推計



(2) 人口ピラミッド

村の人口ピラミッドは、2010年では、50歳代と70歳代が多くなっています。

一方、2040年では、全体的に人口が少なくなっていますが、70歳代、80歳代は多くなっています。



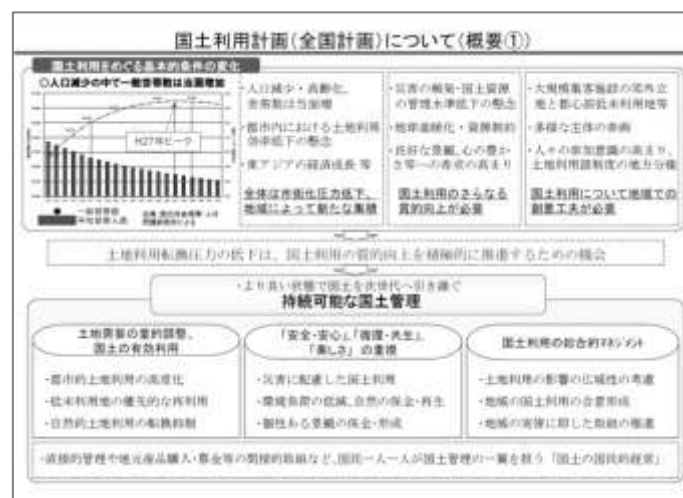
9 上位・関連計画

1 上位計画

(1) 国土利用計画（全国計画）〔平成20年7月、国交省〕

平成20年7月に策定された第四次全国計画では、人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展の中で、中心市街地の空洞化等の問題、さらには近年の災害の増加等による地域コミュニティの弱体化の懸念があることなどを踏まえ、安全で安心できる国土利用等の観点を基本として、国土利用の質的向上を積極的に推進するのが重要であるとしています。

村では、地域住民の参画等により国土資源の適切な管理を図るとともに、二次的資源としての農山村における景観、生態系の維持・形成を図ります。

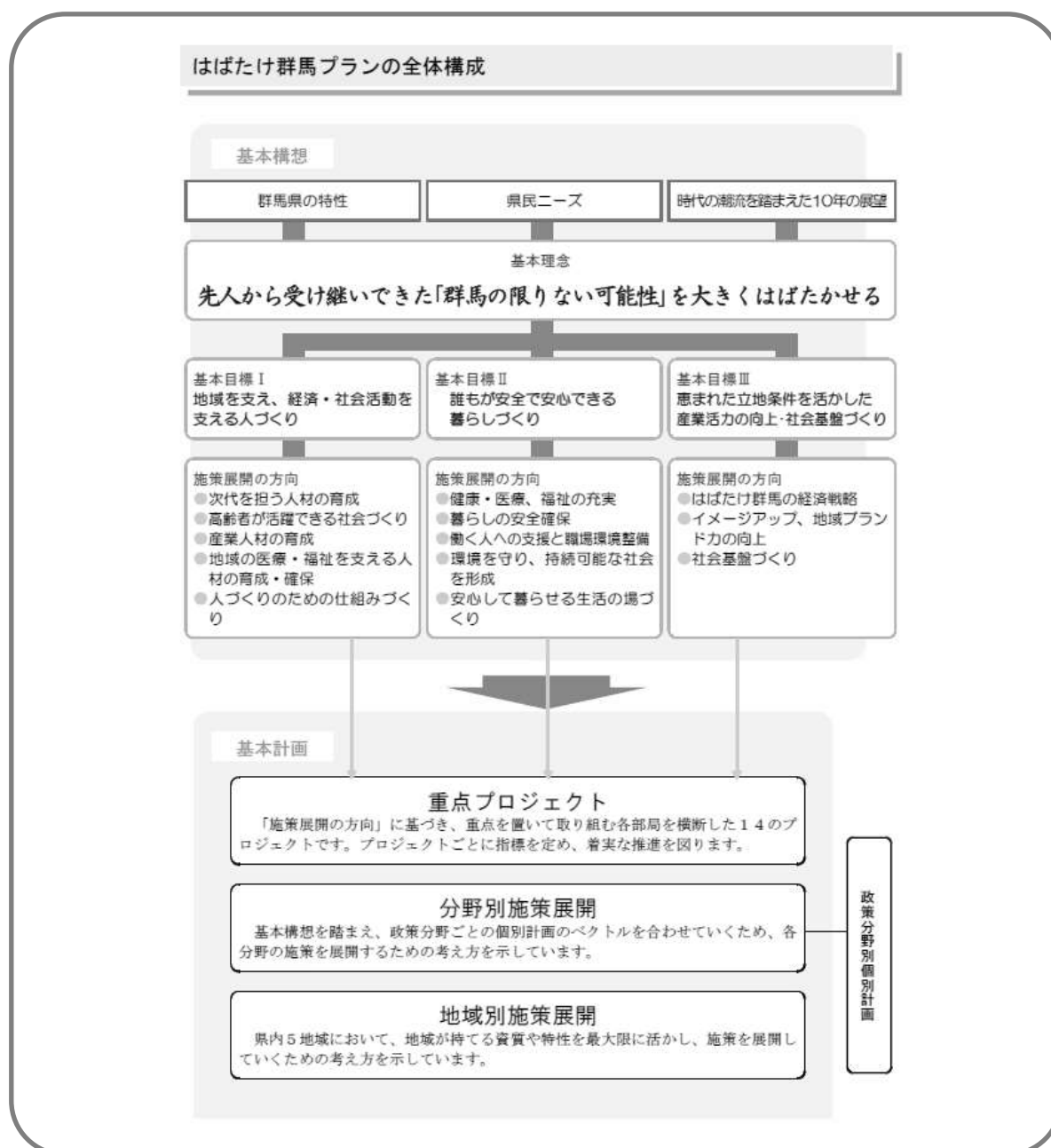


(2) 第14次群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」〔平成23年3月、群馬県〕

「はばたけ群馬プラン」（平成23年度～平成27年度）は、本県の現状と県民ニーズ、時代の潮流を踏まえた10年の展望に基づき、計画期間（5年間）に実施する県施策の目標・方向を示すものであり、県政運営の基本指針となるものです。

また、地方分権の進展により、県、市町村の役割が変わりつつあることから、市町村・県民と協力・連携しながら県政運営を行っていくための指針となるものです。

村は、これらを踏まえたうえで、行政運営を進める必要があります。



(3) はばたけ群馬・県土整備プラン〔平成25年4月、群馬県〕

「はばたけ群馬プラン」（平成25年度～平成34年度）は、10年間のぐんまの社会資本整備の指針となるものです。

村は、これらを踏まえたうえで、行政運営を進め、必要に応じて県に事業の追加依頼をする必要があります。

＜取り組み指標の現状と将来の目標一覧表＞

番号	第1節 元気の指標	単位	現在(H23)	将来(H34)
1	7つの交通軸の開通予定年度	区間	—	計画期間における主要道路の開通予定年度
2	宿泊客数	万人	875	928(H27)
3	企業誘致件数	件	33	50(H27)
4	幹線道路の混雑延長	km	330(H22)	150
番号	第2節 安全の指標		現在(H23)	将来(H34)
5	洪水による氾濫が想定される区域の面積	km ²	90.1	36.6
6	土砂災害対策推進計画に基づく対策箇所着手率	%	0	100(H31)
7	洪水ハザードマップの対象区域拡大等支援のための浸水想定区域図の拡充箇所数	箇所	0	19(H29)
8	土砂災害に備えた図上訓練の実施市町村数	市町村	12	27(H27)
9	住宅の耐震化率	%	76.4	90(H32)
10	被災建築物応急危険度判定士数	人	1,516	2,000(H32)
11	緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数	箇所	47	143
12	交通事故死者数	人	106(H24)	75以下(H27)
13	通学路の歩道整備率	%	73	93
14	1日当たり乗降客数3,000人以上の鉄道駅のバリアフリー化率	駅	12/18	18/18(H32)
15	主要鉄道駅周辺歩道のバリアフリー化率	駅	10	14(H29)
16	乗合バスのノンステップバス導入率	%	28	40(H27)
17	歩道のバリアフリー化率	%	50	65
18	高齢者のいる住宅のバリアフリー化率	%	36(H20)	75(H32)
番号	第3節 魅力の指標		現在(H23)	将来(H34)
19	市街地の幹線道路の無電柱化率	%	12	22
20	農銀行政団体数	市町村	14(H24)	35(H27)
21	市街地整備率(区画整理完了区域面積/市街化区域面積)	%	22.7	29.0
22	市街化区域内人口密度	人/ha	62.3	60人/haの維持
23	緊急対策踏切の未対策箇所数	箇所	3	0(H29)
24	乗合バス・中小私鉄3線の利用者数	万人	1,240	1,240万人の維持
25	「日本風景街道」に参加するNPO等の団体数	団体	25	50
番号	第4節 環境の指標		現在(H23)	将来(H34)
26	自転車通行環境整備路線の整備率	%	0	100
27	住宅の省エネルギー対策	%	24(H20)	46(H32)
28	汚水処理人口普及率	%	74.3	91.7
29	汚水処理整備区域内の接続率	%	90.5	95
30	建設副産物の再資源化率	%	84.1(H20)	94(H27)

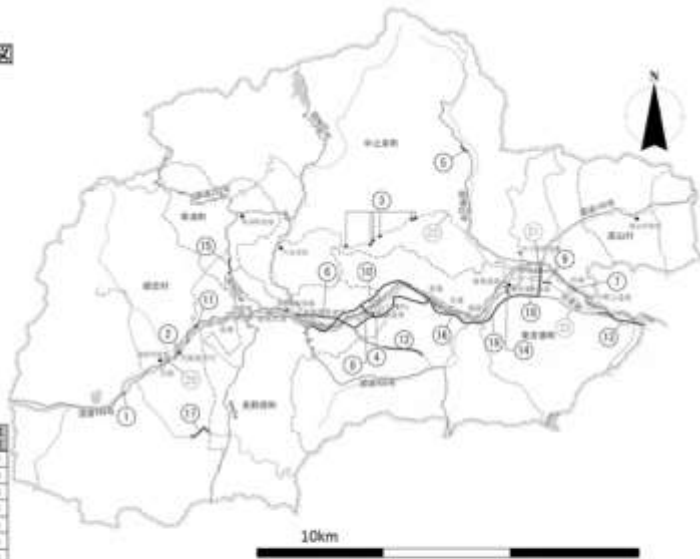
※ 3、12については年(1月～12月)で算出し、その他の指標は年度で算出。

※ 現在値(H23)の欄は、平成23年または平成23年度のデータを記載。ただし、指標により最新数値の統計時期を()で記載。

中之桑土木
事業箇所図

○位置図

道路関連事業



事業箇所一覧表

項目	事業名	施工箇所	完成年度	
事業箇所	1 国道14号 道路環境 橋梁新築工事	鎌倉川方面	400	
	2 国道14号 駅前広場整備	鎌倉川駅前	400	
	3 中之桑中央通り 駅前広場整備	中之桑駅前通り	400	
	4 中之桑中央通り 駅前広場整備 1/4/1/2整備	駅前通り1号～駅前通り地下	400	
	5 国道14号 駅前広場 橋梁改修	中之桑駅前	400	
	6 中之桑中央通り 駅前広場整備 1/4/1/3整備	駅前通り1号～駅前通り	400	
	7 国道14号 市域土区 橋梁改修	中之桑市域	400	
	8 中之桑中央通り 駅前広場整備 1/4/1/2整備	駅前通り1号～1/3区画	400	
	9 国道14号 歩道整備	駅前通り橋梁	427	
	10 国道14号 1/4/1/1区画 1/4/1/3整備	駅前通り1号～駅前通り1/3	427	
	11 国道14号 駅前広場整備	駅前通り	400	
	12 中之桑中央通り 2期工事 駅前広場	駅前通り1号～2号	400	
	13 国道14号 駅前広場整備 1/4/1/1区画 1/4/1/3整備	駅前通り1号～1/3	400	
	14 中之桑中央通り 駅前広場整備	駅前通り1号～1/3	400	
	15 国道14号 歩道整備	駅前通り	400	
	16 国道14号 歩道整備 1/4/1/1区画 1/4/1/3整備	駅前通り1号～1/3	400	
	17 中之桑中央通り 橋梁工事 橋梁改修	駅前通り	400	
	18 中之桑中央通り 歩道整備 1/4/1/1区画 1/4/1/3整備	駅前通り1号～1/3	400	
19 国道14号 歩道整備 1/4/1/1区画 1/4/1/3整備	駅前通り1号～1/3	400		
事業箇所	21 国道14号 歩道整備	鎌倉川方面～駅前		
	22 中之桑中央通り 駅前広場整備 1/4/1/1区画 1/4/1/3整備	駅前通り1号～1/3		
	23 中之桑中央通り 橋梁工事 1/4/1/3整備	中之桑駅前通り		

中之桑土木
事業箇所図

○位置図

河川・砂防・公園関連事業等



事業箇所一覧表

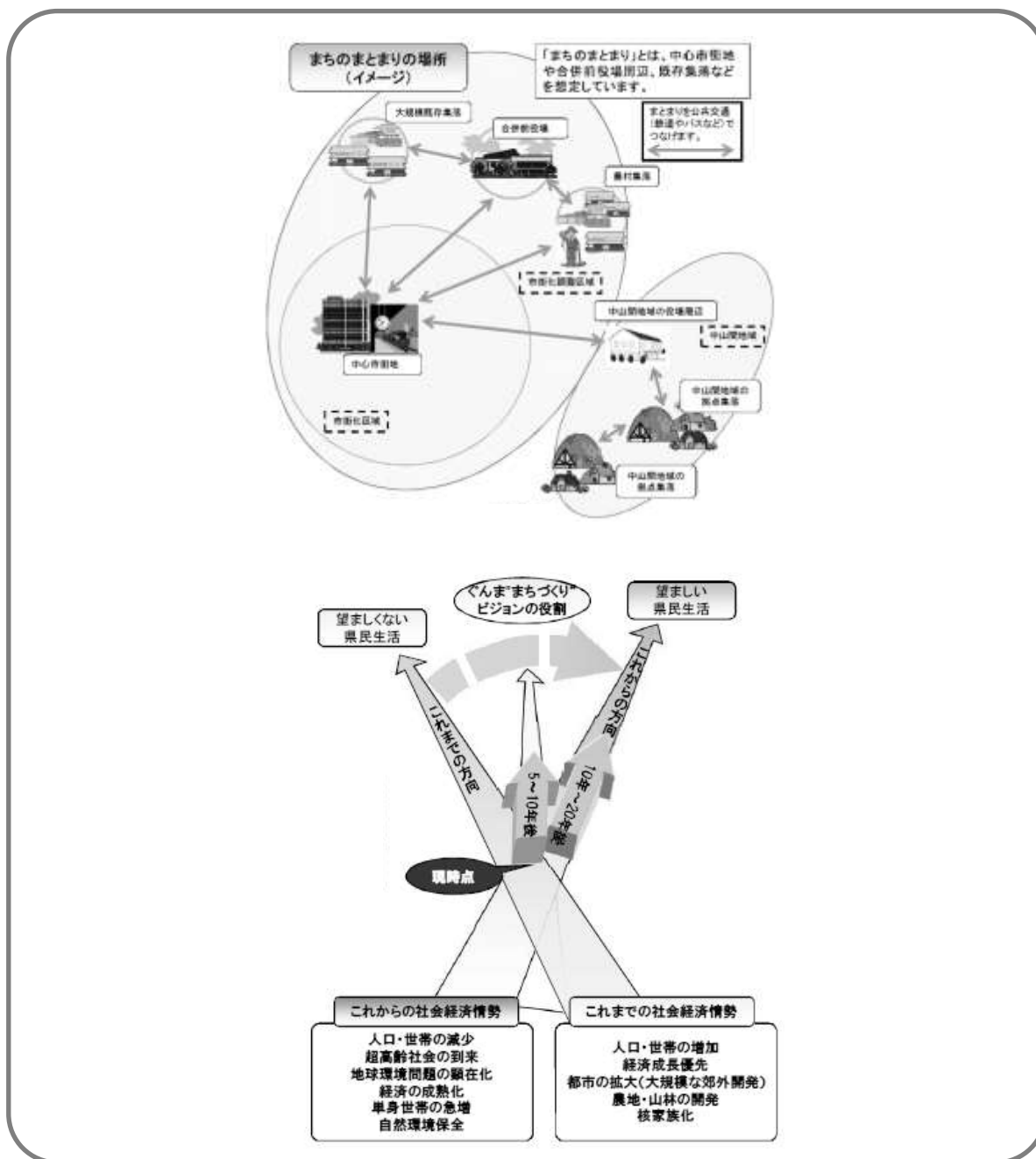
項目	事業名	施工箇所	完成年度
事業箇所	24 砂防工事 土砂防対策	鎌倉川下流	400
	25 砂防地区 砂防工事(連続防対策)	中之桑地区	400
	26 砂防工事 橋梁改修	中之桑地区	400
	27 砂防工事 土砂防対策	駅前通り橋梁	400
	28 砂防工事 土砂防対策	中之桑地区	400
	29 鎌倉川 土砂防対策	鎌倉川橋梁	427
	30 上神奈川地区 砂防工事(連続防対策)	鎌倉川地区	427
	31 砂防工事 土砂防対策	鎌倉川橋梁	400
	32 砂防地区 砂防工事(連続防対策)	中之桑地区	400
	33 砂防工事 土砂防対策	中之桑地区	400
	34 鎌倉川 土砂防対策	中之桑地区	400
	35 砂防工事 土砂防対策	中之桑地区	400
	36 砂防工事 土砂防対策	鎌倉川橋梁	400
	37 砂防地区 砂防工事(連続防対策)	中之桑地区	400
	38 砂防工事 土砂防対策	中之桑地区	400
	39 砂防工事 土砂防対策	鎌倉川橋梁	400
	40 砂防地区 土砂防対策	鎌倉川橋梁	400
	事業箇所	41 大沢川 土砂防対策	鎌倉川下流
42 大沢川 土砂防対策		鎌倉川橋梁	
43 大沢川 土砂防対策		鎌倉川橋梁	
44 大沢川 土砂防対策		中之桑駅前	
45 大沢川 土砂防対策		中之桑駅前	
46 大沢川 土砂防対策		中之桑駅前	
47 大沢川 土砂防対策		中之桑駅前	
48 大沢川 土砂防対策		中之桑駅前	
49 大沢川 土砂防対策		中之桑駅前	
50 大沢川 土砂防対策		中之桑駅前	
51 大沢川 土砂防対策		中之桑駅前	
52 大沢川 土砂防対策		中之桑駅前	
53 大沢川 土砂防対策		中之桑駅前	
54 大沢川 土砂防対策		中之桑駅前	
55 大沢川 土砂防対策		中之桑駅前	
56 大沢川 土砂防対策		中之桑駅前	

(4) ぐんま“まちづくり”ビジョン [平成24年9月、群馬県]

現在、人口減少傾向と同時に高齢化が進展しており、このまま現状を放置した場合、高齢者の住みにくい、福祉的経費を多額に必要とする県土が形成されると予測されます。

そのため、人口増加時代のまちづくりの考え方や方法を見直して、効率的な都市構造への転換を目指すことを目的としています。

村は、中山間地域であることから、公共交通による集落拠点間の連携を確保し、都市間移動も村内移動も高い利便性を確保する必要があります。



2 関連計画

(1) 高山農業振興地域整備計画 [平成23年12月、高山村]

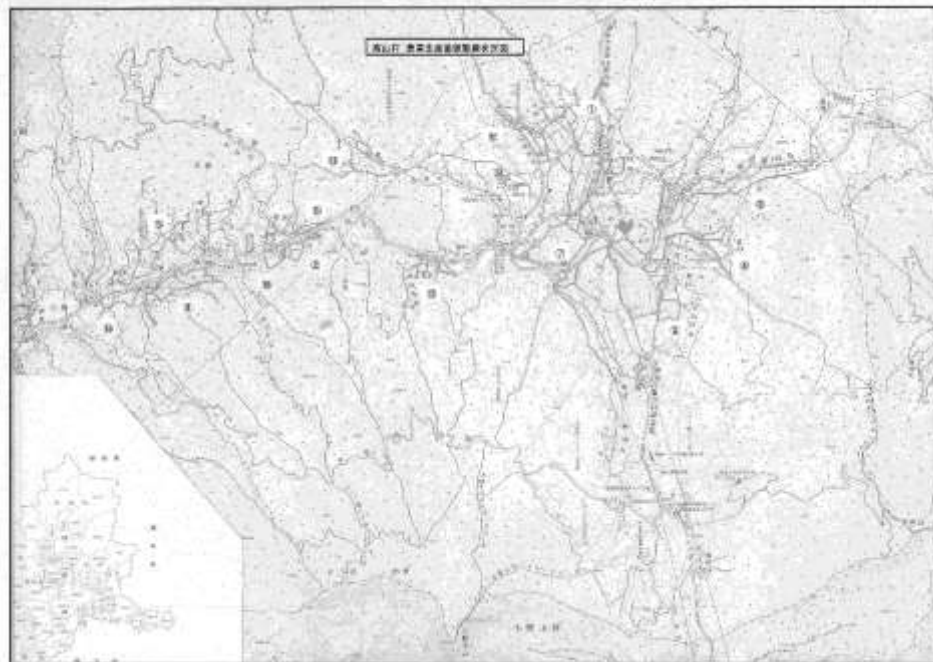
昭和48年に策定された農業振興地域整備計画は、平成23年度に見直しを行いました。計画では、農業者の高齢化などで遊休化が進行、農林産物の価格の低迷、後継者の極端な減少による労働力不足など多くの課題があげられ、その対策などの計画がまとめられています。

土地利用における目標は、農用地が約26ha減少し、森林・原野が約19ha、住宅用地が約3ha、工場用地が約1ha増加する計画になっています。

農業生産基盤の整備は、平成13年を最後に未実施となっています。

単位：[ha]

	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地等		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成23年)	642.2	12.7	12.6	0.2	3,986.0	79.0	112.3	2.2	7.2	0.1	283.7	5.6	5,044.0	100.0
目標 (平成32年)	616.4	12.2	12.6	0.2	4,005.0	79.4	115.0	2.3	8.0	0.2	287.0	5.7	5,044.0	100.0
	△ 25.8		0.0		19.0		2.7		0.8		3.3			



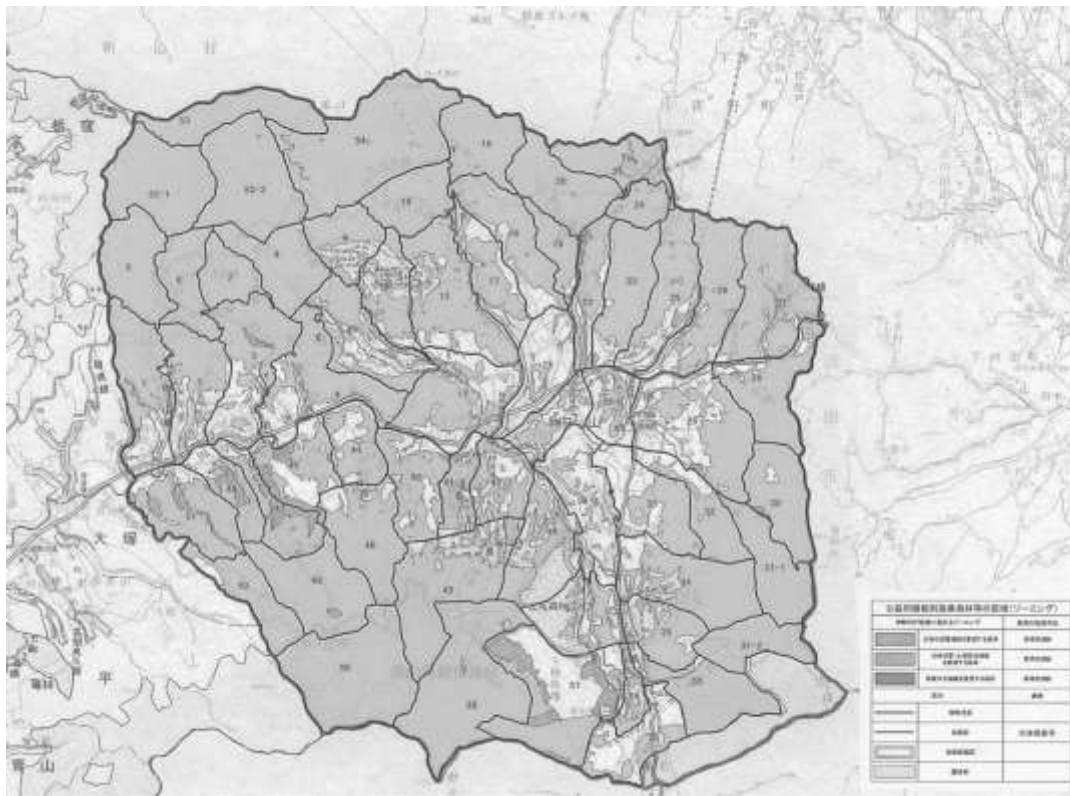
(2) 高山村森林整備変更計画 [平成25年4月、高山村]

平成25年から平成35年までの森林整備計画を平成26年に変更しました。

計画では、森林整備現状と課題を踏まえた、望ましい森林自然の姿に誘導していくための整備指針などがまとめられています。

村の森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林施業を推進します。

[森林整備計画概要図]



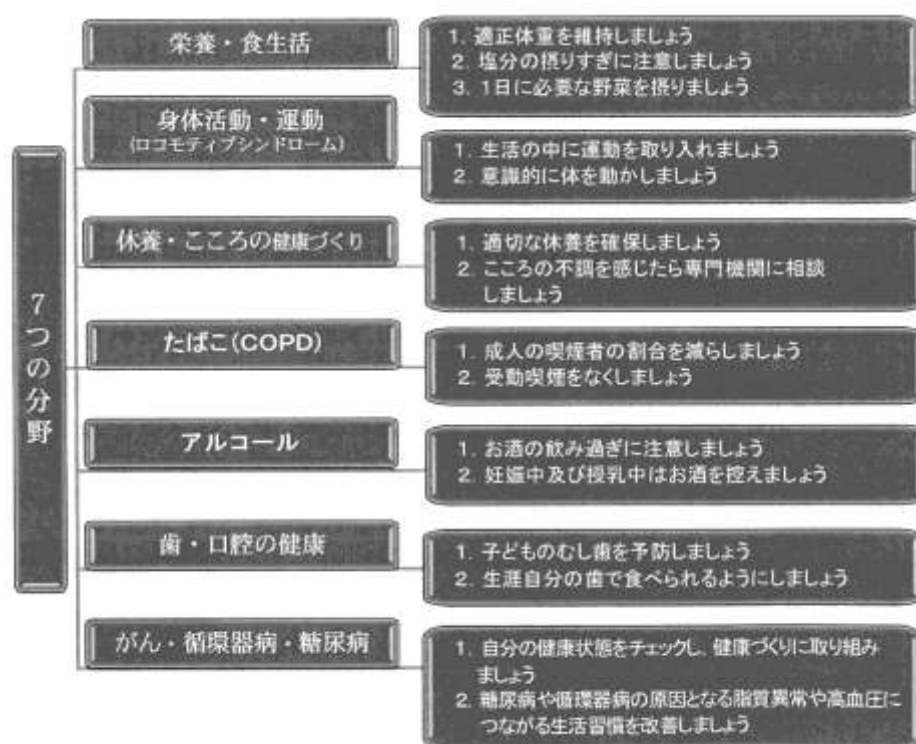
(3) たかやま元気プラン（第3次高山村保健計画）〔平成26年3月、高山村〕

たかやま元気プラン（第3次高山村保健計画）では、今後10年間に取組べき目標を設定し、健康寿命の延命を目的としています。

【計画の基本方針】

1. 健康寿命の延命と健康格差の縮小
2. 生活習慣病の発生予防と重症化予防
3. 社会生活を営むための必要な機能の維持及び向上
4. 健康を支え、守るための社会環境の整備
5. 栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

【今後10年間に取組べき施策】



(4) 第2期 高山村国民健康保険特定健康診査等実施計画 [平成25年3月、高山村]

本計画は、メタボリックシンドローム該当者及びその予備群を減少させることにより、国民健康保険被保険者の健康維持と生活の質の向上及び中長期的な医療費の適正化を図るため、特定健康診査及び特定保健指導の基本指針として定めています。

【特定健康診査・特定保健指導の目標値（第2期）】

	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度
特定健康診査 受診率	40%	45%	50%	55%	60%
特定保健指導 実施率	40%	45%	50%	55%	60%

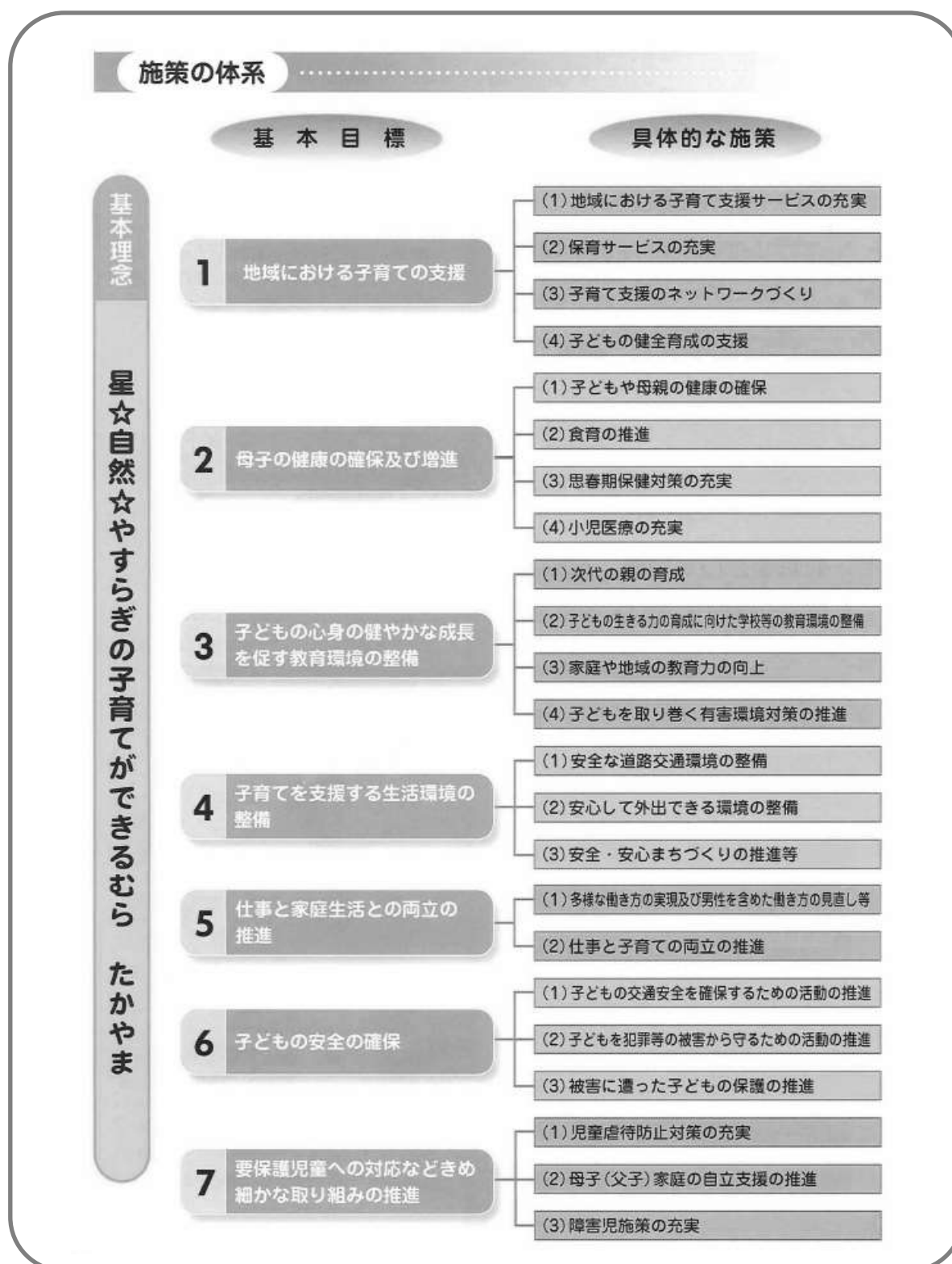
【特定健康診査等の対象者数及び実施者数（推計）】

	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度
特定健康診査 実施対象者数	858 人	862 人	859 人	848 人	842 人
特定健康診査 受診者数	343 人	388 人	429 人	466 人	505 人
特定保健指導 実施対象者数	40 人	42 人	45 人	48 人	50 人
特定保健指導 実施者数	16 人	19 人	22 人	26 人	30 人



(5) 高山村次世代育成支援計画 [平成17年3月、高山村]

高山村次世代育成支援計画は、次世代育成支援対策推進法や少子化社会対策基本法に基づき、今後の村における少子化対策や子育て支援に関する施策を積極的に推進するための指針となるものです。

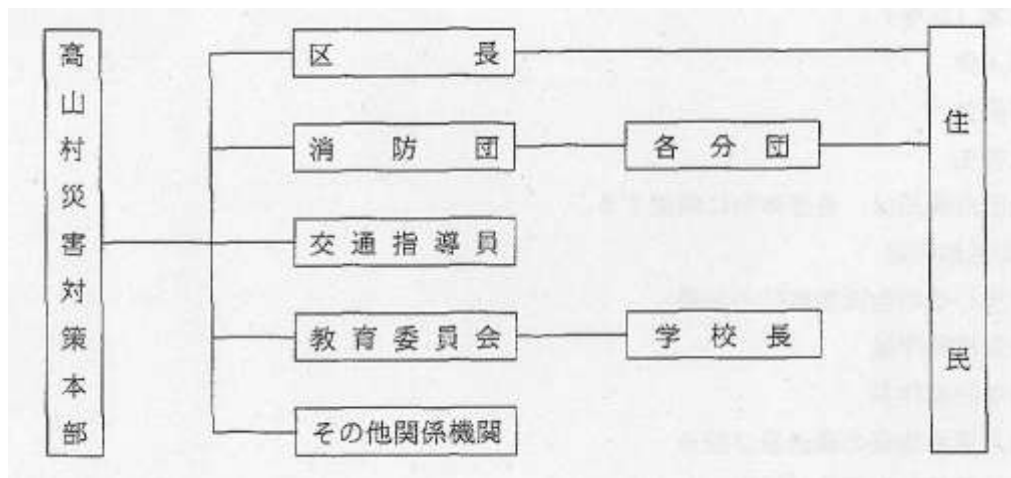


(6) 高山村地域防災計画〔高山村〕

高山村地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、防災の万全を期するため、村の地域に係る災害の対策に関して定めています。

本計画では、災害時の情報伝達系統や避難場所等について示しており、災害時の住民の安全確保の指針となります。

【災害時 伝達系統図】



【避難所一覧】

避難所	施設名	所在地	電話番号		延べ面積	収容可能人数
1	高山村小学校	中山2795	63-2001	校舎	約 3,400 m ²	425 人
				体育館	約 1,000 m ²	125 人
2	高山村中学校	中山3750	63-2002	校舎	約 3,400 m ²	425 人
				武道館	約 900 m ²	112 人
3	いぶき会館	中山3410	63-3046		約 1,700 m ²	212 人
4	保健福祉センター	中山3410	63-1311		約 2,300 m ²	287 人
5	ふれあいプラザ	中山2357-1	63-2000		約 1,900 m ²	237 人

(7) 高山村景観計画 [平成23年3月、高山村]

高山村景観計画は、山里文化によって形成された良好な景観の保全策を講じることに
よって、山里文化を次世代に伝えていきます。

本計画では、行為の制限に関する事項を定め、良好な景観を保全することを目的とし
ています。

【景観類型別行為の制限に関する事項一覧】

景観類型	規制内容	構造区分						種		備考
		農村 地区	農山村 地区	住居 地区	農地 地区	山林 地区	牧畜・ ゴルフ 場地区	道路軸	河川軸	
建築物	建物の転用を伴わない住居の建築とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	建築物は高さ10m以下又は延べ面積が1,000㎡以下とし、壁面の色調は、まちなみに配慮する。	○		○	○					
	建築物は高さ10m以下又は延べ面積が1,000㎡以下とし、壁面の色調は自然景観に配慮する。		○			○	○		○	
	建築物は高さ10m以下又は延べ面積が1,000㎡以下とし、壁面の色調は、建物の近所環境に及びないよう配慮する。							○		
	建築物は高さ10m以下又は延べ面積が1,000㎡以下とし、壁面の色調はまちなみ及び自然景観に配慮する。									○
	建築設備は、公共空間から独立しない位置に設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	建築の形状は、自然景観に調和する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	屋根、外壁は、赤色、赤系の強いものはやめ、自然と調和のとれた色彩にする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	屋根、外壁は、赤色、赤系の強いものはやめ、まちなみ及び自然と調和のとれた色彩にする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新田、本郷における（非営利用途）商業施設等の場合は、歴史的に配慮した形状・色彩にする。			○						
工作物	工作物は高さ10m以下又は延べ面積が1,000㎡以下のものとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	工作物の高さは、自然の近所環境にならないよう配慮する。					○	○		○	
	工作物の表面（コンクリート打ち出し等）が景観に狂乱等を与える場合には、緑化または石材・木材等を用いたデザイン等の改良措置を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	道路、河川の建設・改修では、安全性を確保しつつ、美観の確保を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに自然と調和したデザインとする。				○				○	
	山岳塔、山岳塔等は、高さが6m以下又は表示面積が6㎡以下のものとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	鐘楼、塔、塔等は、高さが6m以下のものとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	電線柱、電柱又は電線鉄塔等は、高さが15m以下のものとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	携帯電話基地局等は、高さが15m以下のものとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	河川護岸は、安全性を確保しつつ自然と調和したデザインとする。		○			○				○
景観	河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性にも配慮するとともに自然と調和したデザインとする。		○			○				○
	赤色、赤系の強いものはやめ、まちなみ及び自然と調和のとれた色彩にする。	○	○	○	○			○	○	
	赤色、赤系の強いものはやめ、自然と調和のとれた色彩にする。		○			○				
	新田、本郷における工作物は、歴史的に配慮した形状・色彩にする。			○						
	新田、本郷における電柱等は、歴史的に配慮して自立しない位置に設置する。また、景観の調和性についても配慮する。			○						
	人権擁護看板、ネオン等の設置は乱雑とならざるよう調和を怠らぬものとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	看板等の色彩は、赤色、赤系の強いものはやめ、まちなみや自然と調和のとれた色彩にする。	○	○	○	○			○	○	
	看板等の色彩は、赤色、赤系の強いものはやめ、自然と調和のとれた色彩にする。		○			○	○			○
	学校の文芸部生協活動等には、遊園施設、運動施設等の内容を制限する。	○	○	○	○				○	○
	農地、住宅地及び森林地の適正な土地利用を誘導する。		○							
その他	住宅地に所在した適正な土地利用を誘導する。			○						
	森林機能保全のため、森林地として適正な土地利用を誘導する。					○				
	樹木等（公共施設、道路付属施設、工場等）は、下向きとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大規模な掘削行為、土砂や掘削物の掘削等の対象となる土地の面積が1,000㎡以下とし、当該行為に付随する掘削物の高さ70cm以下かつ高さ10m以下のものとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	産業廃棄物の埋立等の場合は、埋立期間を60日以下、高さが3m以下又は埋立の際に発生する土砂の面積が200㎡以下のものとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ゴミ置き場等の付属施設は、周辺景観と調和した形状・形状にする。また、収集方法の工夫等も検討する。	○	○	○	○					
	木竹の伐採は面積が300㎡以下とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	小屋・空き家等の設置がないよう努める。		○			○				
	看板・外壁等の種類について配慮する。			○						
	河川沿道空間は、緑化を推進する。				○				○	

10 村民意見収集

1 高山村重要度・満足度調査アンケート

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたっては、幅広い村民の意見を計画に反映・尊重する方策として、むらづくりや村政運営等に関する取組についての重要度・満足度を把握し、その結果を計画に反映させることを目的に、平成26年3月に「高山村重要度・満足度調査アンケート」を実施しました。

(2) 調査概要

- ・調査期間： 平成26年3月
- ・調査対象： 高山村在住、全世帯1,330（世帯）

■ アンケート配布票数、回収票数と回収率

配布票数 (票)	回収票数 (票)	回収率 (%)
1,330	1,037	78.0

- ・調査項目：

■ 基本属性について
年齢、性別、住まいの行政地区
就業形態、職業、通勤、通学先
居住形態、同居家族構成、住んでいる年数
買い物先
村への愛着、
村の生活環境・生活条件で満足・不満足なもの
■ 「重要度」・「満足度」について
環境・社会基盤等について
観光・産業等について
文化・芸術等について
ネットワーク・交流等について
教育等について
福祉等について
村民参加、行財政等について

(3) 調査結果の概要

ア. 重要度・満足度調査 散布図

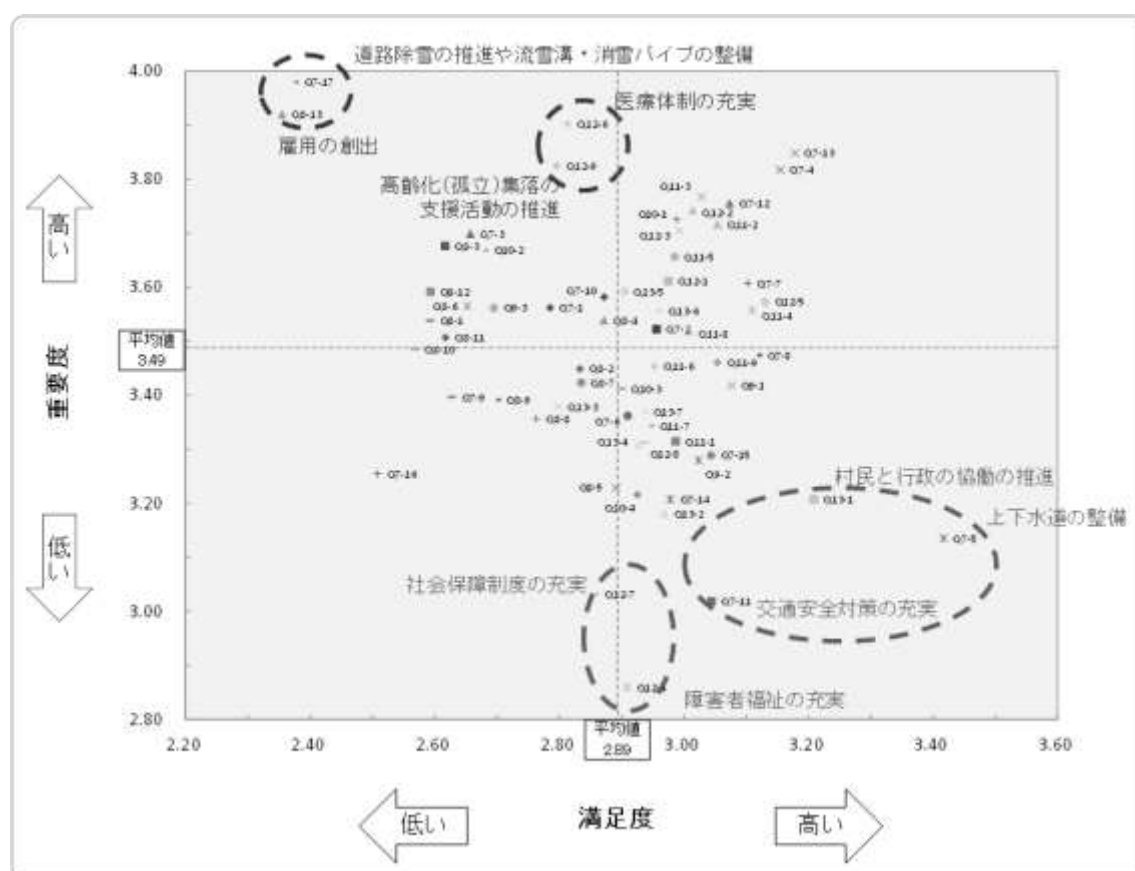
村民生活に関わる7分野62項目について、重要度・満足度を5段階で聞きました。

この結果を数値化して傾向を比較したものを以下に示します。

「観光・産業等」、「ネットワーク・交流」の分野で重要度が高く、満足度が低い傾向がみられます。

一方、「教育等」、「福祉等」の分野は、重要度・満足度ともに高い傾向があります。

■重要度・満足度調査 散布図



分野	満足度平均	重要度平均
環境・社会基盤等について	2.93	3.50
観光・産業等について	2.68	3.51
文化・芸術等について	2.93	3.42
ネットワーク・交流等について	2.87	3.51
教育等について	3.01	3.53
福祉等について	2.94	3.51
村民参加、行財政等について	2.96	3.37

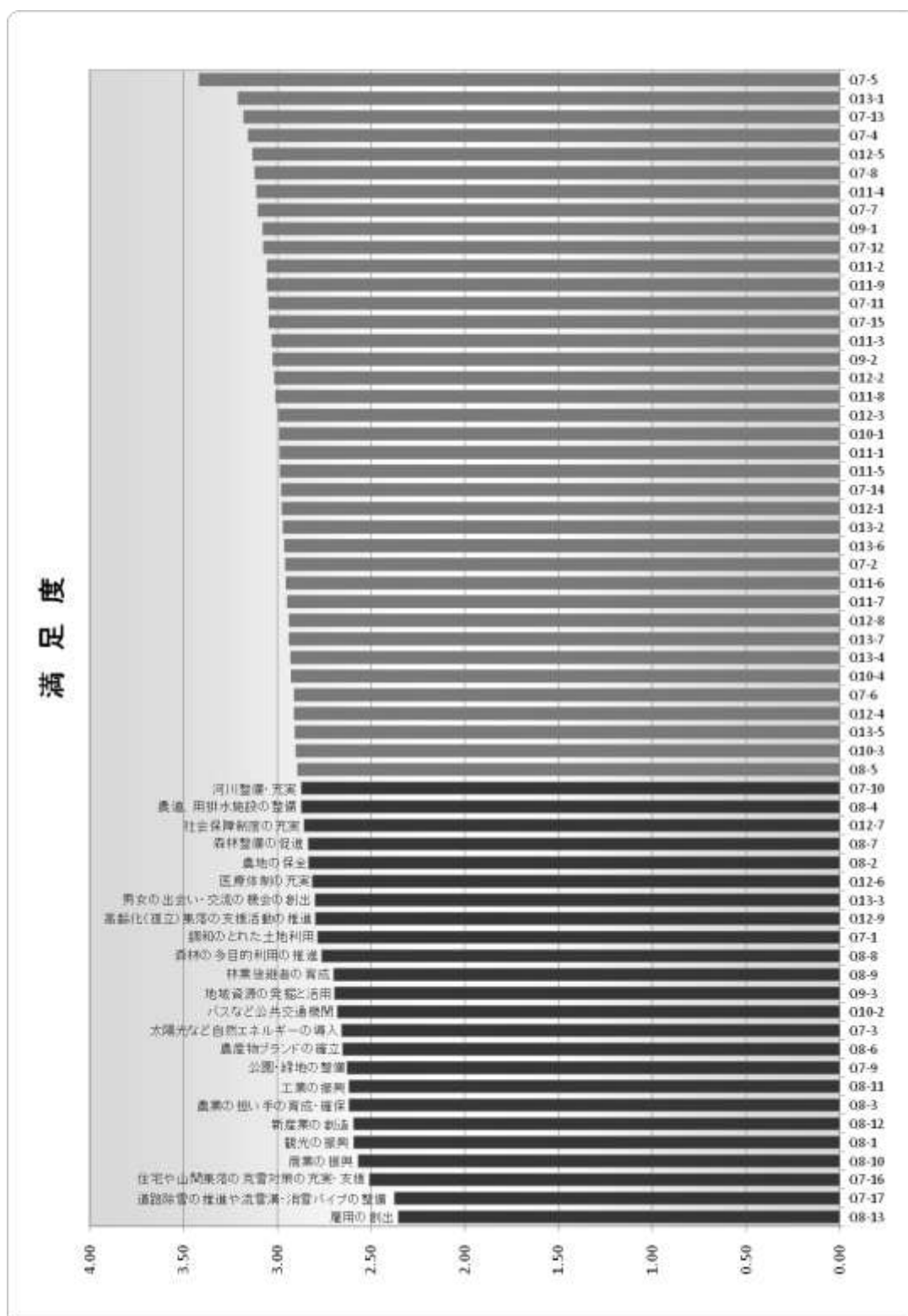
■62項目別一覧表

	満足度	重要度		満足度	重要度
Q7-1 調和のとれた土地利用	2.79	3.56	Q9-1 文化財の保護と活用	3.08	3.42
Q7-2 温室効果ガス(CO2等)の削減	2.96	3.52	Q9-2 芸術・文化活動の推進	3.02	3.28
Q7-3 太陽光など自然エネルギーの導入	2.66	3.70	Q9-3 地域資源の発掘と活用	2.70	3.56
Q7-4 環境衛生対策の推進	3.15	3.82	Q10-1 生活道路網の整備	2.99	3.73
Q7-5 上下水道の整備	3.42	3.14	Q10-2 バスなど公共交通機関	2.68	3.67
Q7-6 温泉資源の有効活用	2.91	3.36	Q10-3 ICT基盤整備と活用	2.90	3.41
Q7-7 自然環境の保全	3.10	3.61	Q10-4 国際交流・国内交流の推進	2.93	3.22
Q7-8 景観の保全と住環境	3.12	3.47	Q11-1 生涯学習の充実	2.99	3.31
Q7-9 公園・緑地の整備	2.63	3.40	Q11-2 幼児教育の充実	3.05	3.72
Q7-10 河川整備・充実	2.87	3.58	Q11-3 小・中学校教育の充実	3.03	3.77
Q7-11 交通安全対策の充実	3.04	3.02	Q11-4 学校関連施設の整備	3.11	3.56
Q7-12 犯罪の未然防止・防犯対策	3.07	3.76	Q11-5 高等教育の支援	2.99	3.66
Q7-13 消防体制の充実	3.18	3.85	Q11-6 青少年教育の充実	2.95	3.45
Q7-14 防災体制の充実	2.98	3.21	Q11-7 スポーツ・レクリエーションの振興	2.95	3.34
Q7-15 村営住宅や優良宅地の整備	3.04	3.29	Q11-8 人権尊重の推進	3.01	3.51
Q7-16 住宅や山間集落の大雪対策の充実・支援	2.51	3.25	Q11-9 特色ある教育活動の推進	3.05	3.46
Q7-17 道路除雪の推進や流雪溝・消雪パイプの整備	2.38	3.98	Q12-1 地域福祉の充実	2.97	3.61
Q8-1 観光の振興	2.59	3.54	Q12-2 高齢者福祉の充実	3.01	3.74
Q8-2 農地の保全	2.83	3.45	Q12-3 児童福祉の充実	2.99	3.70
Q8-3 農業の担い手の育成・確保	2.62	3.68	Q12-4 障害者福祉の充実	2.91	2.86
Q8-4 農道、用排水施設の整備	2.87	3.54	Q12-5 保健活動の推進	3.13	3.57
Q8-5 農業観光の推進	2.89	3.23	Q12-6 医療体制の充実	2.81	3.90
Q8-6 農産物ブランドの確立	2.65	3.56	Q12-7 社会保障制度の充実	2.86	3.03
Q8-7 森林整備の促進	2.84	3.42	Q12-8 健全な消費生活	2.94	3.31
Q8-8 森林の多目的利用の推進	2.76	3.36	Q12-9 高齢化(孤立)集落の支援活動の推進	2.80	3.82
Q8-9 林業後継者の育成	2.70	3.39	Q13-1 村民と行政の協働の推進	3.21	3.21
Q8-10 商業の振興	2.57	3.49	Q13-2 男女共同参画社会の推進	2.97	3.18
Q8-11 工業の振興	2.62	3.51	Q13-3 男女の出会い・交流の機会の創出	2.80	3.38
Q8-12 新産業の創造	2.59	3.59	Q13-4 広域行政の展開	2.93	3.31
Q8-13 雇用の創出	2.36	3.92	Q13-5 計画的な行財政の運営	2.90	3.59
			Q13-6 村民への行政情報の提供	2.96	3.56
			Q13-7 自治組織の育成、地域コミュニティへの支援	2.94	3.37
			平均値	2.89	3.49

イ. 満足度の順位

重要度・満足度調査のうち、満足度が低い順に整理したものを以下に示します。

この結果によると、満足度が平均値より最も低い項目は、「雇用の創出」、「道路除雪の推進や流雪溝・消雪パイプの整備」、「住宅や山間集落の克雪対策の充実・支援」となっています。



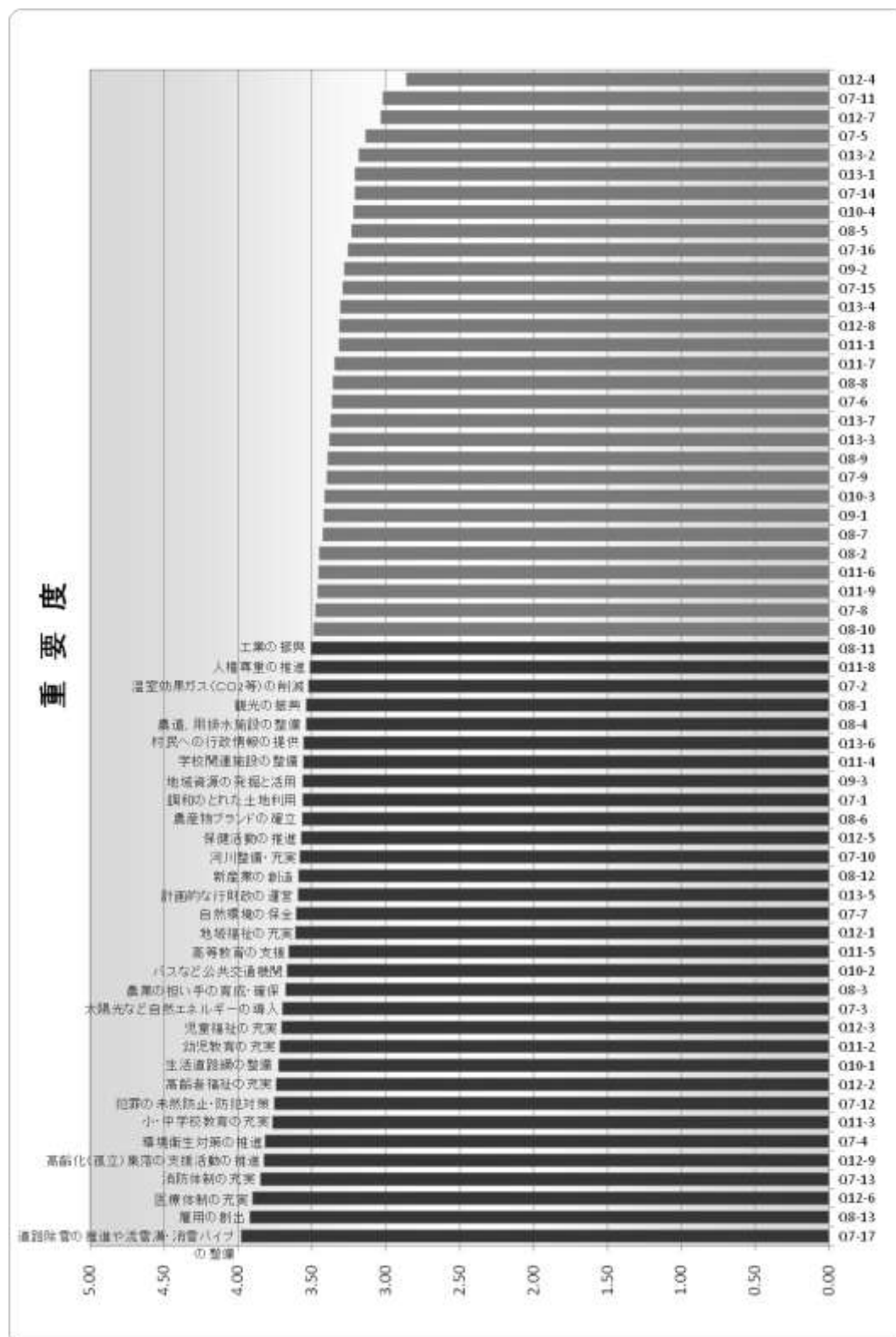
■満足度順位別一覧表

	満足度		満足度			
Q8-13	雇用の創出	2.36	Q13-7	自治組織の育成、地域コミュニティへの支援	2.94	
Q7-17	道路除雪の推進や流雪溝・消雪パイプの整備	2.38	Q12-8	健全な消費生活	2.94	
Q7-16	住宅や山間集落の大雪対策の充実・支援	2.51	Q11-7	スポーツ・レクリエーションの振興	2.95	
Q8-10	商業の振興	2.57	Q11-6	青少年教育の充実	2.95	
Q8-1	観光の振興	2.59	Q7-2	温室効果ガス(CO2等)の削減	2.96	
Q8-12	新産業の創出	2.59	Q13-6	村民への行政情報の提供	2.96	
Q8-3	農業の担い手の育成・確保	2.62	Q13-2	男女共同参画社会の推進	2.97	
Q8-11	工業の振興	2.62	Q12-1	地域福祉の充実	2.97	
Q7-9	公園・緑地の整備	2.63	Q7-14	防災体制の充実	2.98	
Q8-6	農産物ブランドの確立	2.65	Q11-5	高等教育の支援	2.99	
Q7-3	太陽光など自然エネルギーの導入	2.66	Q11-1	生涯学習の充実	2.99	
Q10-2	バスなど公共交通機関	2.68	Q10-1	生活道路網の整備	2.99	
Q8-3	地域資源の発掘と活用	2.70	Q12-3	児童福祉の充実	2.99	
Q8-9	林業後継者の育成	2.70	Q11-8	人権尊重の推進	3.01	
Q8-8	森林の多目的利用の推進	2.76	Q12-2	高齢者福祉の充実	3.01	
Q7-1	調和のとれた土地利用	2.79	Q9-2	芸術・文化活動の推進	3.02	
Q12-9	高齢化(孤立)集落の支援活動の推進	2.80	Q11-3	小・中学校教育の充実	3.03	
Q13-3	男女の出会い・交流の機会の創出	2.80	Q7-15	村営住宅や優良宅地の整備	3.04	
Q12-6	医療体制の充実	2.81	Q7-11	交通安全対策の充実	3.04	
Q8-2	農地の保全	2.83	Q11-9	特色ある教育活動の推進	3.05	
Q8-7	森林整備の促進	2.84	Q11-2	幼児教育の充実	3.05	
Q12-7	社会保障制度の充実	2.86	Q7-12	犯罪の未然防止・防犯対策	3.07	
Q8-4	農道、用排水施設の整備	2.87	Q9-1	文化財の保護と活用	3.08	
Q7-10	河川整備・充実	2.87	Q7-7	自然環境の保全	3.10	
Q8-5	農業観光の推進	2.89	Q11-4	学校関連施設の整備	3.11	
Q10-3	ICT基盤整備と活用	2.90	Q7-8	景観の保全と住環境	3.12	
Q13-5	計画的な行財政の運営	2.90	Q12-5	保健活動の推進	3.13	
Q12-4	障害者福祉の充実	2.91	Q7-4	環境衛生対策の推進	3.15	
Q7-6	温泉資源の有効活用	2.91	Q7-13	消防体制の充実	3.18	
Q10-4	国際交流・国内交流の推進	2.93	Q13-1	村民と行政の協働の推進	3.21	
Q13-4	広域行政の展開	2.93	Q7-5	上下水道の整備	3.42	
			平	均	値	2.89

ウ. 重要度の順位

重要度・満足度調査のうち、重要度が高い順に整理したものを以下に示します。

この結果によると、重要度が平均値より最も高い項目は、「道路除雪の推進や流雪溝・消雪パイプの整備」、「雇用の創出」、「医療体制の充実」となっています。



■重要度順位別一覧表

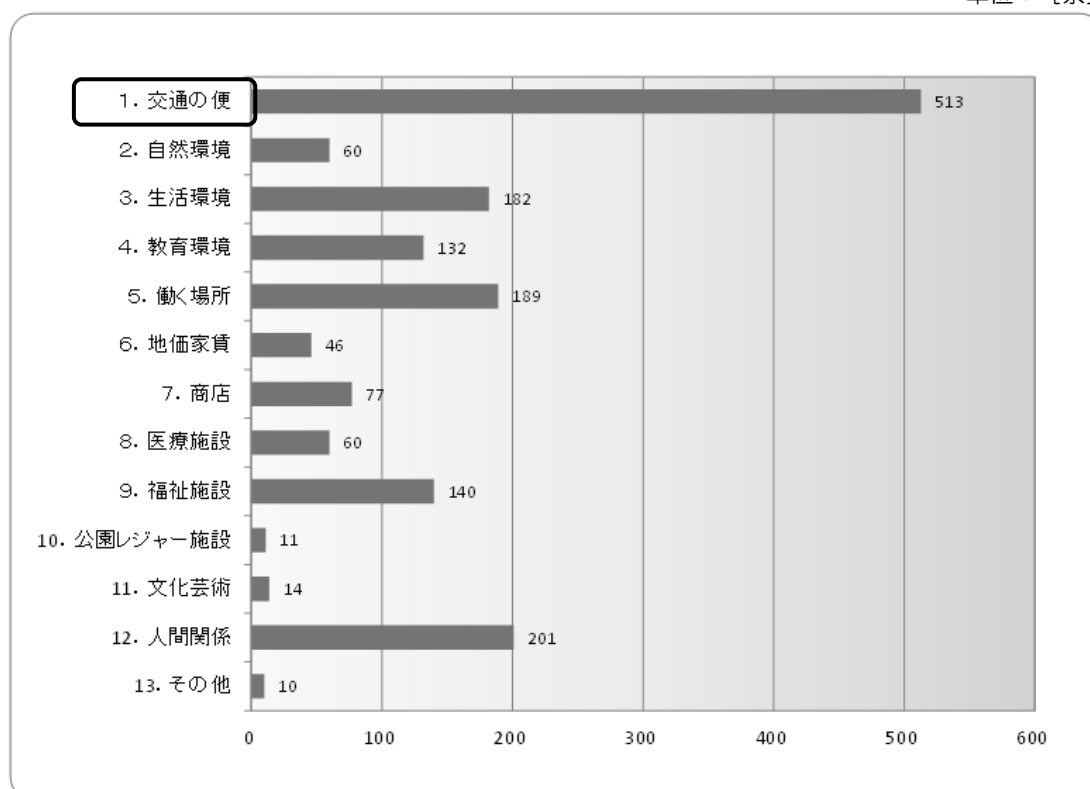
	重要度		重要度		
Q7-17	道路除雪の推進や流雪溝・消雪パイプの整備	3.98	Q8-10	商業の振興	3.49
Q8-13	雇用の創出	3.92	Q7-8	景観の保全と住環境	3.47
Q12-6	医療体制の充実	3.90	Q11-9	特色ある教育活動の推進	3.46
Q7-13	消防体制の充実	3.85	Q11-6	青少年教育の充実	3.45
Q12-9	高齢化(孤立)集落の支援活動の推進	3.82	Q8-2	農地の保全	3.45
Q7-4	環境衛生対策の推進	3.82	Q8-7	森林整備の促進	3.42
Q11-3	小・中学校教育の充実	3.77	Q9-1	文化財の保護と活用	3.42
Q7-12	犯罪の未然防止・防犯対策	3.76	Q10-3	ICT基盤整備と活用	3.41
Q12-2	高齢者福祉の充実	3.74	Q7-9	公園・緑地の整備	3.40
Q10-1	生活道路網の整備	3.73	Q8-9	林業後継者の育成	3.39
Q11-2	幼児教育の充実	3.72	Q13-3	男女の出会い・交流の機会の創出	3.38
Q12-3	児童福祉の充実	3.70	Q13-7	自治組織の育成、地域コミュニティへの支援	3.37
Q7-3	太陽光など自然エネルギーの導入	3.70	Q7-6	温泉資源の有効活用	3.36
Q8-3	農業の担い手の育成・確保	3.68	Q8-8	森林の多目的利用の推進	3.36
Q10-2	バスなど公共交通機関	3.67	Q11-7	スポーツ・レクリエーションの振興	3.34
Q11-5	高等教育の支援	3.66	Q11-1	生涯学習の充実	3.31
Q12-1	地域福祉の充実	3.61	Q12-8	健全な消費生活	3.31
Q7-7	自然環境の保全	3.61	Q13-4	広域行政の展開	3.31
Q13-5	計画的な行財政の運営	3.59	Q7-15	村営住宅や優良宅地の整備	3.29
Q8-12	新産業の創出	3.59	Q9-2	芸術・文化活動の推進	3.28
Q7-10	河川整備・充実	3.58	Q7-16	住宅や山間集落の大雪対策の充実・支援	3.25
Q12-5	保健活動の推進	3.57	Q8-5	農業観光の推進	3.23
Q8-6	農産物ブランドの確立	3.56	Q10-4	国際交流・国内交流の推進	3.22
Q7-1	調和のとれた土地利用	3.56	Q7-14	防災体制の充実	3.21
Q9-3	地域資源の発掘と活用	3.56	Q13-1	村民と行政の協働の推進	3.21
Q11-4	学校関連施設の整備	3.56	Q13-2	男女共同参画社会の推進	3.18
Q13-6	村民への行政情報の提供	3.56	Q7-5	上下水道の整備	3.14
Q8-4	農道、用排水施設の整備	3.54	Q12-7	社会保障制度の充実	3.03
Q8-1	観光の振興	3.54	Q7-11	交通安全対策の充実	3.02
Q7-2	温室効果ガス(CO2等)の削減	3.52	Q12-4	障害者福祉の充実	2.86
Q11-8	人権尊重の推進	3.51			
Q8-11	工業の振興	3.51			
			平均値		3.49

エ. 村の生活環境・生活条件で不満足なものについて

村の生活環境・生活条件で不満足なものを12のテーマについて聞きました。

最も多くの回答を集めたのは「交通の便」で、これに「人間関係」、「働く場所」、「生活環境」と続いており、ネットワーク・交流等について期待度が高いことが伺えます。

単位：[票]



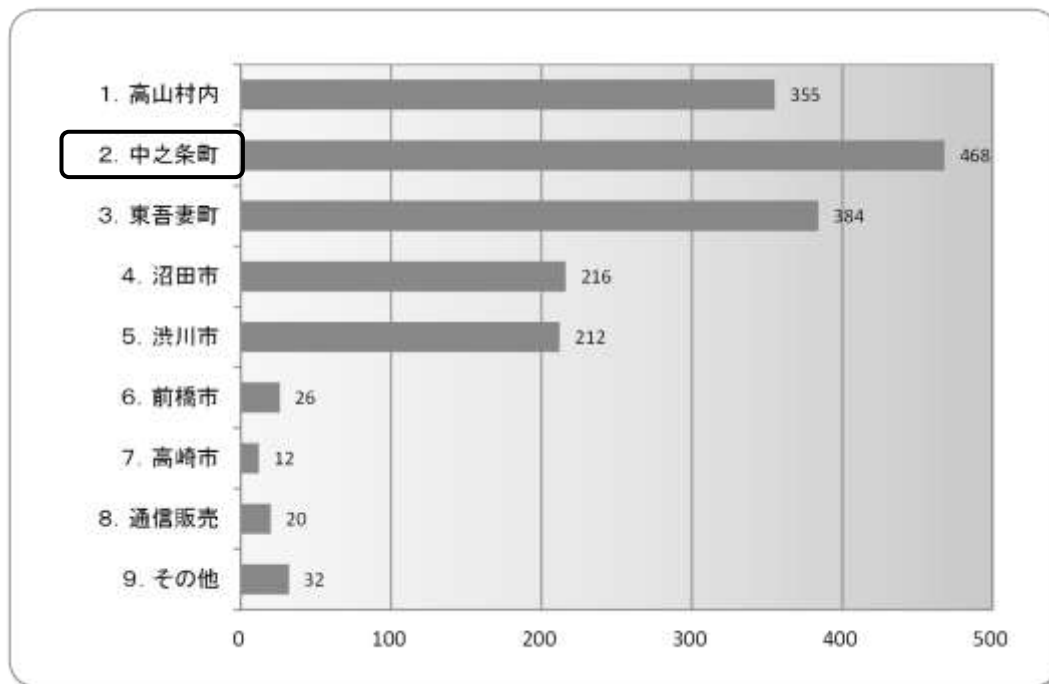
オ. 日頃の買い物について

日頃の買い物先について、食料品・日用雑貨・衣料品・家庭電化製品別について聞きました。

村内での買い物は、食料品以外、近隣市町村に比べ少ない結果となっています。

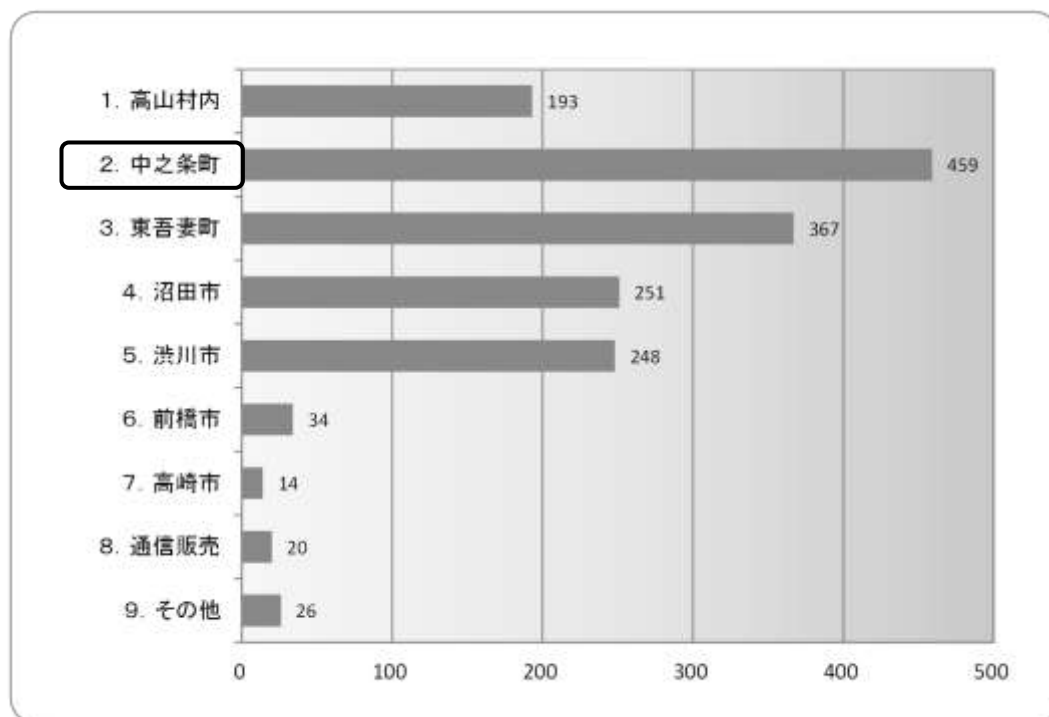
■買い物先 食料品

単位：[票]



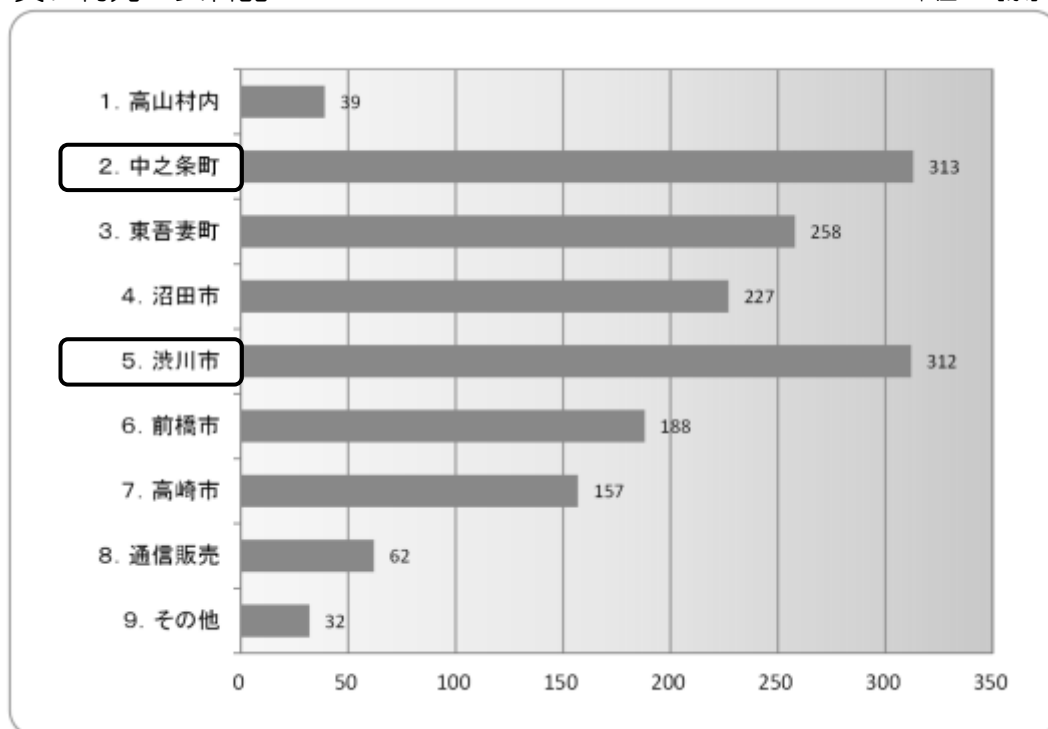
■買い物先 日用雑貨

単位：[票]



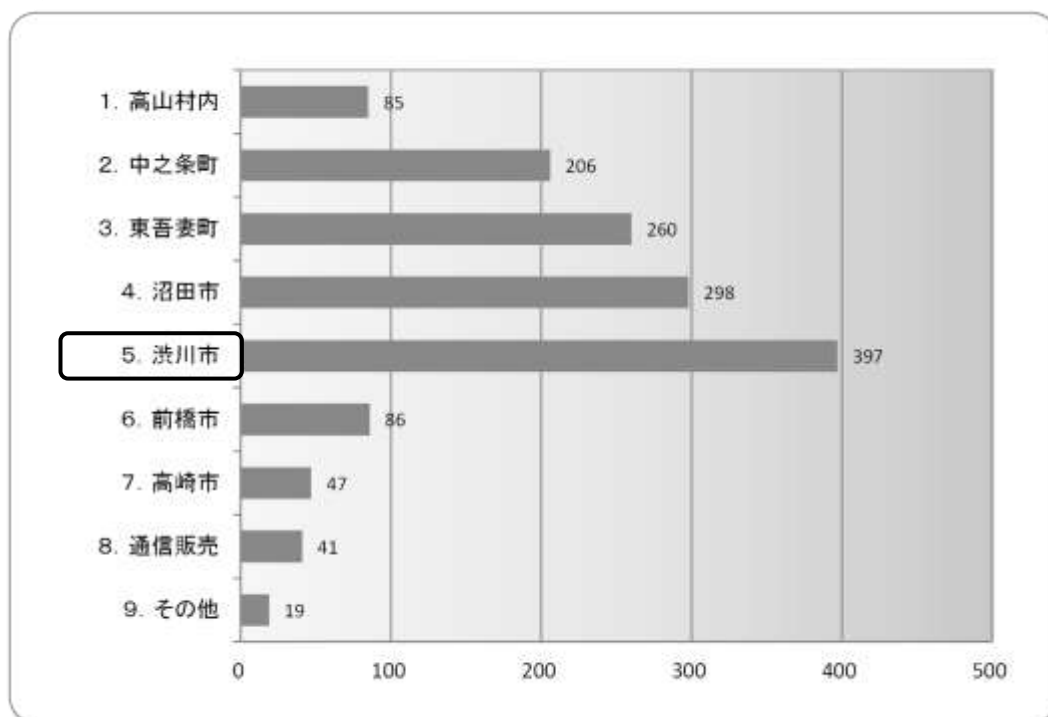
■ 買い物先 衣料品

単位：[票]



■ 買い物先 家庭電化製品

単位：[票]



2 パブリックコメント

(1) 実施の目的

本計画の策定にあたり、幅広い村民に情報提供するとともに、意見聴取し、可能な限り計画に反映するため、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

(2) 意見の募集期間

平成27年2月2日（月）～平成27年2月27日（金）

(3) 意見の応募者数及び件数

応募者数及び件数	応募者	6名
	件数	12件
男女内訳	男性	6名
	女性	0名
年代内訳	40歳代	2名
	60歳代	2名
	70歳代	2名

(4) 提出方法の内訳

FAX	2名
持 参	3名
電子メール	1名
計	6名

11 むらづくりの課題

1 現状データから得られた課題

(1) はたらきふれあうむらづくり

- ◇基幹産業である農業従事者数が減少傾向であるため、農地の荒廃が懸念される。
- ◇サービス業従事者は、増加しているが、村内でのサービス業生産額は、横ばいとなっていることから、村外で就業していることが伺える。
- ◇農林業就業者数のうち半分が65歳以上となっており、後継者不足の問題が懸念される。
- ◇観光客数が、年々減少傾向にある。
- ◇冬季の観光客数が夏季に比べ少ないことから、冬季の観光について検討する必要がある。
- ◇高齢者の単独世帯及び高齢夫婦世帯が増加傾向であるため、自助、共助、公助のセーフティネットを構築する必要がある。
- ◇村内の事業所数が減少していることから、村内での就業先が減少している。
- ◇村内の文化財を保全する必要がある。

(2) 学び育てるむらづくり

- ◇児童人数が、減少傾向にあり、今後の学校教育のあり方について検討する必要がある。
- ◇文化財や伝統芸能が豊富であり、中でも尻高人形は、国選択無形民俗文化財として、受け継がれているが、少子高齢化による後継者不足の問題が懸念される。
- ◇村内の文化財を保全する必要がある。

(3) 思いやりあふれるむらづくり

- ◇村の出生数は、死亡数より低いため、人口減少となっている。
- ◇高齢化が増加傾向にあり介護を受ける方が増加しているため、対策を行う必要がある。
- ◇高齢化に伴う医療費の増大が懸念される。
- ◇高齢化率が増加していることから、介護保険事業の増加が懸念される。
- ◇高齢者の単独世帯及び高齢夫婦世帯が増加傾向であるため、自助、共助、公助のセーフティネットを構築する必要がある。

(4) 自然とともに暮らすむらづくり

- ◇豊かな自然環境が多いため、森林整備を行う人材確保が必要である。
- ◇社会動態が、減少している年が多いため、村外からの転入者を増加するための対策が必要である。
- ◇村民の足となる、路線バスや福祉バスなどによる地域公共交通を確保する必要がある。
- ◇村内の広域連携軸のうち東南北が峠となっているため、アクセス強化が必要である。
- ◇これまで増加していた人口が、平成22年に減少しているため、今後、人口減少が懸念される。
- ◇年少人口及び生産年齢人口がともに減少しており、高齢化が進んでいる。
- ◇そのため、年少人口及び生産年齢人口世帯を転入させる必要がある。
- ◇世帯数は、年々増加していることから、宅地造成等の整備が必要である。
- ◇通勤通学は、県央への流出が多いため、アクセス強化が必要である。
- ◇村内の土地利用は、約76パーセントが山林・保安林のため、限られた平地を有効活用する必要がある。
- ◇林業就業者数は、増減を繰り返しているが、自然環境を保全するため、安定した林業就業者を確保する必要がある。

(5) 安全・安心なむらづくり

- ◇近年の自然災害の状況を鑑み、防災対策を行う必要がある。
- ◇子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないための対策が必要である。
- ◇高齢者の単独世帯及び高齢夫婦世帯が増加傾向であるため、自助、共助、公助のセーフティネットを構築する必要がある。

(6) 村民参加のむらづくり

- ◇将来、人口減に伴い税収減が予想されるため、継続及び新規事業について、対策が必要である。
- ◇商品販売額及び工業製品出荷額ともに、減少しており、村の税収減が懸念される。
- ◇高齢化率が増加していることから、介護保険事業費の増加が懸念される。
- ◇今後財政は、人口及び事業所数等の減少や高齢者の増加が懸念されるため、歳出が歳入を上回ることが懸念される。

2 アンケート調査から得られた課題

(1) はたらきふれあうむらづくり

- ◇村内での食料品、日用雑貨、衣料品や家庭電化製品の買い物は少なく、近隣の市町に行っている。
- ◇村において「雇用の創出」は、満足度が低く、重要度が高い。
- ◇村において「地域資源の発掘と活用」は、満足度が低く、重要度が高い。
- ◇観光資源等における広報活動が不十分である。
- ◇耕作放棄地等は、新たな観光資源とする必要性がある。
- ◇前回のアンケート結果と比較すると、「無職」の割合が増加している。

(2) 学び育てるむらづくり

- ◇村において「高等教育の支援」は、満足度が低く、重要度が高い。
- ◇高等教育における支援が不足しているため、大学・行政間のコーディネートを行い、より積極的な連携を進める必要がある。
- ◇国際化やグローバル化の動きを踏まえ、子どもたちに英語力を高める教育を行っていく必要がある。
- ◇学校教育の充実のため、教職員の資質の向上が必要である。

(3) 思いやりあふれるむらづくり

(医療・福祉)

- ◇村において「医療体制の充実」は、満足度が低く、重要度が高い。
- ◇村において「高齢化（孤立）集落の支援活動の推進」は、満足度が低く、重要度が高い。
- ◇子育て支援が不十分である。
- ◇高齢化に伴う医療体制が不十分である。
- ◇救急車両の到着時間が遅い。
- ◇独居老人の増加に伴う対策等が不十分である。
- ◇各種検診におけるサービスが低下している。

(4) 自然とともに暮らすくむらづくり

- ◇公共交通等の不便さにより、「住みやすい」と回答した数は、全体の半数以下である。
- ◇村において「バスなど公共交通機関」は、満足度が低く、重要度が高い。
- ◇子どもを遊ばせる事のできる公園や広場が不足している。
- ◇村民の足となる、路線バスや福祉バス等による地域公共交通を確保する必要がある。
- ◇前回のアンケート結果と比較すると、村に愛着を感じるかについては、20歳代及び30歳代では、「愛着を感じている」の割合が減少している。
- ◇同様に、住み良い所と感じるかについては、20歳代及び30歳代では、「住み良い」の割合が減少している。
- ◇また、村の生活環境・生活条件で不満足なものについては、20歳代及び30歳代では、「雇用の創出」の割合が増加している。

(5) 安全・安心なむらづくり

- ◇各種災害対策が不十分である。
- ◇地域のコミュニケーションの低下により、人間関係に対する不満が多くなっている。
- ◇防災情報等について情報が遅滞している。

(6) 村民参加のむらづくり

- ◇村において「計画的な行財政の運営」は、満足度が低く、重要度が高い。
- ◇村民ニーズに合わせた職員の育成が必要である。
- ◇都市部との交流不足。

3 上位・関連計画から得られた課題

(1) はたらきふれあうむらづくり

- ◇広域連携軸の観光交流となるアクセス強化等の整備が必要である。
- ◇観光振興を成長させるためのイメージアップ、PRの強化が必要である。
- ◇広域観光ルートの機能向上が必要である。
- ◇職業教育などの産業人材の育成が必要である。
- ◇農業資源を活用した農商工連携による農業の高度化、活性化の推進が必要である。

(2) 学び育てるむらづくり

- ◇幼児教育や子育て支援の強化が必要である。
- ◇家庭の教育力の向上が必要である。
- ◇人材の育成が必要である。

(3) 思いやりあふれるむらづくり

- ◇地域医療・福祉を支える人材の育成・確保が必要である。
- ◇広域連携軸の医療機関へのアクセス強化等の整備が必要である。

(4) 自然とともに暮らすくむらづくり

- ◇広域連携軸のアクセス強化等の整備が必要である。
- ◇公共交通機関等の機能向上が必要である。
- ◇道路及び橋梁等の老朽化が懸念される。
- ◇近隣市町とのアクセス機能の向上が必要である。
- ◇通学路の未整備区間等の子どもの安全について確保する必要がある。
- ◇低炭素社会実現のための産業を創出・推進する必要がある。

(5) 安全・安心なむらづくり

- ◇広域連携軸の防災力強化等の整備が必要である。
- ◇災害時における災害時相互応援協定等の推進が必要である。
- ◇災害時の要配慮者に対する支援について強化する必要がある。
- ◇子ども及び高齢者を狙う犯罪等の防犯体制の維持・向上が必要である

(6) 村民参加のむらづくり

- ◇行財政運営について不透明性の改善が必要である。
- ◇公共サービスの質の向上が必要である。
- ◇男女共同参画推進が必要である。

第5次高山村総合計画

平成27年3月

■編集・発行

高山村役場地域振興課

〒377-0792 群馬県吾妻郡高山村大字中山2856-1

電話：0279-63-2111（代表） FAX：0279-63-2768 E-mail：info@vill.takayama.gunma.jp